私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

いずれかに該当する行為をいう。 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号の ~ (略) 第二条 (略)	及	私的独占の勢止及ひ公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年
いずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するお―――この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号の―――(略)―――――――――――――――――――――――――――――――――	現 行  (現) (第一条) 第百十八条) 現 行  (現) (第一条) 第二章 総則(第一条・第二条) 第二章 私的独占及び不当な取引制限(第三条 第七条の二) 第三章 事業者団体(第八条の四) 第二章 私的独占及び不当な取引制限(第三条 第二十六条) 第二章 不公正な取引方法(第十九条・第二十三条) 第二章 不公正な取引方法(第十九条・第二十三条) 第二章 活訟(第七十七条 第二十二条) 第二章 訴訟(第七十七条 第八十八条) 第十章 離則(第八十八条の二) 第十章 離則(第八十八条の二) 第十章 離則(第八十八条の二) 第十章 離則(第八十八条の二) 第十章 離則(第八十八条の二) 第十二章 犯則事件の調査等(第百一条 第百十八条) 第十二章 犯則事件の調査等(第百一条 第百十八条) 第十二章 犯則事件の調査等(第百一条 第百十八条) 第十二章 犯則事件の調査等(第百一条 第百十八条)	年法律第21十四三")

- かに該当する行為をすること。 正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれ
- 品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
  イーある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商
- 制限させること。
  又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を口(他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、
- 者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの一商品又は役務を継続して供給することであつて、他の事業二一不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、
- のて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもる費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつる。正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要す
- 該商品を供給すること。ないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当四、自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由が
- 価格の自由な決定を拘束すること。 てこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定め
- 品の販売価格の自由な決定を拘束させること。 維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを口 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商
- 該当する行為をすること。して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに五。自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用
- うとする相手方を含む。口において同じ。) に対して1 | 継続して取引する相手方 (新たに継続して取引しよ

- う。 |それがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをい
- 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
- 不当な対価をもつて取引すること。
- は強制すること。不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又
- ること。<br />
  相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引す

兀

- | こと。| |五|| | 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引する
- し、若しくは強制すること。
  利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかにおいて、その会社の株主若しくは役員をその会社の不取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合取引を不当に妨害し、又は当該事業者とその取引の相手方との自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内にお

購入させること。、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を

銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。ロー継続して取引する相手方に対して、自己のために金

の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すぶじ、その他取引の相手方に不利益となるように取引対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、

うち、公正取引委員会が指定するもの為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるものの不可各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行

イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

ロ 不当な対価をもつて取引すること。

、又は強制すること。
、又は強制すること。
、不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し

引すること。二相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取

すること。

小 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引

この法律において「子会社」とは、会社がその総株主(総

#### 第七条

(略)

ら五年を経過したときは、この限りでない。
を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日かの他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置る者に対し、当該行為が既になくなつている旨の周知措置そめるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、次に掲げめるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、次に掲げが既になくなつている場合においても、特に必要があると認が既になくなつている場合においても、特に必要があると認が既になくなつでいる場合においても、特に必要があると認が既になくなつでいる場合においても、

# 一 当該行為をした事業者

は合併により設立された法人法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又二(当該行為をした事業者が法人である場合において、当該

は一部を譲り受けた事業者 四 当該行為をした事業者から当該行為に係る事業の全部又

す る。 らい 第四章において同じ。 権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。 株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第 年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決 をすることができる事項の全部につき議決権を行使すること 社員を含む。 者に対抗することができない株式に係る議決権を含むもの 百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行 ができない株式についての議決権を除き、 この場合において、 以下同じ。 の過半数を有する他の国内の会社を 会社が有する議決権には、 の議決権 ( 株主総会において決議 会社法 (平成十七 社債、

### 第七条 (略)

を経過したときは、この限りでない。

「なった日から三年」では、当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ず対し、当該行為が既になくなつている旨の周知措置その他当めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者にが既になくなつている場合においても、特に必要があると認が既になくなつている場合においても、特に必要があると認が既になくなつている場合においても、特に必要があると認が既になくなつでいる場合においても、特に必要があると認

# 第七条の二(略)

る割合をいう。

、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の価額の占めは一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若は一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若は供給を受ける当該商品若しくは役務の数量のうち一若しくは二以上の事業者が供給し、若しく取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役前二項及び第八項に規定する「市場占有率」とは、一定の前二項及び第八項に規定する「市場占有率」とは、一定の

営む場合は百分の一とする。 取引分野において当該商品又は役務を供給する当該他の事業 業者に当該事業者が供給した当該商品又は役務(当該一定の 務を供給する他の事業者に供給したものを除く。 きは、 の六(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二) を含む。 該行為がなくなる日までの期間 ( 当該期間が三年を超えると る手続に従い、当該事業者に対し、 者が当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務 とによるものに限り、 定の取引分野において当該商品又は役務を供給する他の事 た商品又は役務(当該一定の取引分野において商品又は役 当該行為に係る一定の取引分野において当該事業者が供給 をしたときは、 課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。 第二十七項において「違反行為期間」という。) における 業者が、 当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする )の政令で定める方法により算定した売上額に百分 私的独占(他の事業者の事業活動を排除するこ 公正取引委員会は、 第二項の規定に該当するものを除く。 を乗じて得た額に相当する額 当該行為をした日から当 第八章第二節に規定す ) 及び当該 卸売業を

## 社条の二 (略)

う。

「中国に規定する「市場占有率」とは、一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の価額のうち一若しくは役務の数量の占める割合又は一定の取ける当該商品若しくは役務の数量の占める割合又は一定の取ける当該商品若しくは役務の数量の占める割合又は一定の取ける当該商品若しくは代務の数量のおいて一定の期間内に供給される商品若しくは役務の数量のおいて一定の期間内に供給される商品若しくは役務の数量のが、「「」「「」」

5

ことができない。

(略)

て「 の十」とあるのは「百分の八」と、「百分の三」とあるの 当該違反行為をやめた者 年未満である場合に限る。)であるときは、 て読み替えて準用する第四十九条第五項の規定による通知、当該事業者が当該違反行為について第五十条第六項にお 分が最初に行われ 百分の二・四」と、「百分の二」とあるのは「百分の ある 百分の一・二」とあるのは「百分のと、前項中「百分の四」とあるのは 事前 次項から第九項までの規定の適用を受ける者であるとき 第 十 の 通 の 規定に は「百分の○・八」 項中「百分の四」とあるのは「百分の三・二」と 知」という。 項及び第二十条の二から第二十条の五までにおいて準用する第四十九条第五項の規定による通知( 掲げ 月 前 た 日 の日 . る処 違反行為につい 1) (以下この条におい )を受けた日の一 ( 当該違反行為に係る実行期間 ( 当該処分が行 とする。 る事 付 ずる わ 月前の日) 7 れなかつた ついて第四 第一項中「 項に規定する 当該事業者 までに 気におい 十七七 始日 の百分 がニ

あ に 同 下 ത 項 き の τ は 又 百 は 項 あ (第二項に 百 る 分 当 は の の 第 該 第 第 分 事 兀 +は の 項 業 項 九 九 中 おお ح 者 百 の 項 7 が 規 い ۲ 分 あ る 百 次 定 τ の 第 の 分 に 読 の 百 + の 各 ょ は み + 号 IJ 分 7 替 ۲ の 課 の 百 項 え 徴 第 分 ۲ ŀ١ 及 τ あ ず 金 準 兀 の び る 第 ۲ Л れ の 用 項 の か 納 す あ 中 + る 五 は に 付 る 百 該 を 場 の 百 当 項 命 分 合 は 分 す ず の を の る 百 六 る お 含 + む 百 者 場 11 分 で合 分 五 τ

(略)

の の あ あ す の 次 τ ۲ る る 項 る 項 読 l١ が は -= 該 う。 中 兀 場 月 の 場 及 該 最 項 事 み 合 初 は 合 前 び 替 事 第 業 百 項 ۲ 業 分 百 \_ に 兀 を の 第 え に の ۲ の の 分 百 限 除 日 七 τ 者 行 묵 規 る。 ぁ の \_ 分 き 項 準 が わ 0 定 る の 兀 百 の 用 ま に 当 \_ ح でに し で 分 八」と、 お 該 八 当 す げ は の 該 ١J る 日 違 の る IJ \_ てっ あ \_ あ 違 当 第 ح 反 日 処 反 る と 百 す る 反 該 以 兀 行 分 行 当 ۲ る の 7 事 分 行 違 + 為 下 又 はっ の ぁ 百 き 為 反 前 九 に 該 は、 る 分 に 行 条 つ 通 処 百 の の 係 為 知 第 しし 分 ۲ Ξ 分 は 第 る を 五 τ が の 7 \_ 実 ۲ ゃ 項 第 行 お \_ = : 百 項 行 め ١١ の 第 ۲ 五 わ あ う。 中 分 + て 百 期 た 規 れ る \_ の 間 者 定 分 条 な 項 の の 百 が  $\overline{\phantom{a}}$ に 第 調 は 分 次 を ょ 六」と、 年 項 受 る の 項 た 開 百 + 未 ۲ け 通 ۲ +に に 始 す 百 あ 分 満 該 知 お き 日 る 七 た ح 当日 の で

ず の の 分 す 以 は の る る 下 百 + 場 合 百 ۲ 五 で 項 分 の あ の 分 あ に 項 = ٤ の る る お に 第 の ح い お は ۲ 7 て、 き しし 項 は、 あ 百 τ 八 に 百 る 分 当 同 お 分 の の 第 該 ۲ じ ١J Ξ の はっ 事 7 項 業 六 読 百 ۲ の 百 中 者 み ٤ \_ 分 あ が 規 替 分 の の る 百 次 定 え ٦ の Ξ の 分 τ 百 は の 各 準 ょ ۲ 分 + ۲ 7 号 IJ 用 の 課 あ の 百 す -۲ 徴 る 第 分 い る 兀 の あ ず 金 の 項 四 る は 合 中 の か 納 を 百 ۲ \_ 五 は に 付 含 あ 百  $\neg$ 該 を 分 分と 百

五 ح す

項 の は 中 令 が第 規 の の 業 項 決 規 を ぼ 者 に 確 四 定 百 ۲ 第 八 調 規 を 定 受 IJ が Д 条 項 項查 定 の あ 百 け + + 第 受 に 当 定 若 し の 開 適 る 分 け ょ た 年 該 す 七 L τ 規 始 用 の の 百 た る こ 以 違 る 条 項 < L١ 定 日 を は 兀 分 こ 通 ۲ 内 反 処 第 の る に か 受 は 五 の と が 知若 があ に、 よる らさ 行 分 規 第 百 場 け ح 1 + が 項 ۲ 為 定 分 あ 合 る る 第 一 あ に 行 第 命 者 す の る ۲ U に に か < つ る 者 わ 兀 ょ 限 令 の で る の あ 項 ١J 又 号 る 項 る。 者 は れ を ぼ あ は る は に 受 第 若 τ な 審 の IJ る た  $\neg$ ത 五 第 事 +百 U か 掲 決 規 次け ۲ だ は つた + +げ ٤ < 前 を 号 定 た 年 き 分 八 は 通 る 受 に に こ 以 は の 百 条 場 処 け ょ ۲ 当 項 知 お 内 六 分 第 第 合 が こ 若 を 分 た る ١١ に 該 百 兀 の = ٦ <u>د</u> ` • 受 に 又 通 τ ぁ の 事 分 し 項 は ۲ 項 < の け お 知 同 る 第 限 業 の 規 た ١١ 第 が 若 じ 者 IJ 者 五 のは て、 百二 第 二 十 日 あ 項 で が 百 規 定 U 当 < 当又 該 ح る 若 分 定 に か 条 に ょ 5 当 は ぁ 者 し 11 第 の < ょ る さ 該 第 第 は 命 九 る 事 五 第 令 は る 項 命 か 項の 五

若 の 業 項 第 場 が 定 あ ぼ 者 第 に + 合 る 調 に < 規 兀 ょ る IJ が 六 に 命 查 + 当 + る 定 項 限 開 は 令 第 又 年 該 す 七 審 の る を 始 は 以 違 る 条 決 規 受 日 五 第十三 反 処 第 を け + 内 定 次 か í 行 分 受 に 号 た 5 項 が け 条 為 ょ に こ さ 項 に 第 第 行 第 た る お ۲ か つ 兀 ت 若 わ 通 しし が 項い 号 ۲ 項 U れ 知 て ぁ < τ な に が 若 同 る の の IJ は 規 事 か 掲 あ + 規 じ 者 前 る < つ げ 定 第 定  $\overline{\phantom{a}}$ 年  $\overline{\phantom{a}}$ + 通 た る は 当 に に 以 ょ 六 ょ 知 場 処 第 又 該 内 る る を 合 は 項 分 五 命 +第 審 の 命 受 に 又 令 規 令 け お は + が 第 決 を 定 を た しり 第 条 Ξ 確 第二 受 に 受 日 τ 百 項 定項 け け ょ か 若 の し る 当 項 た た 5 条 て規 し ت こ 通 さ < 該 第 の い 定 ۲ 知 か 規 は る に

あ

\_| ば

限

IJ 業 の

事 分

次

項 る

の の

規 は

定

の 百 ۲

適

用 の る 分

を

受

け

る

者 ۲ 分 あ の

で す の る

あ

る

۲ た 八 7 あ 百 き τ

きだ

独 の 該 百

で

同

U

τ

違

為

を

す

٦

ح

を

企

て、

つ、

他

の 又

者に

当 当

該 該

反 反

為

す

る る

١J

こ

とを

要 事 は で 者

求 業 共 な が

Ų

依 対

頼 U

U

又 違

は

唆 行 行

す

こ を

とに

ょ こ

IJ と 又 は

当

該 ゃ

違 め ٤ 分 の

の

六

٤

百

分

の

あ 百

の の

は 兀

百

と あ

分

五

る

は

百

分

の る 百 が 規

Ξ

۲

第

五 の あ

項 兀 る ず

中

\_ 五

の

は

百 る 分

の

۲ 中 業

あ

の 分 次 定

は の の

百

分

٤

百

分 ۲

۲

該

事

者 の

各 ょ

号

の 課

11

項

に

IJ

徴

金

命

お

١J

同

項

+

۲

の れ の

は か 納

 $\neg$ に 付

百 該 を

分 当

の す ず

+

五 者 場

۲

る る

で 合

あ に

る

۲

7

分 あ 百 の か 当 分 は 該 イ ベ て 該 該 に П 違 違 の 該 事 き の 該 公 の < 定 そ 係 前 に 行 方 報 正 は 兀 当 業 項 す 調 反 百 の ٦ 他 重 か 係 反 る 他 に 他 独 為 る こ ۲ 号 查 告 行 行 取 百 分 す 者 の 他 対 の ۲ の 要 に つ る の で を 開 及 為 為 引 す 百 ۲ 分 の る が 規 当 価 事 を 事 な 該に しし 対 事 又 さ 始 び に を 委 る 分 あ の 者 定 ۲ 該 業 要 業 も 当 掲 τ 価 業 は せ 資 の る +で 共 日 係 員 第 に 違 供者 求 す げ 指 し 者 の 者 専 料 る た の 七 ょ 反給 供 同 又 会 あ に L に を る る 定 に 第 の 事 事 規 は ۲ ۲ る 頂 IJ 5 行 量 行 対 対し 者 し 給 対 U は Д 四 提 実 業 則 あ ۲ 各 課 自 為 依 た 為 の た 量 τ ゃ し し し + 出 百 号 己 購 者 で の 者 で る き 徴 の 当 頼 当 ほ 者 当 め 報 ۲ 分 百 七 が の 定 の は の 金 の 実 λ 該 該 あ か 購 該 他 さ し 当 の は 取行 違 つ 条 告 う め 分 しし の 量 違 λ 違 の せ 該 及 ち 第 ず 納 引 ۲ 又 単 第 る 7 八 の 反 反 τ 量 反 事 な 違 最 百 百 Ξ 付 行は 行 業 び れ に U 市 行 独 か 項 反 初 分 <u>د</u> ′ 分 項 か を つ て場為 唆 当 で 市 資 こ 為 為 者 つ ۲ 第 行 料 3 の 中 及 命 の 占に す 該 又 場 に の L١ を に た の び ず ح 占 匹 τ 違 四 為 の 公 に あ 事 有 係 す は 求 者 係 ځ 百 百 提 前 る 業 号 に 正 ょ る 指 率 る る 反 共 有 る め ۲ に 係 出 取 IJ ۲ 分 の 分 頂 場 定 活 商 こ 行 同 率 商 に 掲 る を 引 あ の は の 各 合 す 動取 ۲ 又 品 為 し 品 応 事 行 号 げ 委 る + に に 又 又 を は 単 第 る 引 τ 若 じ 百 件 こ つ る つ員 独 の 五 の お の は は 容 取 し τ ۲ 項 ۲ 引 < 処 にた 会 で は 分 しし しし い 相 役 ゃ 易 次 つ者に 中 の あ ず τ を て 手 務 め 継 分 に の の は すしい 又いへ当当 六る れ 除 指 方 に な 相|役|続

当 該 該 該 違 略 違 公 報 反 反 正 告 行 行 取 及 為 為 引 び にを 委 資 係 し 員 料 る た 会 の 事 事 規 実 業 則

て

の

調 查 開 始 日 第 提 兀 +出 の 者 で 七 が 報の 定 当告う 条 め 第 該 ち 及 る 違 び 最 ے 項 反 資 初 第 行 料 ろ に 兀 為 の 公 に 号 に 提 正 ょ 係 出 に 取 IJ 掲 る を 引 事 行 げ 委 単 件 る つ 員 独 処 た 会 に で つ者 に 分 又いへ当当

四 規のもきにに 当 算 す て項第 ょ |引|該 該 る 得 ま 後 の 事 そ一へ n 課 ۲ る た た で号 に 定 提 実 の 第 委 公 た 次 に 違 項 略 員 徴 課 き 項 略 場 ょ す 報 τ 行 に 兀 額 の 出 他 反 正 及 +金 徴 る ょ る 該 告 第 の わ が 係 に 会 行 取 は を 規 び の 合 事 報 る 違 及 + 場 れ 当 る ょ 五 に 為 引 略 の 金 第 定 第 場 を次 業 条 告 報 反 び 項 合 た 該 も IJ 条 当 を 委 額 の 第一に 兀 合 除項 者  $\overline{\phantom{a}}$ 告 第 行 資 第 額項 ょ 号 **<** 及 に 場 違 既 該 か に 及 が の 第 員 し 又 及 + に 号 IJ び び 為 料 お 5 に お 当 合 反 を 違 た 会 に 百は及 資 び項 を の 号 を 行 除 項 事 減 計 該 第 しし 公 反 規 しし 該に て、 で 提 **<** 料 資 第 し 又 τ 除 為 正 に 行 業 則 額 分 第 び 算 当 違 規 +の 料 た 出 は **<** 規 す の 五 第 し す あ に 取 者 で 反 定 為 る Ξ る 五 行 すこ 項 為 る の 号事 を 項 兀 る 提 前 公 係 引 定 に の 定 た 公 + 出 提 又 業 行 項 も 号 課 ۲ 正 を 委 す 係 う め か 正 る 出 は 者 つ 第 取 で 事 ち のをら 又 徴き 取 とにに処 を 行 員 る る る 行 を 前 の た 引 件 報 事 兀 ۲ と乗第は 金 は 引 お つ分 あ つ 会 ٦ つ 行 項 う 者 号 委 る た 告 実 番 すじ九第 の同 委 いいが に に 3 るて項三 た つ 第 ち のか こ つ ょ 又 目 額項 員 τ τ 員 者 の 行 ځ 得ま号 た 次 数 ら 会 ŀ١ つ 又 事 者 は 報 に に又 会 同 わ °| ح の τ 者 号 が 第 当 同 た で及 百 前 の は 告 は ょ は は じ n 数 の か 各 五 の 該 把 条 及 五 IJ 額 の び 分 第 通 な 数 5 号 に 号 当 報 握 び 番 を 規第 の五 当 知か を 調 第 ۲ 第 満 告 さ 兀 資 定四五項 以を 合 の ま 該 查 目 単 つ 該 第 に そ 号十か しし た で違 開 及 れ 項 料 に 独 事 後 受た 号 び τ れ よに し ず なの反 始 の の 公 で をら業 にけと た号 り該乗第者 ま れ い 規 行 資 提 ぞ 日 い 措 正 行たき 以 料 る 置 出 取 れ計当じ九が 数 | の で | に と 定 為 当 わ日は に 一 額 分 第 て 項 第 規 該 は ょ す の 兀 得 ま < ° は つ る Ξ 第 項

号 当 で 次 た 略 号 項 該 額 の 及 百 で の 及事 を 規 び 定 第 場 あ び 業 条 第 に 三 合 る 次 者 第 六 こ 項 ょ 号に が 号 りに ま お に 当 項 で 計 該 い 及 お該に の び 当 て、 算 L١ 違 規 規 第 し す 反 定 て 定 た る 同 行 す 公 に号 課 と正 じ為る よに徴き取 に処 り該金 は引 つ分 れ計当 以いが の 同 委 算 す 額 項 後 τ 行 し る に 事 に 又 わ ۲ 百 は 行前れ 課き 分 第 わ 通 な 徴はの四 当 れ知か 金 第 五項該 たを つ の 十 か 場受た 事 額項を けと 5 業 合 に 又 乗 第 をた 者 き 六|が 百は 除日は

略

+

乗 第

τ 項

得

た

額

を、

そ

れ

ぞ

当

該

課 た

徴

金

の

額

か

5

か

も

の を 5

۲

す じ

る

規のもきに 定 定 当 る に しし 当 ょ す 報 に τ 項 略 該 る ょ る 告 第 の 報 る 者 違 及 七 場 報 反び 告  $\overline{\phantom{a}}$ 項 合 告 第 行 資 第 及 に 料 び 及 七 為 お び項 の 号い 資 を 資 料 第し 提 又 τ 料 た 出 は の 提 の 号 事 を 前 公 又 業 出 提 行 項 正 出 は 者 を つ 第 取 行 を 前 の た 引 つ 行 項 う 者 号 た つ 第 ち の 若 者 た 次 数 し 会 の の 者 号 が < は 数 の 若 各 Ξ は 数 し 号 に 第 当 を ۲ 合 < の 満 該 第 は た 号 計 しし 違 ず な し 第 の反 号 れ 規行 た しし の号にと定為

課 IJ 出|が 徴 五 金 算 つ 行 以 の し 下 い つ た 額 τ た で か 課 は 者 あ 5 徴 の IJ 減 金 第 数 額 の を か 額項 す 合 つ る 又 計 に ŧ 百 は 同 し の 分 第 た 号 ۲ の 五 数 **ത** す  $\equiv$ 項 が 規 十 か る 定 Ξ を 5 以 に 乗 第 下 ょ じ 九 で る て 項 あ 報 得 ま る 告 た で場 及 額 の 合 び 規 を に 資 限 定 料 当 に る の ょ 該 提

略

-|つ| 規 項 者 る 行 業 ۲ 定 第 に 場 定 み 号 為 め い | 主 | 者 お に 社 主 の 議 定 す τ 当 τ つ な 合 に に る う。 平 号 ۲ の 子 決 に る 決 総 τ 該 は ょ 該 ۲ 会 項 ١١ に 係 し ٦ 権 ょ 議 相 τ 限 当 こ み 議 会 成 社 る τ る 社 に ۲ な 決 社 こ を IJ + を 員 互 以 当 報 第 前 IJ L 事 3 で 規 す 権 又 の 含 議 七 が す を に 上 該 告 +  $\equiv$ 当 実 に あ 定 る こ 場 む 決 年 で 含 子 の 及 項 該 当 の は か の ょ る す 以 合 権 法 き む 事 び 項 報 報 場 以 過 슰 会 の 該 IJ る つ ح 下 こ 半 律 な 社 に 以 を 社 業 上 資 第 規 告 報 告 合 違 お 有 第 い が 以 共 数 の 下 等 者 の 料 定 及 告 第 及 に 反 び 号 の を い 同 す 八 株 で 下 事 の を び 及 同 限 が 行 て、 じ。 式 同 事 び 号 有 る + き 業 提 か 適 資 資 項 若 し る 為 じ。 て、 出 に ŧ 六 る 業 当 者 5 用 料 資 又 料 す U に を 号 第 料 숲 つ 事 該 を を す の は の お る < の 者 し ۲ ١١ 他 社 の 項 報 も 行  $\equiv$ る 提 の 第 提 が た は ١١ の 公 号 τ の 及 過 み 第 τ の の 子 告 つ つ 出 提 出 正 事 同 び 半 τ た 号 会 以 な 八 の 全 議 会 及 ま を 出 を 取 業 公 そ び で 引 じ 社 数 さ 百 決 社 事 行 を 上 議 部 の の 行 正 者 七 業 単 は の の を 資 及 場 委 取 れ 決 に 権 の つ しし つ の たニ 子 有 る + 権 つ 会 料 事 者 び 合 独 ず た 員 引 う 若 当 숲 若 す 株 九 を き 株 社 の 業 の 前 に で n 場 会 委 ち しく 式 議 提 項 以 社 る 条 除 主 が 者 数 お 行 該 か 合 に 員 < 第 総 そ ۲ け 上 当 以 会 が 他 に き 決 出 の 第 つ に に 숲 は は つ Ξ 権 会 の す 計 の た 上 社 そ の の る 該 は 該 規 る 。 親 の の 会 い頃 슷 を に 総 時 算 号 第 事も当 則 の 違 の | 十 総 以 社 て の 社 行 お 株 業 の す 第 反 で 子 に に 事

> ≡ + る。 か を 5 以 乗 下 第 じ 六 で τ 項 あ 得 ま る で場 た 額 の 合 規 を に 定 限 当 に る 該 ょ IJ 課 徴 計に 金 算 つ の し ŀ١ 額 た τ 課 か 5 徴 減 金 第 額 の 額 す 項 る に 又 百 は も の 分 第 との四

略

す

項|が

第 法 の 子会 律 間 告 他 な 百 前 に の ついて、 関 及 四 又 は 当 に の 当 しし 項 け、 る を τ < 5 該二 び 該 二 て 当 の 係 限 事 の 株 +平 社 若 の 当 同 숲 該 は そ 11 は そ 事 る。 じ。 場 の 資 業 事 う。 式 成 が 該 又 に 八 U 違 の 分 社 又 + は 以 以 業 料 者 業 に 有 < 合 あ 条 反 部 は 違 者 割 部 該 者 を 係 第 Ξ す は に 行 を 分 反 が の を 分 違 が 次 者 上 つ の ۲ 者 上 次 子 割に る 年 る 二以上の子会社又は会 お 為 承 行 割 反 当 の ۲ の た に 提 共 ۲ の 号 又 会 日 承 議決 を開 。 及 び 項 法 議決権に ١J 継 行 い 共 事 こ お 出 同 共 事 は 社 該二以 為 継 に 当 か ءَ の 律 て、、 ず 同 業 を 業 い 同 ŕ より当該 ۲ に 該 5 さ ょ 為 当 て 当 規 二以 τ 行 f, れ 者 権 第 始 当 IJ に し U 者 第二十五 す 係る事 該 定に 七十 かつ、 当 τ を 会社が 係 つ τ 該 か の の 事 上 る は、 含 当 たこ に う 当 た 該 当 う 該 る の 業 上 違 か 他 ち、 ち、 より 該 該 該 日 違 該 つ、 む 五 違 業 の 反 違 事 事 者 の 号 ) ځ 当 も 社 有 当 業 違 他 か 反 違 項 ۲ 反 の 事 行 業 会 反 発行 債、 する 該 のとす 行 行 当 5 行 反 に す 反 の 当 親 全 業 為 当 の 者 社 第 る 事 さ 為 行 譲 為 部 者 を 該 為 全 の 行 該 該 お 会 を 業 者 百 株 社 議 受 うち 事 為 か を 為 に 若 開 他 に 部 ١J 社 の ١١ に対抗 四十 式 係る うち 実 以 者 以 う。 の を の を τ 決 け 係 若 が し 始 の 等 < ۲ が ぼ た 上 上 権 又 事 る し し 同 同 U U の ڗ 相 IJ 全 若 あ た の た の 七 の 並 は 事 は の た 業 事 < 他 以 うること。 こと。 五 期 ŧ で す 条 振 し び 分 業 他 者 業 は 者 事 互 事 下 の ることが 第 替 < に で 業 に 年 間 の 業 割 の 部 の の 事 あ こ が 、は二以 に関 な 者 子 以 が 者 の る 숲 事 当 全 部 業 の の 全 を 項又は 会 内 当 い の の 社 日 部 業 を 者 関 他 号 譲 該 部 か 若 り 者 ら し 受 か う す ŧ 社 の 該 当 う 及 譲 若 譲 に 係 の に る上び ち 期報該 渡対 の 等 ち 渡 し 会お

なに出三 対 受 ま 正 け で 取 速た又 引 ゃ ۲ は 委 かき 第 員 には + 슷 文 は 書 当 項 を 該 第 第 ŧ 報 \_ + つ 告 号 項 τ 及の 第 そび 規 資 定 の 号 旨 料 に を の よ第 提 通 る + 知 出 報 U を 告 項 な 行 及 第 つ け び た 資 れ 号 ば 事 料 か な業のら ら者提第

料 +1れ 当 の か 提 該 項 に 正 出 該 事 若 取 業 当 を 引 追 者 < す 委 加 に は る 員 第 事 会 し 対 τ 業 し は +求 者 当 め に 第 る 該 項 対 + ح 違 の し 項 ۲ 反 規 第 か が 行 定 \_ 5 で 為 に 項 第 き に ょ の + 係 る る 規 る通 定 項 事 知 に ま を 実 ょ で の す る の る 報 命 規 令 定 告 ま 又 で 又の はのはい 資 間 第 ず

で|該の出三 当 の 規 を 号 公 規 す 定 行 ま 正 定 る に つ で 取 事 ょ に た 又 引 か 実 る 事 は 委 か が 通 業 第 員 ゎ あ 知 者 + 会 5 る を に が <u>₹</u> • ع ず、 対 頂 る 認 し 第 第 ح τ め ま + る で 第 号 項 れ ۲ 5 の の 第 間 項 のき 規 は、 ı: の 規 定 号 規 定 に は第次 定 ょ 第 適 +の る + に 各 ょ 用 項 報 る し か 号 告 頂 な 5 の 命 及 第 令 び 第 L١ しし + = 又 ず 資 号 は 料 れ か 項か次 の 5 まに項提第

じ 業 事 当 資 者 業 料 該 が の 者 の 事 行 う ۲ 提 業 つ ち 共 出 者 た 同 を 当 行 しし L 当 ず 該 τ つ 該 報 れ 当 た 事 告 業 か 該 者 又 報 で 者 は 以 告 あ が 提 上 及 る 第 出 の び ۲ + U 事 資 き Ξ 業 た 料 は 項 当 者 の の 提 規 該 当 資次 出 該 定 料 号 を 事 に に 行 業 に ょ お 者 る 虚 つ た 偽 い 及 報 の τ 他 び 告 同の当 及

が

含

ま

τ

l١

た

٦

۲

該 略 事 行 ょ 事 業 つ る 者 者 た 及 報 が 業 及 他 び 告 他 者 当 び 及 の が の び 事 当 事 し 該 業 事 資 業 た 該 料 事 者 業 者 当 業 の の に 者 該 う 者 ۲ 提 対 違 ۲ ち 共 出 U 反 共 を しり 同 行  $\overline{\phantom{a}}$ 同 ず 行 当 為 U れ τ つ 該 に τ 当 た か 事 係 当 者 該 業 る で 以 報 者 該 事 報 上 告 ぁ が 件 告 の る 第 及 に ح 事 び +及 お び 業 資 き しし 料 項 資 者 は τ の の 料 が 提当規 当

> 、け第 速た 公 ゃ ۲ 号 正 かき 又 取 はは に 引 文 前 委 書 当 項 員 を 該 第 会 ŧ 報 \_ は つて 告 号 及の第 そ び 規七 資 の 定 頂 料に第 旨 をの ょ 通 提 る 知 出 報 し を 告 第 行 及 な 八 け つ び 項 た れ 箵 第 ば 事 料 業 な の 5 者 提 な に 出 し 対 を < い は

当 三 か る 該項に 公 違 の 該 正 当 ۲ 規 反 取 が 行 す 定 引 で 為 に る 委 き に ょ 事 員 る る 係 業 会 る 通 者 事 知に を 実 対 第 の す し 七 る 報 第 項 まー 告 か で項 又 5 は の の 第 資 間 規 九 料 定 項 当 の に ま 該 ょ 提 で 出 事 る の を 業 命 規 追 者 令 定 又の 加 に 対 は し しし ). し、 τ 第 | ず +|n 求

定 す 定 行 に る に つ 公 ょ か 事 た 号 正 る 事 又 か 実 取 業 が 通 は 引 わ 5 あ 知 者 第 委 ず る を に 九 員 ح す 対 項 会 こ 認 る し 第 が ħ め ま て 号第 5 る で 第 ۲ \_ の の の 七 間 項 規 き 規 頂 Ĺ の 定 定 は 第 は 規 に 適 第 次 定 ょ 号 用 七 の に る し 項 各 ょ 報 第 な る か 号 告 八 命 L١ 5 の 及 項 第 令 び L١ 第 九 ず 又 資 れ は 項 料 号 か 次 の ま 若 で に 項 提 し < の 該 の 出 当 規 を は

偽 当 の 該 内 容 事 が 業 者 含 ま が 行 れ つた τ l١ 当該 たこ 報 ۲ 告 又 は 提 出 し た 当 該 資 料 に

二 (略)

る す 該 当 る 事 ح 業 ۲ を 者 妨 を が 業 強 他 害 要 U の が τ 事 し 業 い た 又 た 者 当 ٦ は に 該 他 ح 違 対 の し 反 第 事 行 業 為 項 者 に がに 係 規 当 る 該 定 事 す 違 件 反 る に 行 違 お 為 反 しし を 行 τ き 為 め を当

る を 行 反 つ を 行 を の b す 事 τ る 業 こ しし 者 た ۲ 以 こ を 外 ۲ 強 の 要 事 業 し 者 又 に は 対 当 し 該 違 第 反 行 項 為 に を規

そき令したじ の ま を 第 な 旨 で 反 しし 正 を に な項 行 通 しし の 為 引 知 場 規 に ۲ す こ 合 定 係 し 員 る れ に に る た 숲 も ۲ あ ょ 事 併 の つ る 件 き て ۲ せ 命 に は 第 す τ は 令 つ +る 当 を しし 同 項 該 公 す τ 項 の 事 る 当 規 正 の 業 取際該 規 定 者 引に事 定 に 委 業 に に ょ 員 同 者 対 該 1) 会 項 当 L 以 課 規 ത 外 す 徴 文 則 規 の る 金 書 定 事 で 事 の を 定 に 業 業 も め よ 者 者 付 つる るに が を てと命対 し

項 裁 一 又 公 は が 件 正 取 第 あ に 引 +る つ 額 ۲ しし 委 の項 き τ 員 会 の は 分 当 規 は 定 第 該 \_ に 事 第 ょ 項 業 項 IJ 者 計 第 に 又 算 兀 対 は し 項 ŕ 第 た か 兀 額 5 罰 項 に 第 金 の 代 九 の 場 え 項 刑 合 τ ま に に で 処 お そ す しし の第 る τ 課額 + 確 九 徴 か 一 定 同

い は が 項 金 5 額 該 該 で 該 控 罰 罰 除 金 第 す 金 後 額 + る の の も = 額 の 項 分 若 ۲ が の す の 百 し < 万 る 円 に は 相 た 相 未 第 当 満 だ 当 + す で し す る項 あ る 金の 第金 と 額 規 額 項を き を 定 は 超 に 控 え ょ 第 除 な IJ 兀 い計 項 た の 限 ۲ 算 か 額 き IJ し 6 を で た 第 な又額

に

る

し

のニ 係 業 な 場 正 合 取 ょ しし 引 る て つ 第 は 委 命 読 しし 員 令 み τ 項 罰 숲 当 替 金 を は す え 該 第 の る τ 事 刑 前 準 業 項 際 に 項 用 者 又 処 の に す 以 は せ 規 外 第 る 6 定 場 の 兀 れ れ に 合 事 項た 5 ょ 業 に 事 IJ を の 規 規 含 者 業 課 定 む に 定 者 徴 に 対 す に 金 ょ る 対 の 第 違 る 又 納 命 は 反 付 項 令 第 行 当 を 兀 を  $\overline{\phantom{a}}$ 為 該 命 し 項 第 に 事 じ

場

合

に

あ

つ

τ

は

公

正

取

引

委

員

会

規

則

で

定

め

る

۲

き

ま

き 令 し た 者 ま 第 を 違 小 で に 反 正 対 に な 項 行 し 11 の ۲ 引 第 場 規 に ۲ 委 + 合 定 係 し 員 書 に る た 六 に を 項 あ ょ 事 ۲ も つ る件 き に て つ お 命 に は 第 τ 令 つ 七 L١ は そ τ を い同 頂 の 同 公 す 項 τ じ る 当 旨 正 の を 取 際 該 引 通 に 事 定 に ` 知 委 業 ょ に こ す 員 同 者 該 1) る れ 숲 項 当 以 課 も لح 規 の 外 す の 併 則 規 せ 定 事 ۲ で す τ 定 業 に 納 当 る め ょ 者 該 る る に が を お|準 ٢ 対

公 正 取 引 委 員 文 会 は 第 項  $\overline{\phantom{a}}$ 第 項 に お L١ τ 読 み 替 え τ

第 に τ し す 兀 対 同 る 額 じ 場 項 し に か 合 5 罰 を 第 金 の 含 τ 六 の 場 む 項 刑 合 ま にに 以 の で 処 お 下 ٦ 額 す しし て、 徴か第 る の ら 八 確 項 の当項 定 同 額該又 裁 第 判事 + は 金 第 が件 七 額 九 あ に 項 の項 る つ 及 の ۲ しり び 分 規 き τ 第 + の 定 は に 当 八 に ょ 第 該 項 相 IJ \_ 事 に 計項業 当

者い用

る 額 規 ۲ き を 定 第 金 た 額 は 超 に え ょ 項 を な IJ 控 代 こ 計 除 え の しし 第 限 ۲ 算 四 U き、、 IJ し 項 た で た そ か 額 又 額 な 5 を は 第 課 L١ が 当 当 六 該 該 項 金 控 罰 ま 除 金 で 罰 後 額 ۲ の の第 す = 額 る 八 分 が 項 も 百 の 若 の \_ ۲ 万 し に < す 円 相 る 未 は 当 満 第

> で す 九 た

> > 項だ

略

金 の し す 算

すいに業 τ つ しし 公 場 正 み 合 取 て 替 引 当 た に こ え 該 第 は 委 れ τ 事 員 準 ۲ 業 項 숲 罰 併 用 者 又 金 は は せ す 以 の る τ 外 第 刑 前 文 場 の 項 に 書 合 事 項 処 **ത** を 業 せ 規 を に 含 も 者 規 6 定 つ む に 定 れ に τ 対 す た ょ る 事 そ し IJ の 第 違 業 の 課 規 反 旨 者 徴 を 定項 行 に 金 に 為 通 対 の 第 ょ に 知 納 す る 係 付 る 命 項 る 当 を も に 事 令 該 命 をお 件

命当存下 定及第た者 数第 の ح 子 令 該 続 に び が 第 が ょ は 合 の 項 部 全 せ に 슷 件 法 等 し 第 き 法 あ 定 が 九 当 併 る は 項 対 社 ۲ 項 四 ( 人 る 項項 若 部 τ に 人 項 に 項 項 項第 つ で 該 で み 後 又 の ょ U 若 た か の 等 及 通 ۲ か 又 れ \_ は つ、 な存 < し 違 τ 調 法 に ١١ あ 第 び 知 の 当 あ 第 き 規 第 IJ 6 は ۲ 定四 は < 反 分 查 人 対 τ る U 続 合 次 並 規 項 該 る は 計 第 第 併 し、 割 開 の 場 項 τ 併 項 び 定 に 法 場 項 に項 九 四 せ 行 合 U 算 は によ によ 슾 調 に お 合 ょ 為 併 に 始 τ 合 又 人 又 そ 項 τ 部 に か 項 י נו 及 当 に 以 ょ 社 は 又 お 第 ١J が は 文 を 部 日 查 に 前 の 6 た ま の は IJ る び 外 IJ 以 に 該 開 お 五 τ し お 計 第 書 承 を 第 各 い 第 端 課 で 規 て っ 命 十一条 当 譲 当 の 後 限 違 始 ١١ 兀 項 合 設 命 読 た い 兀 数 算 九 徴 を 継 定 る。 併 令、 IJ 該 事 該 反 日 て、 立 違 て、、 項 に 項 及 み は し 項 U 金 第 に も 以 に た 受 法 由 違 お 行 び さ 替 反 に た ま + つ に を ょ 第二十八二 子 当 令 行 当 τ け 人 に 反 い 為 後 規 次 ょ れ 規 切 課 で 納 る り 設 法 等 会 ょ 行 該 項り 為 該 徴 が τ が に に 定 定 IJ 付 項 命 そ 並 法|す 社 又 受 IJ 為 そ 当 係 お 法 す の 捨 金 令 の ۲ は け 消 該 規 立 人 の 項用 び 人 る τ + を 等 に の る い 人 る の な 第 旨 が τ が さ ١J 規 及 す に が る 額 + 分 滅 係 違 事 定 違 け 受 を た 違 そ う る 当 以 る 又 当 を U 定 に 項 割 反 業 反 れ び 合 反 n け 通 命 L はニ 事 た た 下 に 令 た 行 の の 該 行 適 に 第 場 該 併 行 ば 項 た 知 <u>-</u>  $\overline{\phantom{a}}$ ょ 等 ح 業 為 全 違 為 用 法 違 ょ 合 法 に 為 万 第 な 又 者 す は、 人が受 円未 する + き の 以 に 部 又 反 を 反 る ょ 5 は る 特 IJ を 人 を は は 当 を は二以 行 行 全 上 審 が IJ 係 含 な 第 ŧ 定 は U L 為 | | 決 項 む | の 。 譲 項 事 当 の る 為 た 合 受 消 満 + 該 部 た しし 第 の 子 け及併へ 業 事 当 を 事 渡 に 事 の け 滅 事 の 又 九 ۲ たび後以規ジ 業 項項 承 会件 上係 た し 端 は す 定 ょ れ令 五 ょ 第 で あ 兀 第

す

た 六 課 項 徴 項 ま 金 で の を 規 納 第 定 付 八 に ょ る な け 第 命 九 れ ば 項 を な 又 受 5 は け な 第 た + しし 者 兀 は 項 の 同 規 項 定 に 第 ょ 兀 り項 計 か 5

+ る IJ た 等 当 ぁ 第 る 項 を 命 項 ۲ 設 会 該 る の 適 条 令 に 場 項 立 ۲ 会 き 規 項 用 社 第二 合 お さ 社 又 は が しし 定 う。 る れ し 第一い が に は に 第 た た 項 + τ し お 第 そ ょ 四  $\overline{\phantom{a}}$ の た IJ 会 違  $\equiv$ 読 い の 項 は、 て、 反 規 項 違 項 端 計 社 み か 行 が 定 替 反 に 及 数 算 5 当 為 に び え 行 規 し 受 合 は 第 及 併 該 け ょ 第 τ 為 定 た 六 る び 後 + 準 並 課 項 숲 す 切 た 当 審 六 用 る 徴 命 存 び 社 IJ ま 続 決 項す に が 違 金 令 該 捨 で 合 。 以 る 当 の 等 合 反 τ の ۲ 併 規 場 該 併 行 額 る 第 H 後 又 下 定 合 会に 為 に 八 ٦ 存 は に を 社 ょ を 項 な 続 合 含 が IJ U の ょ b 万 U 併 項 る む 受 消 円 第 T た に に 通 け 滅 事 未 九 ょ お 知 業 又 た し 満 項 前 は IJ の い 並 第 た 者 の 又 各 合 設 τ び 規 ۲ 端 は 項 が 項 の 併 立 \_ に 定 き 会 数 第 命 +さ 第 に

第 し 八 で委 為 適 けーけ 連 の 業 の 替 等 業 場 す 継 S ては 用 前二 帯 え 条 員 た た 項 者 特 を 会 間 行 特 τ 継 五 な に 他 の に 定 を る 会 슷 う。 は 期 関 項の な 11 定 τ 規 対 事 準 子 含 事 社 社 の 5 の 間 U 特 事 業 業 定 し 用 会 む き の 等 等 場 ۲ 略 な 者 当 終 必 定 業 に 承 す 以 社 は 場 が 4 該 了 第 要 合 事 承 ょ ۲ 継 る 下 等 合 受 ح 体 違 し 匹 な に 業 継 第 る 子 場 中 第 に け あ 同 しし た 日 事 お 承 子 反 項 る 合 第 お う 命 会 た は + = 11 項 行 継 当 項 命 に 会 令 の 社 を ١J τ, + 子 か 規 は 社 次 為 を は 等 含 該 τ 令 項 5 の に 定 会 等 受 ح に 事 第 等 が む 五 五 年 係 社 は、 特 項 当 各 す 政 第 中 け 連 対 業 ۲ し る 令 +号 る 等 帯 者 項 該 み た た 定 U に 課 を で 項 ۲ 受 の 違 他 事 U の 規 に に 特 な 違 から 徴 経 定 連 れ け 業 L١ 反 の τ 規 こ 定 対 お 定 し 反 過 め ず 金 行 帯 5 た 特 承 定 の す し 事 τ 行 11 の U る 第 者 <u>د</u> ` 項 業 れ 為 し の 定 継 に る τ 為 +て た 規 は 事 子 納 に ょ 特 ۲ 承 前 及 か 読 ۲ つ に 付 定 業 会 第 る 次 定 継 各 び あ み き 項 ۲ ۲ 子 該 を い に 承 社 兀 命 項 事 る 替 項 当 ば、 当 命 τ ま す ょ あ 継 等 項 令 に 業 え 会 の の 該 で す ずるこ る る る 子 社 特 に 中 を お 承 τ 規 は は る 命 受 の の 会 継 準 等 定 公 対 ١J 定 行 正 規 令 は 社 当 け τ 子 特 用 が 違 を 事 ۲ 為 取 定 を \_ 等 該 た 読 会 定 す 適 業 反 を 引 受 ۲ 以 が 行 の 受 事 他み社 事 る 承 第 は、 八 引 に が に 届 そ 5 条 で 委 実 関 前 な 特 け の 業 五 き 員 行 し 項 届 슰 別 け 成 者 事 な 期 必 の 出 L١ は、 業 の 立 出 4 間 場 な 要 法 る け の 体 略 者 の な 合 ことを 律 れ 日 は 4 当 終 事 に ば から三十日以 の 体 該 了 項 お し 規 は な 公 は 違 しし て、 要 定 5 た 正 反 に U な 取 行 日 次 政 基づ l, な 引 の 為 か 令 第 3 5 = に で 七 委 各 き た 内 号 係 定 項 員 年を める。 だ Ĺ 設 숲 る か の 課 ŕ 規 立 5 さ そ 則 に 徴 経 第 次 の の 該 金 過 九 れ に 当 旨 定 の U 項 た 掲 す 事 を め 納 た ま 業 げ る る ۲ 公 付 で 者 る 正 ところ 行 を き の — 取 引 は、 事 規 4 為 命 · 業 ず 体 を 定 者 委 に の る の U 公 員 ょ こ う 4 τ 正 適 と取 ち 体会り は 用

第 体引八 す 為 七 排 対 の 会 除 条 第 に 必 当 前 項 要 該 第 条 の な 行 八 の 措置 為 章 規 規 第二 の 定 定 は を 差 に 命 止 節 違 め、 ずるこ に 反 前 規 条 す の 当 定 る ۲ 規 該 す 定 が 寸 る に で 体 手 が 続 あ 違 き の 解 反 る に る 散 従 ۲ す 11 る そ き は、 行 の 他 為 事 に 当 業 公 準 該 者 正 用 行 団 取 第 当 に 業 公 八 旨 た じ。 該 者 正 条 正 を 更 ۲ 所 年 のれ 取 き 手 次 用 七 行 4 取 の 業 公 の 業 法 を が 寸 小 て τ τ 引 引 ろ 律 少 規 す 条 為 体 者 日 は 者 形 除 体 者 当 正 設 設 の 小 <u>`</u> 第二 な 模 法 る の に 委 に 寸 取 第 で 立 立 前 委 の は 4 規 4 該 L١ 排 対 員 前 員 ょ 体 引 属 公 体 五  $\overline{\phantom{a}}$ しし あ の さ さ 模 体項 法 ず 項 除 し 숲 条 슷 IJ が 委 す +昭 も つ 事 各 正 前 れ れ の 律 れ は、 て、 に 員 七 業 の 第 に 解 る 取 項 前 和 の 事 で か 必 規 当 届 そ 散 会 事 引 号 ح 定 の 項 七 事 事 業 の に 要  $\overline{\phantom{a}}$ 定 該 第 項 の に 業 各 年 U 業 け し 委 規 前 の 業 め 該 者 は、 な 行 八 出 解 た 届 年 員 号 の 法 τ に 当 の 定 項 相 者 者 若 5 ح 散 措 章 度 為 規 な け 슰 に に 規 律 政 各 互 寸 4 該 す し n 置 第二十 の 第 定 の 出 終 規 掲 令 前 け き ょ 定 号 扶 体 体 < 当 た る ば、 差 日 な 了 則 る で す 条 を に れ げ に の 助 又 目 も は 命 止 節 から三十 け 届 ょ る 第 違 ば の の る を は 消 的 定 の ずる め、 に 規 IJ 日 出 ŧ 反 な 公 れ 定 号 め に 目 そ 費 行 ۲ 項 す 5 正 ば か め 指 る該 事 に の 的 の 為 U 者 な 取 ら二箇月 の 当 定 る な る 係 を 定 及 も 当 ۲ 健 を 業 τ の ところ · 日 以 引委 5 ۲ 該 す さ び 又 規 行 ١J る 除 の す 全 行 し 相 政 **<** が 4 る な 事 て う 定 為 れ 小 る な 互 は 令  $\overline{\phantom{a}}$ 員 に で 体 手 が 内 い 項 τ 切 前 発 お 行 設 扶 業 で 続 会 以 に そ 務等 違 き の あ に に 次 い 手 号 為 立 達 助 定 解散 に従 ると より、 れが 反 規 内 変 項 法 さ る に を を め を 更 す に 掲 そ 則 に 手 行 れ 目 に る  $\overline{\phantom{a}}$ 目 照ら 昭 る そ ١J の の を お 形 げ う た な ŧ 的 的 生じ の お 行 旨 定 そ そ ١١ 交和 る 事 ۲ ۲ の め τ ŧ そ 業 為 換八 し 事 U

第 た 該 第 第 と 反 者 特 同 動 め 中 事 っ者すのあ 合 当 行 十号 る 八 業 あ行 定 条 を た 特 で る は る に す ۲ 事 者 当 定 あ 行 こ 為 第 ゃ 者 の 限 の 業 該 事 る 当 あ 行 は 項の を + め  $\overline{\phantom{a}}$ 為 は の る すの を ¬ 者 当 ۲ 業場 場 項 第 中 は 項 た 事 を 該 る規 る ۲ し 除 当 業 事 の を 五 た 中 者 該 あ 者 合 行 事 合 を 場 定 第 は 項 当 の 事 該 ۲ \_  $\overline{\phantom{a}}$ 違 者 る \_ に う 業 業 に の 内 合 を 七 た 当 か 該 実 業 違 納 当 反 \_ のと は 役 者 者 お 規 容 に 条 行 付 ح 該 5 者 反 該 行 はい 員 4 4 しり 定 限 第 の \_ の 業 違 う 違 第 業 4 行 当 す 為 あ \_ 当 体 体 τ に す 八 第 当 者 反 九 体 為 該 ベ 反 る 該 の が 違 る 条 行 し 従 第 き ۲  $\overline{\phantom{a}}$ \_ 4 行 項 τ の を 事 行 の 該 事 業 構 第 反 玉 第 項 ۲ 業 為 特 に 業 員 ۲ 七 す 際 又 U 体 為 ま 特 し 事 あ は 成 第 の か 項 の る 定 対 者 条 る 号 て の を あ 事 定 た 者 業 事 的は 5 で 業 \_ 事 実 の 当 事 代 業 \_ ത 特 し る 事 者 し を の 行協第 第  $\overline{\phantom{a}}$ + 第 \_ 業 \_ 当 たと 業業 ۲ 行 は 該 含 理 者 事 定 の活 為 定 不 + ٤ あ は 動 者 あ ے ۲ \_ 特 者 む 人  $\overline{\phantom{a}}$ 該 第 が 又号当項 八 項 活 る を る あ し の定 そ 事 事 行 は 項 ととの ۲ の 当 る τ 実 事 同以 の業 業項 わ 玉 不 取 第 動 ま 第 業 該 あ はの の 行 条 下 他 者 者 中 れ 際 当 引 を は τ で 五 この ۲ ے 特 る は 事 者 同 た し ۲ 第 の に 的 頂 \_ て ぁ 定 た を の 当 業 し 条 五の者 利 対 事 場 契 取 限 第 \_ る第 は 該 納 活 τ と 第 項条が 益 業 合 約 引に しし 事 し 第 を 特 付 六 に構 を の τ 動 の 中 の 者 に 相 五 当 項 定 事 ¬ 項 っ お 成 ے 限 し は 11 す た が 準 す 項 τ 同た該事べと業を本当い事めあ 用るにす 又 当 はと条し 違業き 活や文該て業にるとす場該る 第 るあ し **の** へ 該 業 特 で る は る にす為

۲ ۲ る τ 実 次 者 定 あ 行 \_ 限 定か は の 事 の る を 行 業 事 る 当 あ は の の 項 為 は の る 事 す 6 て の ۲ 業 場 項 て あ る は 事 ۲ 者 を 該 場 定 に 第 業 第 を の 当 し 該 あ 者 合 行 事 事 合 を 場 第 た を の 兀 業 は 該 納 活 τ 当 ۲ る に う 業 業 に の 内 合 八 第 Ξ は 特 付 は役 規 し 項 τ \_ 動 の す あのと 者 者 お 容 に条 項 七 τ 又 当 定 す 事 る はい 員 4 寸 い 定 限 第 ۲ L١ る ま ۲ う。 当 ベ l١ は と同た 該 事 業 場 の \_ 当 体 体 τ に す の 業 は当 同 該 第 条 違 き 活 合 該 従 の が 違 る 項 た 該 ン 構 条 違 五 第 ۲ 反 者 特 同動 を \_ 事 業 第 反 玉 第 第 第 \_ 特に 第 ۲ 又 行 当 業 員 ۲ 又 反 項 八 あ 定 条 を 除 成 七 す 際 + \_ 行 項る 為 ۲ 事 第 Þ 該 定 対 者 事 条 る 묵 九 あ は き 的は 七 頂 業七 特事 し \_ 項 る 為 ۲ 第 中のを め 代 業 の 行協第 を  $\overline{\phantom{a}}$ 項 項た当定業 理 者 当 を 兀 含 中 の は ¬ 者 為 定 不 第 者と、 は  $\neg$ 項 当 た 当 中 者 該 事 む 人一 該 第 が 又 号 ۲ 違 業 そ 事 当 た 当 該の 事 該 事 行 は 項 か +当 該 事 該 実 業 違 納 反 者 ۲ 同以の業 業項 玉 不 取 の 事 わ 八 5 か ¬ \_ 業 業 者 付 該 行 条 下 者 者 中 際 違 実 違 第 行 反 他 れ 引 項 5 反 行 者 反 4 行 当 す 違 為 ۲ 同 第 ت の の に た 的 六 者 ۲ 第 行 ۲ 4 行 項 体 為 該 ベ 反 条 四の者 利 対 事 場 契 取 限 び 五 し 体 為 ۲ τ の を 事 き 行 ۲ ¬ 第 項条 が 益 合 約 ま に 項 を \_ て を 特 し 業 事 為 あ に で あ の 五 中 に 構 の 者 を た 者 業 の る ゃ 項 ¬ お 成 ۲ 準 す 限 特 し る 事 定 た が で \_ ۲ 事 者 の め 中 当い 定 た の 業 事 実 事 め あ 用 る に す \_ ۲ 事 業 業 行 \_ 該 業 に る ۲ す 場 項 第 あ は 活 はた て 該 る ۲ 当 動者者 あ لح 者 事 者 す の あ る

違 る一っ定 業 規 五 当 同 あ る ۲ 者 業 ۲ 事 つ ¬ か ۲ 為 定 不 τ 以 号 事 者 業 第 を 又 当 \_ 反 あ の 行 た つ あ 定 L١ 頂 行 は は つ 業 の 上 者 特 は な 違 あ あ 同 る す た を か ۲ た 者 の 믁 玉 取 為 る は の あ 条 定 第 の た 不 る 5 + る 反 当 特 第 引違 て第 を は る あ ۲ 特 ۲ 事 に は 事 際 当 ۲ 行 の の 当 ۲ 以 + す は は の る 該 定 定 業 該 号 業 的 な 制 反 11 九 為 項 る 該 上 他 は の 特 事 五 事 同 者 当 又 者 契 取 限 行 同 た 項 を 中 以 対 事 の の は 定 業 同 項 当 業 項 す は 以 寸 約 引 に 為 条 ま し ع 外 業 特 特 事 者 条 者 第 第 ۲ で た 当 及 及 該 ۲ る 上 体 を 制 相 を 第 し 業 第 事 の 者 定 定 び び ത 限 当 + あ 事 該 あ ത す ۲ ۲ ع 当 当 者 + 業 묵 る 特 4 事 事 当 第 묵 ۲ 特 特 る す る 業 違 に た 業 業 七 + の 定 該 体 該 該 者 中 の 定 定 場 該 る 事 項 ത あ 者 反 当 事 特 が 者 者 特 特 \_ 項 六 の 当 業 各 る は 11 事 事 合 行 は 4 行 業 当 行 ず 業 該 中 項 ۲ 事 業 す 定 し 定 定 事 に 為 者 号 の 体 ۲Ί ۲ 当 者 事 事 事 特 \_ 中 業 以 業 限 列 た 該 あ つ れ 者 者 る を の は の を 該 業 業 業 定 事 行 \_ る 者 上 者 事 す 実 特 た か る ۲ 記 し ۲ 違 者 ۲ \_ 7 者 者 事 業 つ 事 の の の 事 に ۲ ۲ 項 る あ 以 行 定 反 当 業 者 た 業 は 事 ۲ 業 該 を 場 る 外 と第 \_ ۲ ۲ 者 事 者 ۲ 行 該 以 ۲ 業 者 当 の 内 の の U 業 業  $\overline{\phantom{a}}$ あ 合 五 当 第 業 当 第 規 て項 為 対 事 あ 者 る す 容 部 者 上 に は ۲ ۲ の 業 の 該 者 該 る ۲ 以 の 又 し の る 定 لح 限 分 実 項 以 者 事 他 及 事 あ 特 の ۲ は あ 믁 上 に す る 次 中 事 は ۲ ۲ 行 に 外 当 が 業 の び ¬ 業 ۲ る 定 は あ る ۲ に の 違 る 条 業 第 あ 規 当 六 ح 該 者 事 者 ぁ の 事 る あ 該 事 玉 第 第 活 \_ る の し の 反 定 業 当 業 又 U 事 事 た 業 該 当 る は 特 の の は る 際 項 又 す 動 の ۲ τ す 業 業 事 ۲ の \_ 者 は特 の は 号 項 を 者 該 定 者 る 的 は は 者者と あは特 っ定 行は と第「 る 業事 事 行協第一 に し

第一項 七 る 業 の 行 に 該 \_ 業 つ 事 て 頂 九 又 項 の 者 実 ۲ 規 他 事 者 た の 又 行 当 項 は は し 定 業 が 事 者 事 ۲ 及 の は τ 業 業 ح ۲ す 該 第  $\neg$ 事 者 行 第 あ び る 業 事 と活 ۲ + 第 行 あ し の が つ 者 五 る 読 兀 + つ る τ 事 違 者 し 業 た あ 動 項 又 の 項 の の 業 反 た 者 ۲ る を み た は は 替 同 は事 活 行 ۲ ۲ あ の し ۲ 頂 第 -業 動 ۲ ۲ え ۲ 中 項 為 あ あ る は τ 当 第 特 活 \_ る を を る あ る の しし あ あ 項 該 動 行 す は特た も る 第 定 の る る の を か 違 \_ う の 号 事 を る は の のは \_ し の 兀 定 6 反 業 ح ۲ 頂 の ゃ は 行 事 τ 第 は は 行 ۲ ¬ ` ۲ 当 業 す 規 者 め 他 \_ つ い六 か 為 る あ 当 る 定 の 該 第 5 た 者 同 た 項 を \_ ۲ 兀 第 に る 特 該 当 特 特 条 ま し ۲ を の 定 事 と第 ۲ 項 六 ょ 該 定 定 で た ¬ 項 る ゃ は 事 業 特 事 事 + あ 事 し \_ 業 者 報 同しめ 定 業 業 同口項 る ۲ 業 第 ま 条 当 者 寸 で 告 た る 事 者 者 条 及 の あ 者 五 第 体 業 項 違 該 が 第 び は る 4 <u>د</u> ر 反 + ۲ 違 が 者 行 + 第 の 体 第 行 反 し つ + Ξ あ は の の た \_ 項 同 る 行 た 項 八 項 為 実 当 中 の 為 第 中 項 項 条 行 定 ۲ ۲ 又 第 第 \_ は の ح \_ 該  $\neg$ 中 事 ۲ 第 項 当 行 四業 + あ 事 実 事

第 ۲ あ | 第 | る | は | 兀 第 るて事 11 九 つ 兀 項 う。 る の の 公 次 項 は 第 同 は の か 正 に 第 項 業 以 取 兀 はに 同 6 又 動 掲 五 又項 規 第第 第 条 は 特 活 下 引 げ 略 略 章 を こ 委 る 実 定 は 第 + 九 第 定 動 行 の 員 会 株 行 す 第 第 項 兀 号 事 を う 転 会 式 期 る + 六 +項 ま 項 の 業 ゃ 項 社 及 間 違 項 規 者 め 規 Ξ 又 で に は び の る 反 項 定 則 項 は ۲ お 事 保 ۲, ۲ ۲ ۲ に で 当 行 中 第 ぁ い 業 有 ح ۲ 読 + ょ 定 為 あ る を τ 該 の め み に 第 九 る る ゃ 同 役 の 会 譲 じ。 替 つ 同 兀 報 U 同 る 受 員 項 の は め 社 え 11 第 項 告 た条 方 及 け の 条 は る る τ 第 + 第 違 第 法 び 兼 か ۲ ۲ で に そ 任 も は 5 あ 同 反 十 ۲ 玉 の + 項 第 る 項 項 行 八 あ ょ の 項 内 と違 七 又 九 の 同 為 る る 子 合 す 中 項 第 ۲ 条 の 資 併 反 は 項 は の 会 る 行 中 第 五 第 ۲ 숲 産 社 ま は 社 の 為 + で 又 項 あ 事 の 分 合 期 実 九 は 第 + る 業 の に 総 割 間 第 者 項 ۲ の 実 係 計 行 第 資 項 期 六 項 は 行 る 金 産 株 ح ¬ 間 項 中 も額の 式 ے 第 → 行 あ し のを額 移 第 11 る を 九 う。 公 次こ 決 上 適 内 は 会 正 に ۲ 項 権 の 用 の 第 社 取 掲 子 以 が す 会 以 及 Д 又 に る。 引 ば、 下 げ は 社 上 で 会 び 略 略 章 こ 委 る き 第 社 は の そ 員 会 な 百 又 子 の の 社 の 株 会 社 項 い 兀 債 は の 当 会 譲 式 規 は、 + 場 に 株 会 該 社 若 受 の 則 八 社 け保 お 式 株 合 会 が し で 当 に < ١١ に 条 式 の 社 総 有 定 該 係 第 等 お の 株 て は め 子 同 会 る の 若 ١١ 主 役 じ る 社 議 項 振 会 の 以 員 τ 方 及 決 替 < 社 議 の 上 の 法 び 権 規 に は 会 ۲ 決 の 兼 で に そ 関 を 定 社 み 権 子 任 玉 ょ の 含 に す 以 及 슷 な の る 子 び 内 む ょ る 上 過 合 し 社 資 そ τ の 숲 も IJ 法 の 半 又 併 産 社 発 子 の 会 の 律 数 は 社 の の ۲ 行 第 会 を 숲 分 合 総 社 若 に す 者 百 の 有 社 係 計 資 るに 兀 が 条 す 及 の 対 + < る び る 金 産 有 の も 額 七 す は 規 他 若 事 の 抗 を額 条る 定 の し

そ則第 も り 法 の そ るし 権 の会該三令れを て 子 四丨規 引 子 会 前他 の 八 前 兆 定 項定 銀 提 社 旨 項に ۲ 第 会 項 の は 会 過 法 会 以定 行 正 に 半 項略 円 に す 略 を に す 者 社 若 の 玉 社 行 社 出及 内 百  $\overline{\phantom{a}}$ 規 場 昭 公 る 設 に 兀 が 内 以 及 数 に お る 業 で し び に る 該 引 正 ۲ 定 立 対 + 有 < 合 の 上 び を お 11 第 和 あ なそ 金 取 こ す さ 抗 七 す は に 会 の そ 有 τ 保 る け の 公 額 号 員 ١J 引 3 る 子 種 + 場 れ 子 れ す 条 る お 社 の す τ 同 険 正 を に 会 に 場 以 は ば会 取 た る 第 議 L١ 金 Ξ 業 合 超掲 委 会 る \_ じ て、 子 融 年 又 員 ょ 合 会 こ 決 上 社 若 は な社 引 え げ 他 IJ ۲ 項 当 会 に 社 権 の が し の 会 商法 は 5 O 委 る る で ت に 該 が 又 に 子 会 該 そ < を 律 な事 員 場 は 玉 社 品 第 金 定 そ 当 は 届 で は 会 社 営 業 会 会 の は 内 取 第 の 11 合 額 け の 当 き 第 社 が 社 総 ۲ 引二 限 に規 す の む 種 に を る 業十金 出 設 る 該 な 百 社 又 有 の 株 以 会 会 りた関 則 は は下 方 子 な 立 ۲ 会 しし 兀 債 は す 主 上 社 社 を五融 でだ す で 回法 け の き 株 + 会 る 会 の の を 会 い号 な しる 定 毎 5 社  $\overline{\phantom{a}}$ 商 に 議 持 う。  $\overline{\phantom{a}}$ れ 日 はが 式 八 株 社 社 議 子 社 ١J 報 め 事 な ょ しし 品 第 か 決 当 告 ば そ 式 ۲ 決 う 株 る 業 IJ に 条 の 会 が 取 しし 5 = な そ 引 書 ۲ 年 公 の 係 第 等 権 み 権 社 会 次 該 範 合 Ξ ٦ ت 5 正 設 る の 若 並 な の 又 の 社 条 + 業 会を 度 井 な + 取 議 項 振 び す 過 総 を第八 社 公 ろ終 立 し は の 内 し  $\overline{\phantom{a}}$ < 半 日 引 に が正に しし 決 の 替 会 場 株 除 三 条 金 了 に た 時 は 二 **<** 以 権 規 社 委 に に 会 合 主 項 第融 他取よの お 関 内 員 お を 定 社 を の に の 及 商 の引 IJ 日 いが 以 す 及 議 び頃品 に 会 い 含 に 有 お 会 委 か て 社員当ら政そ 規て む よる 上 び す 若 い 決 第 に 取 ので前 Ξ の 会該三 令 れ を 定項新 て規引 子 に 숲 月 で ぞ 旨 銀 会 提 を めに 同 定 法 社 以 定 れ 正 規 略 出 る 略 じ す 社 及 内 取 公 行 め 昭 ۲ る で 正 定 設 し び に る 該 引 取 こ す 立 第 和 あ な そ 金 各 引 ろ る け の 号 さ を 保 る 公 額 員 + 場 れ 子 正 に 場 営 種 を 会 委 れ 険 に ば会 員 よ合 た む 金 合 取 超 規 IJ 融年又 引 会 に 会 会 は な社 え げ則 社 商法 る に 該 社 は 5 の 委 る で ح 届 そ 当 品 律 な事 員 場 金 は 第 定 11 け の す 持 取 第 の 業 会 合 額 め 出 設る 当 株 引 種 限 に規 にを る + 立 業 た関則 な ے 該 会 金 IJ は下 方 け の き 会 社 を五 融 でだ す で 回法 い 号 る れ 日は社 を 商 な し 定 毎 5 に う。 ば か が 除 報 め 事 な ょ 品 ١J 第 当 な 5 取 告 る 業 公 そ < L١ IJ Ξ 次 5 正 引 該 書 ۲ 年 範 の 合 + + 業 な 取設 条 会 を ت 度 井 い日 引 第 八 社 ろ終 立 公 内 し 以 委 金 が正 に 時 条 了 に 員 項 取 ょ 内 に 兆 第 融 他 の お 額 会 引 IJ お 円 に 商 の 日 いが 規 項 委 か τ しし お 品 会

に取

社

員 当

ら政そ

そ則て

第十条(略)

外 取 な 会に 行 式 取 す の 以 < び に 会 を 正 に 範 下 高 正 商 以 社 指 使 に 得 下 取 そ お 拼 を る を 外 す つ 숲 当 該 の 义 を 下 回 引 の 内 玉 公 事 含 該 該 が 引 会 L١ の 及 社 び る こ 玉 τ 業 社 社 該 株 株 を しし 5 委 に 内 正 会 か 親 会 属 委 で し む て、 式 式 行 こ ょ 等 の 株 の な 員 内 お 売 取 体 社 6 会 社 す 役 あ ح う 属 式 取 の う 条 L١ 会 売 株 L١ 上 引 を 以 等 成 社 る 会 務 つ 第 す 発 得 取 こ が 自 ۲ に 範 規 上 式 τ 高 委 い 下 る の 親 企 規 の τ 兀 る 行 会 得 ح で 己 す お 井 則 取 員 う。 会 子 業 価 高 政 合 こ 集 会 則 きる 社 を が が る 項 企 会 L١ 内 ع 得 令 計 額 で 会 ത 社 4 会 社 結 で そ ð 業 場 当 社 が で τ 定 に に 会 で 規 以 条 社 で 合 定 額 を の の 結 当 せ き 場 委 合 定 お の お め 該 社 則 下 に 組 あ 集 め 最 玉 しし こ う。 当 合 株 該 ょ る 合 託 株 る 他 め ح で お 合 つ 4 る 終 内 しし l١ うと 式 取 場 又 者 金 式 方 ۲ 集 τ る 定 の 該 て 事 τ の 11 L١ も 売 は う。 得 合 発 4 に 若 銭 政 法 会 L١ 金 め 条 τ 外 以 会 他 会 業 上 の う。 当 す 議 に 係 の に U 又 行 令 に 社 額 る に 同 玉 下 社 の 社 を 年 高 る お 決 < は お 該 属 る 後 会 で ょ の を 方 じ に 同 及 会 及 度 しし 場 株 す 議 に い 権 は 有 社 定 IJ 子 超 が 法 い お じ び 社 び う。 玉 に お 合 て、 受 価 え 当 式 る 決 の め 合 会 は に τ け の 当 お 内 取 当 を 行 益 ۲ る 計 社 る 百 ょ 同 そ 子 以 権 しし 証 る 該 該 け に 使 得 含 受 券 金 じ に 該 τ 者 L١ も 億 IJ 組 会 会 の L の 他 の 会 下 る お う。 託 に 会 株 数 所 む ۲ の 額 た 玉 の の 円 合 他 合 属 社 社 社 同 合 L١ 社 式 ۲ 有 者 つ な 信 を 額 内 슰 を 計 に す で の じ 計 τ の 取 す に ١J IJ が 社 以 下 子 子 以 託 超 売 れ 相 る な 額 供 し の る こ 当 に 株 τ 議 え で 下 外 得 の 五 上 回 玉 に た 5 当 会 会 ۲ 給 受 お 式 決 係 株 る + 高 あ ٦ 5 ۲ の 会 該 額 内 に す 該 社 も 社 し さ つて ۲ 会 社 株 ١J 発 託 権 る 式 ŧ 億 を の な 売 類 る 会 の 並 当 τ を れ と て 行 者 条 い以 以 株 円公 上似も 除及び 式 を の の 社 該 公た

第十条 (略)

会 を に、 るとこ 値 場 な L١ 兀 債 所 の 受 価 ۲ る 総 株 L١ 総 半 並 L١ 箵 益 社 そ ば 合 しし 株 + 有 行 証 い 金 資 式 τ 箵 数 び 範 産 会 当 う。 の な に 範 式 会 に 使 者 券 所 政 産 を 八 株 額 産 を に 井 の 社 保 3 該 超 あ 井 条 式 お ۲ 当 で 設 5 に 社 に の を 有 令 合 有 内 合 の 株 に え 内 第 つ 険 立 な つ 係 等 の な 信 超 額 会 で 計 す 該 に 計 あ 業 ۲ しし 式 ょ る τ に る の 当 τ ١J IJ 託 の え が 社 定 額 る 会 お 金 つ を 同 に IJ こ は お 議 項 振 議 株 る + 玉 社 該 て に め ١J 額 τ 関 ع 受 営 時 しし 決 の 替 取 株 決 係 式 も 億 ۲ る 内 の τ を た ح す む だ そ 政 τ 権 規 得 式 託 権 子 に に る を の 円 L١ 金 L١ の 政 そ L١ う。 う。 う。 会 取 る の な 令 政 関 発 株 取 U を 定 者 を を 額 会 会 令 の し 令 得 報 超 る で 含 に 式 得 以 社 す 行 に 行 下 を 社 社 で 総 ح む。 告 えるこ で に す 株 定 ょ る 又 会 指 使 に ŕ 下 回 超 及 定 以 資 ത る 式 書 き め IJ あ 定 法 は 社 义 す つ 5 え が 総 び め 下 産 は つ 場 発 は る め 発 を 律 所 の を る L١ 又 ത な る 百 資 当 る 同 の ت ح て、 τ ح 公 ۲ 行 は 項 合 行 る の 行 第 有 総 ŧ 億 産 該 金 L١ 他 じ 額 ح ت は、 正 うこと 者 会 公 数 割 百 す 株 所 に 範 の の 円 の 会 額 社 取 な 正 3 値 合 兀 主 が お 銀 に る 自 有 井 玉 を 額 社 を 最 引 つ 取 公 行 の に が 対 + 株 の で 己 す 内 内 以 下 を 超 が 終 い の 発 委 た 引 ょ 複 抗 式 議 が き が τ 正 業 七 る 下 回 合 総 え に の の 日 + 取 又 員 委 IJ る 行 数 百 す 条 に 決 で 場 お 会 こ 5 計 株 貸 引 は 会 か 員 る 第 場 済 の 分 係 権 き 委 合 株 しし 社 の な b 主 か 億 借 保 の に 5 숲 そ 数 の る に る 合 託 式 て で 条 L١ た の つ 円 対 Ξ + とが 員 険 提 規 れ 値 + 項 議 占 場 又 金 発 株 者 政 あ 範 額 議 照 に を 則 ぞ は 숲 業 式 出 を を 又 決 め 合 若 銭 行 令 つ 井 当 表 お 決 下 で 規 日 で れ 定 下 は る 議 又 で τ 以 を の U 権 を し 会 しし 内 権 該 回 に < 則 営 全 な 以 定 の め 回 き 第 株 含 決 は 社 定 そ τ に 下 の 会 5 ょ 5 な 百 社 式 権 け 内 め 数 た む は 有 め の お 過 社 な る

出 引 3 超 井 主|決 等 定 あ め 委 員 る て ۲ る 行 に 議 **ത** 場 会 う IJ は お 決 数 しし こ 合 に しし 権 ۲ う は ح 届 あ ۲ 政 τ の を が け 5 な 令 政 数 合 こ 出 令 が 困 か る で に 計 難 の な 定 で 占 所 し 限 で け め き め 定 め た 有 当 IJ あ れ は る め る 議 す で る ば 該 ۲ る 割 決 る 場 こ 当 な な 株 公 数 合 権 L١ 合 5 式 正 ろ 値 が 該 ത ح な の 取 に 数 株 b ١١ 取 引 ょ 複 百 の 式 て 得 委 IJ 数 分 当 発 公 た に 員 の の 該 行 そ だ 関 会 数 株 会 正 取 + す 規 n 値 式 L 社 引 る 則 ぞ を を 発 ത 委 計 で れ 定 下 行 株 あ 員 め 回 5 画 定 の 숲 式 会 か を め 数 た 5 社 に 規 な じ 公 る 値 場 の 係 則 め 正 ۲ 合 L١ 総 る 届 取 こ を で に 範 株 議

又

は

所

有

す

る

場

合

は

こ

の

限

IJ

で

な

١J

玉 社 決 お 次 て に 条 内 は が 指 権 前 第 の 銀 义 託 に τ 頂 숲 は 所 の 公 行 を 者 項 場 社 正 業 行 又 有 及 取 又 う は 金 す 合 銀 び 引 は こ 受 銭 る に 行 第 委 保 ۲ 益 又 こ お 業 が ع 員 険 者 は L١ ع 又 て、 項 会 業 で 有 が は 規 を き に 行 価 な 保 お 則 営 る 使 証 る 当 険 も ŕ 当 で む 券 該 ١J 業 τ 定 会 の の 該 株 同 を め 社 に 又 信 株 式 じ 限 は 営 る 託 式 取 る。 む 会 保 そ に 発 得 社 険 会 の 係行 会 社 で を 業 行 る 会 社 そ ぁ 除 を 使 株 社 が 当 の IJ < 営 に 式 ത 当 他 む 該 つ に 株 該 슰 株 い 係 式 取 公 か 次 正 つ、 項 社 式 τ る 得 に 受 取 並 取 議 係 に の 引 他 び あ 得 託 決 る 後 権 い の 得 融 と お 第 委 の に つ 会 者権議に

で ŧ 後 を 商 ۲

自 ح

己

若 有

U 価

<

は

益

者 託

۲ に に 式

U 係

て

行 株

U

又 る

は 議 ま 取

に

つ

しし が

τ

指 委 銭 有 る 営 係 取 同 め

义 託 又 す 場 む る 得 じ る

を 者

行

うこと

が 受

で

き る

ŧ

の

公 使 式

正

取

引

委

員 そ 決 な 得 取 金

に

お ょ

い

て

る 合 会 議 슰

ت د

ح 証

なる 券

> 式 株

係 取 業 取

る 得 務 得 お ょ に

議 숲 ۲ 会

決 社

を 当

含 該 式

金 所 す を に 式 て 定

は

の

信 株

る

に 権 が τ が 所 す 第

係

う 引 株 該 お 則

ح

に

お で 権 が の を

け あ 及 当 株 除

る IJ び 該 式 **<** 

当

該

け

る 項

当

社

取 の

の

に

しし

τ

す 場 項

ت

得 項

う

ځ

に

当

株

式 後 を 並

第 有 る

種 る 合 及

会

規

で

会

社

び

次

条

び

に

い

品

取 る

業 式 株

社 決

か 該 得 取 次

つ、

U 社

株

の

に 取しが 定 種 お 引 め 他 委 る 金 の 融 τ 員 玉 会 商 同 숲 内 社 品 じ 規 の を 取 則 会 除 引 で 社 < 業 の 定 を 株 め 銀 次 式 る 営 行 条 む 会 業 を 第 会 取 社 又 社 得 を は 項 が 除 保 及 業 険 び 務 業 又 第 ۲ は 次 を 所 項 条 営 て 有 第 む に 株 す 会 お 式 る 項 社 L١ 場 を 及 そ て 取 合 び の 同 得 及 第 じ 他 び 公 項 第 正

株 + 前 八 式 株 項 条 式 の に 係 第 等 る **ത** 合 議 項 振 に 決 の 替 お 権 規 に ١J を 定 関 τ 含 に す む ょ る 玉 IJ ŧ 法 内 発 の 律 の ح 行 第 会 者 す 百 社 る に 兀 が 対 + 有 七 抗 す す 条 る る 第 議 決 ح 項 権 が 又 に で は は き 第 な 百 社

い四

22

株 規 + 則 条 式 に で 係 第 等 定 る の め 議 項 振 る 決 の 替 議 規 に 権 決 定 関 を 権 含 に す を ょ る む 除 も IJ 法 < 発 の 律 ح 行 第 次 者 す 百 項 る に 兀 に 対 + お 抗 七 しし す 条 て る こ 第 同 じ ۲ 項 が 又 は 及 で き 第 び な 百 社 い 兀 債

が る の 行 も の 取 議|得 銀 者 は所 で 引 議 振 使 の 会 決 会 行 で が 決 の 替 ۲ 社 業 権 社 業 き 価 す に 自 行 権 規 つ 己 以 又 項 に 等 を 及 る 使 証 る U 関 が が 営 び 外 当 を 定 ŀ١ は も し 券 の 含 に す て 金 業 む 当 の 保 の の 該 場 険 む ょ る 指 委 銭 務 会 該 会 に 又 信 株 合 ŧ IJ 法 义 託 又 ۲ 社 株 社 業 限 式 は 託 に 発 は の 律 を 者 で そ し 式 等 を る 発 お に ح 行 有 τ 行 第 若 あ 取 が 営 の 係 行 ١J うこ す 百 者 U 価 所 る 得 所 む 行 る 会 τ る に 四 < 証 有 場 会 会 使 株 社 有 ع 対 + 当 当 は 券 す 合 社 す 社 式 に の 受 抗 七 が の る に 以 る で 該 つ 株 に 該 ١١ 益 す 条 で 信 株 お 外 他 株 係 式 株 あ る 第 き 者 託 式 け の の る 式 τ る に 式 こ る ۲ に に る 会 玉 場 取 受 議 係 取 ۲ 項 も 当 得 し 係 係 社 内 合 託 決 得 る が 又 τ の る る 該 等 に 숲 の 者 権 議 会 で 行 は 及 株 議 株 が 会 お 社 に 決 社 き 第 び 使 式 決 式 第 社 け 以 指 委 権 以 な 百 社 に 権 取 の る 外 义 に 外 し 託 四 得 当 係 を 種 を L١ 債 株 の 者 は の + る 又 含 該 又 株 会 金 式 会 行 会 議 式 は ま 社 融 う は 八 株 に 株 社 金 社 ت に 条 式 そ 決 な 以商 係 式 等 受 等 銭 権 等 の い 外 品 る 取 が ۲ 益又 が 係 第

合 平

に

外 年 い

基号有四

づ

١J

設 条 事 い

立に

れ定

た

で限関事資る約年

つてこ

れ組

5

の

組び

合

に

類国法

似の律

す法第

る令

もに十び

の

以

下して

こ

の

項を規組

に

お

い団る

て 体 有 に

特あ責

定

組

合

類

組 任 十

組年す号

合

次第合六子

条 九

第十投六社

第

に

て に 合 定

単

に

資

法る

律組第の

号資十で

第業条る

第 二

項組

規契す明

定約

す

投

事

業

有

任責

事七

有

責項

任に

に組

関

す

法に

律

平して

合

う。

及項

限号条限

責

任お

業

合

契

約投る

す

る|有

法限

成

+

七と

Д

第 二

す

任

事

業律責限

立 九

会

社

あ

合

民

+

法

第

八

百会

第組

規法

る治

合

契九

よ律

つ

成成十

内 ത ത 第 以 最 玉 に 項 お 下 終 内 L١ の の の τ 玉 貸 営 規 内 借 業 政 定 令 売 対 所 は で 照 上 当 定 高 表 株 め ۲ 該 式 る ۲ 共 所 外 金 L١ に 玉 有 う。 額 作 会 会 を 成 社 社 超 の が え が た 子 る + 損 会 他 も 億 益 社 の の 円 計 の 外 玉 ത を 算 営 株 書 業 会 下 式 回 に 所 社 を 5 ょ で を 取 な る 含 あ 得 ١J 売 む つ 範 上 τ

囲高

又

は

所

有

す

る

場

合

に

準

用

す

る

そ

23

5	<b>'</b>	U		の	を	決		۲	は	に	۲	つ	合	に	う	J	の	に	う	場	又	者	に	得	以	11	組	似
Ξ	第	τ	第	を	支	権	第	み	`	つ	な	11	Ø	株	٢	の	う	_	۲	合	は	若	つ	を	下	τ	合	4
+	_	11	_	11	配	の	_	な	当	11	IJ	τ	組	式	す	項	ち	以	す	に	議	U	١١	U	IJ	同	員	体
日	項	る	項	う	U	過	項	し	該	τ	議	`	合	発	る	に	他	上	る	お	決	<	τ	አ	の	じ	<u> </u>	_
を	0	会	及	0	τ	半	及	て	組	受	決	当	財	行	も	お	の	の	場	11	権	は	`	う	項	0	特	٤
経	規	社	び		١J	数	び	``	合	託	権	該	産	会	0	11	す	親	合	7	0	受	会	۲	に	)	定	61
過	定	ح	第		る	を	前	第	0	者	を	組	に	社	۲	τ	ベ	会	を	`	行	益	社	す	お	が	組	う。
す	こ	U	五		会	有	項	_	親	に	行	合	属	0	み	同	て	社	含	受	使	者	の	る	١J	組	合	ľ
る	ょ	7	項		社	す	の	項	会	指	使	の	す	株	な	じ。	の	が	む。	託	に	۲	子	場	て	合	類	$  \cup  $
ま	る	公	の		等	る	_	<u>ი</u>	社	図	す	組	る	式	r L		親	あ		者	7	な	会	合	同	財	似	に
で	届	正	¬		۲	株	子	規	が	を	る	合	金	が	`	) .	会	る	)	に	١J	IJ	社	( ,	じ。	産	丑	限
は	出	取	親		U	式	会	定	_	行	J.	員	銭	属	会	が	社	場	に	株	て	議	で	金		( ;	体	る。
,,	を	引	会		7	会	社	を	そ	う	ک	の	又	す	社	_	の	合	は、	式	受	決	あ	銭		特	の	
当	行	委	社		公工	社		適	6	<u>-</u>	が	全	は	る	0	そ	子	に	,	発	託	権	る	又	٤	定	構	以
該	ر ا	員			正	そ	۲	用	す	ک	で	員べ	有	場	子	6	会	あっ	当	行	者	を	組	は	し	組	成	下
届	た	会	۲		取	の	は、	すっ	ベー	が	きっ	が、	価	合	会	す	社一	つ	該	会	に	行	合	有	てュ	合其	員	2
出	会	規	は、		引	他	_	る。	7	で・	る		証	( <	社	ベー	で	て	組	社	指回	使士	の "	価	株士	類	を	の
に	社	則			委□	の	会		0	きっ	場	委	券	会	で	7	あっ	は、	合	0	図	すっ	組	証	式	似	含	項
係	は、	で [	会		員へ	当	社が		株士	る 5	合口	託	<u>ල</u>	社の	あっ	ص ب	る		の	株士	を	るー	合品	券	発	団	む。	に
る	0	定址	社		会	該	がって		式	場へ	又	者#	信	0	る。	株士	も	当	親	式(	行	ا را	員	0	行	体	ISI	おい
株	届	めっ	等(		規	会	その		を	合↓	は 業	若	託	子~	組入	式	の	該	会	D HD	うー	とが	の	信	会	の	以上	۱۱ ح
式	出受	る+	の		則	社 が	の総		所	を	議	し	に	会社	(日)	D HD	をい	組合	社	取	د را	が	全員	託	社の	財産	下こ	て
の 取	理	もん	経営		で定	かそ			有	含む	決 権	<b>\</b> ±	係る		の組	取	い	合 6	( 当	得を	とが	でき	貝 が	に係	の **	生を		同    じ
		のを	声を		止め		株		する	ູ		は 受		であ		得を	う。	の親	該	Of A	かで	っる	ינו		株式		の項	0
得 を	の 日	とい	を支		める	の経	主の		っも		の行	立益	株式	の る	合財	とし	以	祝会	怒組	ひせ	しゃ	場場	委	る株	以の	含む	坦に	
ے ا	ロか	いう	又配		ခ #	紅営	議		9	に	使	一者	以に	の組	庭	ょ	下	云社	<b>混合</b>	ጉ	口る	<sup>场</sup> 合	安託	木式	取	° د	たお	の
U	'n.	۰ ر	ĦU		U		哦		U	IC	区	Ħ	IC	元日	庄	6	1	仜		6	ઝ		пL	10	<del>1</del> X		כם	U

第 な | 限 | るに議十 の - | る | の | ま | 等 | 項 | に | と 社 の 合届 ۲ て 場 取 前事 規 で を ത お か の は ۲ つ 権 5 得 項 当 | と 規 当 合 定 の 受 届 3 対 項 しし 定 は に 正 め な ۲ 第 ۲ 定 該 期 τ 係収る τ 起 第 に 該 は に 理 出 に 5 を に に 関 届 さ τ な は そ 銀 算 + つ に 届 ょ 間 し 受 ょ ょ 前 る 引場 な こ る の 行 し 七 号 き 出 れ 照 出 る た 理 報 IJ そ IJ 項 株 委 合 ١J 場 百 総 τ 必 条 の 虚 に τ 5 に の 通 内日 の 告 必 れ短 本 式 員 に 合 分 株 要 規 偽 限 知にか 要 ぞ 縮 又 の 係 し 係 日 等 文 の 会は い た の主 に は 年 な 定 る τ る IJ を なれ さ 取 は だ の る 5 か に + 当 は の 保 以 措 第 に 記 株 期 重 株 で 株九 5 ۲ 報の n 規 得 L し 期た に 議 険 内 置 該 載 式 限 要 式 な な式 + 百 L١ 告 定 第 該 そ次 に 項 当 が い け 取 日 う。 間 期 す 関 決 を の ま な の +期 公 +項 前 取 事 得 情 の 権 を 命 の す あ で 取 れ を 内 間 る し 七 間 正 にの 項 規 つ 得 項 得 ば 会経 報  $\equiv$ 取 議 営 じ る に 日 に 必 条 を  $\overline{\phantom{a}}$ 決 お百 本 場 た に 行 な社過 又 + 要 引 む ょ 定 が に を を 公 公 の 短 権 い分 会 文 う 合 場 関 わ 当 関 5 に 経 求 は な 縮 委 に 正 正 日 を ての 社 の ۲ ょ に 合す れ 該 す な対た過め 資 取取 の 措第 す 員 通 す 取 同 五 は IJ お る な 計 る い し 日 し 料引引期 置 会 た る じ 当 計 得 知 る か 計 とた を 項 こ 画 場 の 委委 間 は しし 保 他 を ۲ た第 L 該 τ 画 つ に 画 の 日 合 提 員 員 又 命 の ۲ 険 の L き 届 の た お の だ四い ۲ に 出 会 会 は じ 規 が そ が ず 又 を 業 玉 な 出 公 う 場 う +す 規 同 よ定 で は しし し お の 超を ち 合て ち ベ い以 は 内 則 項 け に 正 九 れ 株 う に き 必 保 え営 同 取 τ ۲ の れ 係 行 次 条 か て 下 で 式 ょ 要 た てむ す IJ 有 会 ば 号 る 引 重 わ 第 に第 遅の は こ 定 取 だ が し 有 会 社 の 株 掲五い報 め得 る 当 な 委 要 れ の し あ てす社の ら期式員 な る 項 げ 項 日 告 前 項 る 会 書 場 該 る

第 に議十 る こ あ決 ع つ権 ۲ τ を な は そ 銀 る の 行 場百総 合 分 株 又 の主 に は + の は 保 議 険 そ 次 決 の項 権 を 議にの お 百 む 決 権 い 分 会 を ての 社 取 同 五 は じ 得 保 他 し 険 の 又を 業 玉 超 は を 保 え 営 の τ 有 む 会

し 有 会

てす社の

社

五一各よは 5 믁 をい組対 ۲ 決 除る合 す 民四 の あ ۲ 務 に くも〜 る 法 いら 執 ょ な の 投 第一 ず か 行 IJ り以に人資 六 略 れ じ 組 議 下 限又事 百 かめた 合 るは業 決 組 こ 六 に公だ 員 権 合 の 数を + 該正 を財 묵 ㅡ 営 当 取 人 七 議 取 産 にの のむ条 す引公 得 る 決 ے お 組 組 こ 委 第 正 権 場 し b しし 合 合 لح 員 取 τ を τ 員員を項 合 会 引 に約に はの委 非業 は 式 そ す 認 員 規 保 を 業務 る こ可会 の 定 る 有 取 務 業も のを規 の す こ す 限 受 則 得 執 執 務 る の る し 行 行 の に 組 りけ で 組 を 執よ合 でた定 で 合 又 合 委 行 つ な場め 契 い合 る は 任 を て 約 員 た所 さ委成で 及と とれ任立会 びこ すいたしす社 次ろ るう者てるに のに 一各よは 五 しい合合と 믁 IJ し 民四のあ τ τ 員 員 を 項 5

れ権 た の 行 に使 に 指 な図 つ を いが 行 τ う 非 ٦ 業 か 5 E 務 合 前 が 執 行 又 株 号 で 行 使 除 の き 組す 政る 合 令 場 員 合 が と 定及業が場 び務 当のき 該 執 る 議 行 場 だ 有 を決を合し 超権委

第 5 六 + 五 略 会 社 次 の

て

当

該 る

決 ۲

保 つ

有 た

す 日

る

場

を

<

で

め

る

期

間

議こ

す

۲

略

さ

合 を し τ は 5 な 各 号 の しし ず れ か に 該 当 す る 場 合 に は

億 か 億 一 を う 下 ち す 他 は の 回 る いらい会合略 ずなず 社 併 れいれ を 以 か 範 か し 井 下 ょ の内のこ う 숲 に 会の لح 社 お 社 条 す しし にいにに る 係 て 係 お 場 る 政 るい合 玉 令国 てに 内 で内 お 売定 売合 しし 上 め 上 併 て る高 る高 숲 合 金 社 当 合 計 計 額 該 ۲ 額 を額 合 が 超 がい併 うを え五 え +

を

下

回

5

な

11

井

内

に

お

τ

政

令

で

定

め

金

額

を

超

る

かこ 業 権 ۲ 務 を 6 前 が 又 株 に 約 に 6 執 行 法 い な 業 号 で行 使 は 式 非 そ す 規 ず か 除 の き 組 す 保 を 業 務 の る 定明 略 れ じ 合 業 もす治 政る る 有 取 務 の かめた 令 場 員 こ す 得 執 執 務 に公だ の る 合 が と に 組 十 で る 行 行 の 該正 及業が場 定 組 を 執 よ合九 当 取 め び務 で 合 又 合 委 行 つ契年 す引公 る 当 の は 任 て る き 員 を 約 法 委 正 \_ 期該執るた所 さ 委成で律 場員取 間議行場だ有 とれ任立会第 合 会 引 を 決 を 合 しす い た しす社八 はの委 う者。ち 超権委 る てるに 認 員 +議非 こ え を任 をい組対九 こ可会 ب ع τ 有 さ 業 除 る合 す のを規 決 号 当 す れ権 務 に ۲ も 限 受 < へ る 則 一 投 該 る た の執 ょ の りけ で な 第 こ IJ 議 者 行 行 り以に 人資 六 でた定 決 とに 使 組 議 下 限又事 な場め 百 と指 に 権 合 決 組 は業 い合る こ る 六 な図 つ 員 権 及と を 合 の 数 を +

号

う非決得とお組組こ第

にのの

人 営 七

> む 条

を財

取産

びこ

次ろ

のに

〉 六 略 略

る

場

合

を

<

第 + て五 は な 5 会 社 しし 次 の 各 号 の に 該 当 す る 場 合 に は 合 併 を

下 か 億 い 併 つ門う を 国 !・ 内 を し ょ 下 の 会へ 回の う う と社略な ずなち す は る 範い 会 合 囲 ず 社 併 いの内れへ を か以 し 下 ょ

う

す

る

お 場

¬ お

τ に

合 しり

併 τ

会

社

百と合

る い 合

が

回 5 他 な の 範 11 5 井 れい 内 か に お て 会に 政社お 令にいのこ で 係 て 会の 定 る 政 社 条 め総 令 にに る 資 で 係 金 産 定 額 合 め 総 を計 る資 金 超 額 産 え が 額 合 る + を 計 ۲ 億 超 額 き 円 え はを

つ

日

た行

を

保

有

いが

τ 議

団ばじと 合 な L١ 届 て、 併 合 第 出 に غ 併 属 5 当 슷 は に + な該 す 社 も 第 項 係 条 ۲ る が + 合 の る 第 い 公 併 ۲ の 株 条 規 合 八 場 正 読 会 式 同 第 定 併 項 合 ただ に 取 は、 社 取 条 八 に 関 引 み の か し、 する 項 委 替 得 第 ょ 制 5 こ の ۲ 員 え 及 る 숲 九 限 第 す る 項 び 計 会 社 命 及 + べて 限 り で ŧ 中 第 令 び 項 画 規 + を 則 の ۲ に ま 公 項 の ۲ 株 ぁ 株 つ 正 で 公 で す 式 式 中 な 合 る ١J 取 正 定 の 併会 る 取 の い 取 め の て 引 規 得 は 取 株 準 委 定 引 る 得 式 用 委 ۲ 숲 員 は 社 こ 社 が 員 の す 会 が 3 取 会 合 ۲ る が 前 同 に ۲ に 併 あ 得 す 項 あ 会 る る の 届 ょ の ı) ` る 社 ۲ 規 け の 第 企 の + 出 あ の は 場 定 業 の うち る 結 な あ は 合 七 に 合 け の に 条 ょ 合 5 少 併はおの る 集 れか る な 短 引 を に 条 式 な該 ١١ 第 二 1, 슷 れ 規 併 縮 委 経 規 の す 係 第 等 前一会 の 合 公 公 前 た す 定 る。 合 そ 併 社 定 に 正 員 過 は る の 項 社 合 正 会 す 関 取 ること す 項 項 項 が 併 併 に 取 に 期 に 振 の 議 れ た 引 関 る は、 だし、 間 こ 引 対 U る ょ 場 同 会 ぞ の 決 の 替 会 Ξ す U 必 委 ま る 前 玉 の 規 権 規 に 合 社 れ 社 委 + τ 公 要 員 が そ で 届 項 内 場 定 定 関 の の の の る 員 を に な措 で き は、 そ 日 会 の 出 計 会 正 に 売 合 は 含 に す お 会 そ 総 う 次 は、 取引 ħ 規 の 必 を お ょ 株 の 画 上 に む る ١J 社 れ ち る。 ぞ 要 期 置 合 行 11 高 ŧ IJ ぞ 各 を 則 お 外 法 τ で 主 委 第 が 併 つ τ ħ 間 を 玉 発 号 で l١ の 律 あ れ の い 公 員会 命 じ を た 読 + て、 行 の 又 あ ۲ 会 ۲ 第 会 る の 議 ず の 正 定 期 は る み 読 す 場 取 七 U 슷 社 者 百 社 総 決 め れ 間 が 同 ح τ 社 替 る 四 合株 引 る ょ 条 み 第 が に が 権 に か うと は、 ح 合 えて準 内 項 認 替 合 対 + 委 の は 有 主 の 該 併 併 員 当 に た め な え 項 抗 七 す の 過 の 会 だ す 第 る 5 る 中 す 議 半 す 会 3 公 届 を 条 る 会 に 正 社 る 場 な 出 用 ŧ る 第 議 決 数 社 る に U 取 の 書 場 項 合 い 受 す ょ こ 場 届 ょ の 総 権 を が 決 うち うと (I 合 合 引 理 る ۲ 資 ۲ け の の に 項 権 の 有 他 委 規 に 規 の 場 す 産 が 過 は 出 は た 又 に U の る。 少 す 半 な 員 定 は 定 だ 日 合 合 で は τ す あ は なく 会規 を含 ٦ け に ŕ から三 計 る 第 5 に き 数 しし ベ 場 ょ 該 の れ 前 ょ 額 な 百 社 を る τ か む。 ば 則 ۲ IJ IJ 期 限 じ 項 公 合 兀 有 場 の ŀ١ 債 十日 ŧ 本 当 間 + IJ な で 短 正 ۲ に 株 す 合 会 め 縮 文 該 を収 る で 6 当 あ 準 式

団ベ 画め各 属 公 ۲ の の 社 条 いはの 該 す 共 正 3 ず 共 る 同 取 同 場 新 引にれ共 新 合 設 委 よか 同 は 員 IJ 新 設 分 に 該 分 割 会 設 ٦ 割 当 を にあ 分 す を の し 届 5 割 し 限 ょ け か る を ょ IJ う じ ۲ 出 U う で ۲ め ょ な き ۲ け当は な す う す L١ る れ該 숝 る ば 共 公 す 社 な同 正る 会 が 新 取 場 社 5

な設 引 合 しし 分 委 に 割 員お に 会い た 関規て だ す 則 し るで次 集す計定の 第 +

略

の当 会 社  $\overline{\phantom{a}}$ 当 該 共 同 新 設 分 割 で 設 立 す る 숲 同 の 社 う に ち の そ 企 のい 業 事 結 ず 業れ 合 全のか

全 部

を

承

継

さ

せ

ょ

う

ع

す

る

も

の

以

下

ت

の

項

に

お

١١

て

- | る | の い日報 の め 場 規 日 る 告 前 ま 合 定 等 項 に ۲ で こ は に を の お 受 ょ の 届 しし 3 こ る 期 理 出 τ に の 通 間 受 し ょ 限 知 た 理 報 IJ IJ を 内 日 の 告 必 で し に か 日 等 要 な な 5 か な L١ け 合 九 ۲ 5 報 n 併 百 告 + L١ う。 ば 会 日 情 社 を + な 5 に 経 日 報 な 対 過 を を 又 経 求 11 し し は た 過 資 め た 第 日 U た 料 だ 兀 ۲ た 場 の し + の 日 合 提 九 ۲ に 出 しし 次 条 ず す お 第 れ 以 に い τ 掲 五 か τ 下 げ頃 遅 の は

な|計|る 第|か 次 第 画 計 つ に 号 画 お 項 た の に 場 しし う お 合て ちい第 τ 兀 行 第 同頃 わ れ じ に 項 る お ت の ١J ۲ 規 の て ۲ 定 規 読 さ に 定 み れ 照に 替 てら ょ え いし IJ τ τ る 届 準 期 重 け 用 限 要 出 す ま た な る 事 場 で 合 に 項 併 合 行が に を 当 関 含 わ れ 該す む

前|重 要 な 項 事 項 の 規 に つ 定 き に 虚 ょ 偽 IJ 届 の 記 け 載 出 が た あ 合 つ 併 た に 場 関 合す る 計 画 の う ち、

年 な 会 以 措 は 内 置 項 第 に 第 を +前 命 項 じ 七 号 本 ょ 条 の 文 う の 規 ۲ の 定 す 第 通 に 知 る 該 を ۲ 項 当 U き の す な は 規 る 場 け 定 れ 同 に 合 ば 号 ょ に な の IJ お 期 当 5 11 な 限 該 τ L١ か 合 5 併 公 起 に 正 関 算 取 引 し τ 必 委 員 要

+ 条 の はへ

す 則 る で 次 国 五 計 定 の 内 め 各 画 の る 会 を 号 公 との 社 こ しし 正 3 ず 取 引にれ 共 同 委 よか ) ` 員 に 新 会 該 設 に 当 分 あ 届 らす 割 か る を け 出 じ ے な めき ょ け 当 は う れ 該 ば 共 公 す 同 な 正 る 5 新 取 場 設 引 な 分 しし に 割 員 お に 会い 関規で

全 当 部 の を 会 該 承 共 継 同 当 さ 新 せ 該 設 共 ょ 分 う 同 割 ع 新 を す 設 し る 分 ょ も 割 う で ۲ の 設 す  $\overline{\phantom{a}}$ 以 立 る 下 す 会 こ る の 会 の 社 項 う に に そ お の しし 11 事 τ ず 業 れ 全のか

を 超 内 に 会 お に い 係 か円 τ る つ を 政 玉 下 令 内 他 で 売 の 5 いな〜 定 上 め 高 ず しし に る 合 れ範 か囲 金 額 額 を が の に 超五 会 お に え +社 L١ 係 る 億 て る ۲ 円 全 政 玉 ㅎ を 部 令 内 下 で 承 回 継定上 ら会め 高 な 社 る 合 いに金計

す 割 額 が る で 超 を が の 当 囲 + え も 設 超 該 숲 る 億 に の 立 え 百 社 共 円限 ۲  $\overline{\phantom{a}}$ す 億  $\overline{\phantom{a}}$ 同 き を る 以 るか円 全 新 下 下 会 つ を 部 設  $\overline{\phantom{a}}$ こ 回 社 下 承 分 5 の の に他 回 継 割 な 当 項 そ の 5 会 を に L١ 該 の い な 社 し ずい 範承 お 事 に ょ 井 い 業 う 継 れ 範 限 井 ۲ 内 の τ の か る 対 \_ 重 内 す に 象重要のに  $\overline{\phantom{a}}$ る お 要 部 슰 お に会 い部 係 τ 分 部 分 社 い 社 τ 政 に 分 を る の 令 係 承 承 当 政 国 う で 継 継 該 令 ち る 内 定国会 さ 共 で 売 せ め 内 社 同定上 しし る 売 よ新め高 ず ۲ 金 上 う設る合 れ 額高にと分金計か

を 当 が の 限 を 超 該 五 会 下 +社 共 回 億  $\overline{\phantom{a}}$ 同 5 か 円 全 新 な つ を 部 設 の 当 下 承 分 回 継 範 該 他 割 井 承 の 6 会 を 継 内 な 社 しし し に の ずい に ょ う お対れ範限 井 ۲ をい象か る 除て 部 内 す \_ く政分。 の に  $\overline{\phantom{a}}$ る 令 に お に 会 会 で 係 社 い 係 社 定 る て る の め 国 重 政 国 う 要 令 内 る 内 ち で 部 売 売 金 額 上 分定上 L١ を 高承 め 高 ず る合れ 超が継 え百会金計か

前

号

該

当

す

る

۲

き

す

る

۲

き

を

除

**<** 

て 定 分 の め 内 に 会 る 売 部 で 係 共 金 上 分 定 る 同 額 高 め 玉 重 新 承 が る 内 要 を 継 設 超 Ξ 部 会 金 売 分 + え 社 額 上 分 割 る 億 に を 高 承 を ح 円 限 超 が 継 し え、 る。 を 百 숲 ょ 下 億 社 う  $\overline{\phantom{a}}$ ح 回 か 円 に つ、 限 5 の を す な 当 下 る る 会 ١J 該 他 回  $\overline{\phantom{a}}$ 承 の 5 社 範 井 継 い な の の 内 の ず しし 当 う に 対 れ 範 該 お 象 か 井 承 部 内 継い L١ τ 分 の に の ず に 政 会お対れ 係社い象か

> とにの立 え百 て え 百 部 当 共 限 す 億 の  $\overline{\phantom{a}}$ 政 に 億 承 以 る 該 に る か円 会 令 係 か円 下 つ 作 会 を 社 共 で る を 会 成 こ 社 下 同 定 総 下 ののに他回 全 新 他 回 し め た 当 項 その 5 部 設 る 5 該 に の いな 承 分 金 事 ず 益 承 お しし 継 割 額 ず い業 計 継 れ 範 슾 を を 額 れ 範 て「 の か 井 井 算 の 社 b 超 が か 書 対 重 内 ょ え に + 内 に 象 重 要 定に のに 限 う る の 億 に ょ 部 要 部 会 円 会 お る お る 分 部 分 社 しし す を 社 しし 金 売 に分 を τ る 下 τ  $\overline{\phantom{a}}$  $\overline{\phantom{a}}$ 承 承 当 政 に 会 回全 上 係 政 に 継 該 令 係 5 部 高 る 継 社 令 係 が 最会 さ 共 で る な承で の る + 終 社 せ 同 定総 う しし 継 定 総 億 ょ 新 め 資 範 会 の ち め 資 うと 円貸 ے 設 る 井 社 る 産 産 を 借しい 分 金 合 しし 内 に 金 合 う。 下 す 割 限 対 額 計 ず に 額 計 回 照 る で を る 額 れ お を 額 設 超 が か 5 表し も 超 が

え、 + 範に な 当 井 作 億 の しし か 該 内 成 円 会 範 社 共 囲 に し の つ を お た 当 下一 同 内 該 他 回 全 新 しし 損 に τ の 5 部 設 お 益 承 政 いな承分い損 計 継 令 ず 継 て 算 しし 割 の 슷 で 書 対れ 範 を 政 定 井 社 令 に 象 か し め 内 に ょ で ょ 部 分のに限う る る ۲ 金 売 お る に 会 め す 額 上 係 社 ŀ١ る  $\overline{\phantom{a}}$ τ る を 高る 超 が 最重 政 に会 額 え 百 令 係 社 を 終 要 る 億 部 で る の超 の 分定総 う ۲ 円 貸 え き を 承 め 資 ち る 借 る ح 下 継 産 対 き。 前 回 照 金 L١ 会 合 号 5 ず 表 社 額 計 にな ۲ を額 れ に 

よ 部 の 当 る 分 対 金 会 該 照 会 売 に 表 社 額 上 係 社 共 ۲ に を 高 る 同  $\overline{\phantom{a}}$ が 最 共 限 超 重新 え、 百 終 要 設 に る 作 億 の 部 分 か 円 貸 分 割 成 の つ を 借 承 を し 当 下 継 た 対 し 他 回 照 숲 損 該 ょ 益 のら 社 う 承 表 計 継 いな ۲ に 算 の ず しし 共 限 す る 書 れ範 対 に る か 井 作 会 象 に 内 社 ょ 部 成 る の に の の 分 し 当 売 に 会 お た う 社 い 損 該 上 係 ち 高 る τ 益 承 が 重 政 最 計 継 しし +終 要 令 算 の ず 億 部 で 書 の 対 れ 貸 分 定 に 象 か

合 収 取 と の は 分 ろ 割 ず 員 を に れ の 会 か 限 ょ に IJ に IJ う 届 該 収 で ۲ 当 け あ 分 な す 出 5 す る しし る なか 会 け じ ۲ し れめき ょ 社 ば 当 は う が 同 ۲ な該 す \_ ら吸公 の な収正 る 企 い 分 取 場 業 割引 合 委 結 た に に だ 関 員 合 お 集 し す 会 しし 4 る規 τ す 計 則 に 属 ベ 画 で 次 τ す を定 の る の 公め各 場 吸 正 る 号

令 内 か を ے ح つ を 承 す 当 で 売 定 下 ١١ 継 上 る該 う さ め 高 分 回 い 吸 合 割 5 せ ず 収 金 計 にな  $\overline{\phantom{a}}$ ょ れ 分 額 よいに う か 額 割 ع を 限 が つ 範 を る。 τ 超 井 す 五 の し え +事 内 る 会 ょ る  $\overline{\phantom{a}}$ 億 業 に 社 う も ځ をお に ع 円 の  $\overline{\phantom{a}}$ き を 係 当 す 承い  $\overline{\phantom{a}}$ 下継 て 次 る 該 る 回し 政 国 号 吸 会 5 よ令 内に収社 なう で 売 お 分 の いと定 上 い割 う す ち 範 め 高 τ で 囲るる 合 \_ そ 内 会 金 全 の分 計 に 社額 事 部 割 額 お に を が 承 業 を い係超 継のし てるえ 百会全 ょ 政国 ( 億 社 部 う

令 内 当 5 ょ す う で 売 る該 な ۲ 該 い 定 上 しし 吸 当 範 す め 高 ず 収る す 井 る る 合 れ 分 る 割 内 会 金 か 計 ۲ に 社 額 を 額 き お に を の し が ょ を い 係 超 五 会 うと τ る え + 社 除 **<** 政 玉 億  $\overline{\phantom{a}}$ 令 か 円 全 す 内 つを、、下 で る 売 部 定 下 承 会 上 め 高 分 回 継 社 5 슷 る 合 割 の 金 にな社 う 計 ち 額額 よい に つ を が 範 限 τ 井 る分 超 百 内 え 事 割  $\overline{\phantom{a}}$ る 億 業 に を おに ۲ 円 を し き を 承い係 ょ 継てるう 下

当 定 分 す 号 め 該 玉 を る に る 内 吸 金 売 ず 収 額 上 ۲ さ れ 分 か を 高 い せ 割 う 超 が ょ を え 百 う の し ۲ 億 숲 ょ 円 に す う か 社 つ、 限 ۲ を る 下 当 る も す 分 回 の 該 る  $\overline{\phantom{a}}$ 吸 割 5  $\overline{\phantom{a}}$ 会 の 次 収 に な 社 ょ い当 号 分 の 割 つ 該 に う 範 て 井 分 お で ち 事 内 割 しし そ 業 τ に の の 分 お 事 を 対  $\neg$ 割 象 重 業 を 承 しし 継 τ 部 要 の し し 政 分 部 重 ょ ょ 令に分要う

> を 下 回 5 な L١ 井 内 に お しし τ 政 令 で 定 め る 金 額 を 超 え る

> > ۲

を定の め 公 各 玉 る号 正 内 との 取 の こ 引 しし 会 委 ろ ず 社 員にれは 会 よか り 、 該 に 吸 届 該 収 あ 当 け 分 5 す 出 割 る か な を け じ ۲ し めき ょ れ ば 当 は う ع な該 5 吸 す 公 収 な 正 る 分 取 場 しし 割 引 合 に 委 に 員 関 お す 会 しし る 規 て 則 計 で次

ح 額 計 分 を 当 ۲ 承 す を 額 割 5 継 超 が に な しり る 該 え いう さ + ょ しし 吸 る 億 つ 範 せ ず 収 ۲ 円 τ 井  $\overline{\phantom{a}}$ ょ れ 分 う き を 事 内に か 割 下 業 に限 ۲ を す の 回 を お る し 5 る 承い 슾 ょ  $\overline{\phantom{a}}$ な 継 て も 社 う に いし政 の ۲  $\overline{\phantom{a}}$ 当 範 ょ 令 係  $\overline{\phantom{a}}$ す う で 井 る 次 該 る と 定 総 内 号 吸 会 すめ資に収社 に お る る 産 お 分 の い会 金 割 う 合 L١ て社額 計 τ で ち 政にを 額 \_ そ 令 係 超が 全 の 分 で え | 、 事 る 部 百 割 定 総 億 業 承 を め資か円継 の し る 産 つ を 会 全 ょ 合 金 下 社 部

۲ ۲ 内 定 総 当 す め 資 す に る る 該 お 産 る い 吸 い 会 金 合 て社 額計 ず 収 政に を額 れ分 令 係 超が か 割 え、、 で る + を 定 総 の 億 し め 資 円 슷 か ょ る 産 を 社 う つ ح 金 合 下  $\overline{\phantom{a}}$ 分 回 全 額計 す る 割ら 部 を額 超が にな承会 百 え よい 継 社 る 億 つ 範 会 の ۲ 円 τ 井 社 う き を 事 内 に 5 業 下 に 限  $\overline{\phantom{a}}$ 前 回 を お る 分 5 承 ١J 号 割 な 継 τ  $\overline{\phantom{a}}$ に を に 該 しり し 政 し 当 ょ 令 係 ょ 範 う す 井 で

る

۲

き

を

除

<

上 す 当 分 高 る が 最 を る 該 吸 百 終 承 い 億 の 継 ず 収 貸 さ 分 円 ۲ れ を 借 せ か 割 ŀ١ う。 ょ 下 対 を う の 回 照 し ۲ 5 表 会 ょ な ۲ に す 社 う L١ 共 限 る ح  $\overline{\phantom{a}}$ 当 範 に も す る 井 作 の 該 る 内 成 吸 会  $\overline{\phantom{a}}$ 次 収 に し の 社 お た 当 号 分 の 該 に 割 う ١١ 損 て 益 分 お で ち 政 計 割 しし そ 令 算 τ の の 分 事 で 書 対 割 定 重 業 に 象 を め ょ 部 要 の し る る 部 ょ 分 重 売に分要

て引る 兀 用 員 額 額 ょ 該 出 + す す 会 に を が 範 分 範 す 条 る 該 が る 係 第 超 τ 井 割 吸 井 る す る 八 え 百 事 内 の ず 収 内 会 こ る 共 項 る 億 業 に 対れ 分 に社 第 同 ۲ 象 の 円 を お か 割 お に か + 場 き 新 を 承 しし 部 係 5 を L١ 七 下 合 設 第 継 τ 分の τ し る 条 前 に 分 + 回 し 政 に 会 ょ 政 国 お の 割 号 6 ょ 令 係 う 項 社 令 内 う で L١ 及 な る ح で ま に 売 て、 第 び で しし ۲ 定国 重 定上 該 す 吸 当 範 す め の 内 要 る め高 項 第 収 規 す 井 る る 売 部 る 会 合 + の 分 定 内 会 金 る 上 分 社 金 計 条 規 割 は ۲ に 社 額 額 額 高 承 の 定 き お を 第 の に が 継 う を が 前 八 に 係 制 を しし 超 Ξ 숲 ち 超 五 項 ょ 限 除 τ る え十 社 え + 及 る 並 項 < 政 玉 億 に る 分 億 令 円 限 ۲ び 命 び 割 円 の 内 か 、 で 定 に 、 る。 第 令 規 売 を を き を + 公 下 に 定 上 L 下 回 項 つ 正 め 高 分 ょ に 回 中い取よ る 合割らの う 5 引 る 兀 前 こ 委 届 項 の れ 回 を お た 当 前 ょ 前|が る 適 前 前 て 社 額 場 う 員 出 ۲ 最 会 共 ぞ 会 共 用 号 5 承 損 該 す に 条 条 同 い 政 に を ح 会 に 第 合 項 第 同 社 項 継 τ 該 令 お あ 終 社 れ 同 に な 益 分 る 係 超 し 係 る 吸 え、 が しし 五 の に U か Ξ の の 新 の の 新 な の 該 い し 政 計 割 で る す る τ 項 の 貸 お 5 項 会 そ 設 総 う 設 11 規 当 範 ょ 令 算 の ず 収 定 総 る 共 は 借 の 株 ち 分 定 す 井 う で 書 対れ 分 め 資 読 か ١J 又 前 社 れ 分 か 第 同 ۲ み 6 対 τ は 項 規 で ぞ 割 主 は る 内 定 に 象 か 割 る 割 産 つ + 新 す ۲ に め を 替 第 照 吸 ま 定 あ れ を の ١١ を ょ 部 金 る 七 設 収 で ず お る の え 七 玉 表 第 は る の 議 次 き る 分 し 額 分 し し 計 分 τ 場 会 金 숲 ょ 条 項 内 ۲ 分 の 総 ょ 決 れ ょ の を ١١ 売 に を 割 額 割 う の 準 ま 売 共 項 割 規 前 合 株 う 権 う 各 除 τ 社 額 社 超 か 上 係 が に غ ۲ **<** ۲ 及 用 で上 に 及 を 項 主 ത 号 政 に を る え 定 高 + ょ び 令 係 重 す る 第 す の 高 作 び の し 過 の し の 超 が 最 億 つ し は の 吸 規 半 で る 要 る ۲ 成 第 場 議 会 え + 終 円 τ る ょ ١١ 定 総 項 収 場 定 ح し う 外 決 又 数 社 又 ず 億 の 部 会 を 合 の 分 項 ۲ が め 資か円 貸 業 合 は 読 た 玉 権 は を は れ 分 社 下 に 規 割 み 損 中 す 슷 準 吸 吸 る 産 つ を 借 承 の を を の 有 他 か 回 金 下 定 の 含 第 替 益 る 社 用 過 収 収 に 合 対 継 う 6 し の 承 む。 制 に え 計 総 場 が す 半 分 τ す 分 該 額 計 分 回 照 숲 ち な 継 ょ 限 項 る 資 共 当 5 算 合 る 数 割 l١ ベ 割 を額 割 表 社 ١J U る 並 及 も 書 産 に 同 を を る τ を す 超 が にな ۲ に 範 ょ 分 う と 命 び の び 準 場 え る よい共 限 井 の に 合 新 の る 百 割 有 し U に 規 令 第 ۲ ょ 計 用 す ょ 会 ょ 場 億 つ 範 に 内 設 合 る を ۲ て す 公 定 Ξ す る る う う 合 円 井 作 b に に 額 す 分 社 ح ح つ 正 に 項 る 売 る 割 会 に き を 事 内 成 ょ お る の

そ

す

す

は

業

にしの

い会

下

及

を

上

第 場 + 届 合 る で い に い に 共 を + ち 設しは は る て 係 て 係 同 会 会 五 に + 4 政 政 株 当 う。 条 画 め る る 社 当 実 共 社 割 収 条 式 に 合 条 共 な 質 お 条 に τ る 令 玉 令 玉 式 は 該 該 同 同 < 分 の 係 を の を 第 の ح ت 割 第 属 しし の 公 で 内 共 共 Ξ ۲ 九 る で 内 移 的 以 株 新 ۲ し 取 よう す 共 τ 第 共 八 正 定 売 定 売 転 共 同 に 同 下 式 読 設 も 項 得 ۲ 同 項 る 同 取 3 め 上 め 上 を 同 株 制 株 同 移 会 み 分 中 第 項 株 か 場 株 引 に る 高 る 株 限 じ 社 替 割 の ح ح 高 U 式 式 転 十条 合は える 5 式 委 \_ ょ 金 合 金 ょ 移 を 会 U 株 の 式 合 式 移 す は あ ŝ 第十 員 ) (1 規 移 移 額 計 額 b 社 が る 計 移 転 会 式 転 る ŧ 第 定 会 ۲ ょ 又 株 転 転 を 額 を 額 転 が に を 社 次 の の うと ٦ ۲ 八 に の 項 を に 超 が 超 が す ょ が の ۲ は 式 取 あ を 不 の は し ع 届 える ۲ 項 の 5 え、 吸 取 ょ 制 ま U 五 る つ て 得 U 公 他 各 限 よう る す U 収 得 及 限 で け か + 百 会 ょ 正 な τ は の 号 共 び IJ 出 じ る 슰 ح 同 命 及 の ۲ 億 億 社 う な る な 会 の 分 か ح ۲ 場定 第 規 で 円 つ、 社 あ 令 び な め き 円 の 取 5 社 い 又 株 割 新 な + す に 公 定 け 当 は、 を を う す 引 合の な ۲ ず は 式 を る 設 項 は る れ 該 ち る 共 吸 ع つ 正 11 下 他 下 方 取しい れ 取 し の 分 会 中 l١ 取 ば 共 同 収 ょ あ 回 の 回 場 か 得 は 割 公 法 引 う る 引 な 同 τ 前 社 正 5 5 l١ に 分 11 合 に 分 U 会 又 غ 株 準 委 項 が 6 株 取 な ず な ず に ょ 野 τ 該 割 社 の 共 は 式 用 員 の 同 な 式 引 L١ れ しし れ お す 当 を す は 同 吸 る に する。 規 委 ۲ る 新 収 숲 い 移 範 か 範 ŧ る す の か L١ お し 取 ようと が 員 井 井 る あ 会が 定 の 転 て の け 株 設 分 得」 す 企 슷 で 場 社 共 に た に 内 の 内 の る 式 る 分 割 同 る ょ 業 だ 関 規 に 会 に 当 競 移 合 の の 割 会 あ 結 し す 則 お 社 お う 新 又 と の 第 る 社 る 争 転 に す は

> 六 合 7 ح 又 項 併 準 は 中 用 吸 ح す る。 収 合 あ 合 る 分 併 併 割をし 会 に の こ 社 は の ع 場 ع ょ あ 共 合 うと あ る 同 に る の 新 お す の は 設 L١ て、 る は 分 会 共 割 社」 共同 又 前 同 は条 新 ۲ 新 吸 第 設 読 設 分 収  $\Xi$ み 分 割 分 項 替 割 又 割 及 えるも を は び しよ ۲ 吸 第 収 七 うと の 分 同 項 ۲ 割 条 中

に第

る

のと 会 **ത** が 社 の は 共 は ۲ 同 共 株 共 同 式 同 株 移 株 式 式 転 移 株 移 式 を 転 取 し 転 得 ょ ح ۲ 会 う ۲ 社 同 す 条 ۲ る が 第 あ 숲 株 九 る 社 式 項 取 中 の の は う 得 ち 会 株 少 社 式 な 共 の ح < 同 取 株 あ も

+

第

移

転

を

し

ようと

す

る

슷

社

۲

読

み

替

え

る

も

の

۲

す

l١ 受 の 員の円 けに 等 固 会 を 定 規 の た 下 だ 関 譲 資 則 で 次 回 の す 産 5 渡 し で あ を る 定 各 な つ て、 U 事 計 以 め 号 ١J ょ 業 画 下 る の 範 ところ うと を 井 そ 等 の ず 内 の の 公 す 条 会 譲 正 れ に る に に 受 取 か お 社 より、 会 け 引 お に しし に 社 を 委 しし 該 て 係 て「 員 当 が U 政 る 会 令 同 ょ あ す 玉 うと に 事 5 る で 内 届 業 か 場 定 の 売 す け 等 じ 合 企 め 上 め る る 出 に 業 高 ۲ 事 は 結 会 な 金 合 合 社 け ١J 業 額 計 う。 又は事 公 正 れ を 額 集 及 ば 超 び 4 が 当 な 取 え に の 属 5 業 引る 百 該 す事な 譲 上 委 も 億

る 玉 合 内 は 売 上 こ 高 の が 限 IJ + で 億 な 円 l١ を 下 回 5 な ١١ 範 井 内 に お ١١ τ 政 令

で

め

る

超

え

る

他

の

会

社

の

事

業

の

全

部

の

譲

受

け

を

し

うと 定

す

る 金

場 額

合 を

5 他 な の 受 範 会 井 け 重 の 要 の 内 対 部 事 象部 分 業 お L١ の の 分 τ 譲 重 政 に 受 要 係 令 け 部 る で を 分 玉 定 又 め 内 ょ は る 売 う 事 ۲ 金 上 業 高 額 す 上 を が る の Ξ 超 場 固 え + 合 定 億円 る で 資 ۲ あ 産 を つ の τ 下 全 回 部

> 第 + 略

てっ 当 五 回 会 あ す 項 5 会 事 る に 6 な社 に 業 場 届 か で お い 等 け じ 合 あ ١J 範 出 め に τ 井 つ は、 て、 な ۲ 事 内 いう。 け 業 譲 に 又は れ 受 そ 公 お ば 正 슷 の ١J <u></u> თ 取 な 事 社 会 τ 業 引 5 政 社 譲受け 上 ۲ な 委 令 に の 員い で L١ 係 う。 固 슷 定 る 規 に 定 め 総 関 資 則 る 資 は す 産 で 金 産 定 額 る 合 以 め 計 次 を 計 下 る の 超 画 ت を ۲ 各 え が ころ の 号 る 公 条 正 のも 億 に 取 に の 円 お ょ に 引  $\overline{\phantom{a}}$ IJ しし 該 第 下

定 を め 総 し ょ る 資 うと 金 産 額 の す を 額 る 超 が 場 え + 合 る 億 他 円 を の 玉 下 回 内 5 の 会 な 社 い の 範 事 井 業 内 の に 全 お 部 しし の τ 譲 政 受 令 け で

つ の 範 に 全 他 井 作 τ 部 の 内 成 若 玉 当 に し お た 該 U 内 損 譲 < の い 受 は 会 τ 益 重 政 計 け 社 令 算 要 の の 書 で 対 部 事 定 に 象 分 業 め ょ 部 の の る る 譲 分 重 受 金 要 売 に 額 部 上 係 け を 高 を 分 る 又 超 が 最 し え る + ょ は 終 う 億 の 事 ۲ 円 貸 ۲ 業 き を 借 す 上 下 る 対 の 場 回 照 固 5 表 合 定 な ۲ で 資 共一あ

前 項 の 規 定 は 次 の 各 号 の に 該 当 す る 場 合 に は 適 用

し

τ を の 会 ょ 等 うと 社 の の 譲 す る そ 受 れ け 会 ぞ を 社のう ħ U の ょ 総 う 株 ち ۲ 主 す の L١ る 議 ず 会 決 れ 社 権 か 及 の び 当 過 の 半 会 該 社 数 事 を が 業 他 有 等 の の 譲 す

33

第 ず れし 委 一 項 + る 事 資 第 と の 第 届 七 産 あ 場 + 略 슾 又 の 項 る 合 の 株 第 条 の 上 七 に + ۲ 規 はは + 式 の ح の 譲 中 の に 条 係 条 の が 定 の 前 五 す 古 受 はお る 第 で に 全 第 条 る 定 け 株 \_ 11 き 違 部 八 の の 第 資 式 事 τ 第 業 項 反 又 章 規 + 業 \_ 等 る ۲ か 産 の は 定第 又 す 第 第|項 条 取 の 5 の + る に 第 譲 得 は の 譲 第 部 節 違 項 事 行 受 株 条 規 受 + 為 の け ۲ 業 第 定け 項 に 反 項 式 を 処 規 す 第 取 あ 上 八 にの を ま 排 分 定 る + 得 る の項 ょ 制 で 第 し 会の固及 除 す 行 + る 限 五 ょ の 命 及 事 る 為 条 う 社は定び 規 す ۲ る 手 が の 条 資 第 令 び 定 す と 事 産 + た の続 あ Ξ 第 に公 は 第 あ業の つ正 め に る る 項 項 部 従 ۲ る 又 譲 中 い取 前 に 숲 必 の しし き 項 社 の は 受 τ 引 項 要 譲 は 第 は 事 け 株 準 委 の 渡 業 用 な 第 + ۲ 員 規 事 \_ 式 ٤ 事 措 そ 業 + 上 公 五 読 の す 会 定 業 の 置 の 者 正 六 条 み 取 る が に に取条第 又 他 替 固 同|得 す ょ を は定条 Ξ 命 こ対引第 え る る 第 は 合 っ に 行 部節違項 + 七にお は 借 頃 け の に び 合 条 係 い 第 前|第|数|渡 為 の に 反 七 譲 対 第 を ۲ お 略 を 処 規 す 第 受 併 事 の る τ +照 る 条 を を 業 + 事 読 玉 号 項 場 排 分 定 る の け に ١J 表 ょ 有 合 五 五 業 す 又 第 う 除 行 五 を 併 τ み 条 内 ۲ 中 の 条 す ょ 等 合 ۲ す 事 る 為 条 し 会 合 は 等 替 第 売 共 ۲ 規 第 る う の 業 手 が の ょ 併 あ 事 第|項の え 総 す ۲ 譲 る 第 社 五 上 に 定 Ξ 会 業 + た の 続 あ + う に 会 る の 譲 τ 項 高 作 資 る は 項 社 す 受 ٤ る第 の 上 規 受 準 め に 条 社 五 か 成 産 場 の が る け ح 部 従 ح ح す はの条 定け用 ۲ に 第 の 5 譲 規 同 숲 し の 合 を き項 のい る 固 の 必 \_ あ う \_ 第 に す 第 読 た 額 に 受 定 社 し 要 譲 は 項 숲 る ち 事 定 五 ょ 制 る 七 損 準 会 み は の の ょ の な 渡 事 第 社 少 業 資 項 る 限 場 頂 替 益 用 숲 そ う ۲ 社 には な 又 産 及 措 そ 業 公 + 第 命及合 ま え 計 す が 前 社 ۲ あ れ は のび 令 びを でる 置 の 六 + < 他 項 で ぞ 者 正 算 IJ る す 取 条 ۲ 譲第 を 他 に 事 ۲ 事 に公含 の も 書 の の あ れ る 引第 読 業 業受 七 つ 正 規 命 こ 対 条 も む の 同 外 場 る の 会 に こ ょ ず れ 委 第 み 又 上 け 項 い取 定 ۲ 項 玉 場総 し の 合 社 員 替 は \_ て 引 は る 5 項 の 中 す る 第 場 株 の 会 に 合 及 ۲ る。 こ 準 委 の の 株 会 又 え 事 会 古 売 合 社 準 主 び 項 規 る 業 定 合 用 員 묵 当 ۲ 式 はは 社 規 第 上 に の 用 の 併 슰 が 定 の 前 ŧ 上 資 同 す 定 高 中 お 事 す 議 該 第 に る。 全 産 条 が に 項 る。 で に 条 + の の 業 第 ١J 決 事 ۲ て、 ۲ 第 き 違 部 八 の ۲ 固 の す ょ〜 ۲ 最 等 権 業 五 す 章 規 定 譲 六 あ る る 前 る 反 又 条 あ あ 終 の の 等 る。 す は 第 定 第 資 IJ 受 項 る の 第 届 項 る の 第 譲 過 の

産

け 中 の 場

十出

に

の 貸 受

半 譲

ニに

る

第 が い る。 は 除 し 委 第 えの 反 第 + の る 会に す 員 U 兀 + て て、 略 る 当 会 同 読 も τ 項項 該 条 効 項 が 該 \_ 슰 た 該 中 の に が 行 当 は の 株 項 の の 合 の み て 場 社 で 為 章 す 第 め 行 前 訴 式 替 の ۲ 共 お 規 併 読 公 を 第 る + に 為 第 条 え 合 移 え 規 す 同 合 が しし 定 し み 正 ŧ 必 の 八 の 併 転 τ 定 る 新 に 共 τ は た 替 取 九 事 U 差 章 規 準 設 お 同 読 場 え 引 節 業 要 ۲ の を は た の 条 止 第 い 新 み な 定 読 無 用 分 第 合 τ 委 日 に に の 者 し め、 措 τ 設 + 員 規 限 規 に 効 た す 第 割 替 に 準 か が み 節 場 分 え お用 5 定 定 置 違 替 の る + 又 五 会 る す 当 を 契 え 合 第 は 前 割 τ 条 す に 次 に 反 訴 五 l١ は る え + 命 約 規 吸 項 又 準 の て る 該 る 違 す に 条 の ず 条 定 る も 準 条 の 収 中 は 用 は 第 第 行 手 を 反 各 る 項 す 行 の ۲ 用 第 分 \_ 吸 す 第 ++ 為 続 す 号 Ξ の る 為 ۲ あ す 八 第 割 合 収 る 合 条 が に た る の こ 五 ۲ 削 手 が す る る。 項 の 併 分 第 項 併 第 条 な 従 ۲ 行 い が る + の八 除 続 あ の 項 無 の割 及 第 < き 為 ず の ١J こ 無 項 で そ る は 規 効 無 を び な に 及 条 は n 効 項 の 従 ۲ び の 効 第 の る 当 第 か き の 定 し 第 る 他 L١ き 場 に 同 訴 の た 八 の 規 及 日 該 公 に 当 共 合 違 条 え 訴 場 項 項 訴 定 び 条 は ま 事 正 該 え 合 え に 該 同 に 反 の 同 第 並 で 取 第 当 事 を ح 規 行 業 お Ξ に 違 引 株 し び 条 の 者 九 す 公 ۲ 為 τ 項 準 定 提 反 項 者 正 式 11 読 に 第 期 に 委 る を に 移 τ に あ 用 に 同 U 間 対 員 第 者 取 会 み 起 Ξ 排 対引 社 お 替 るす 違 条 す て項 슰 第 第 要 差 訴 の た 五 規 え にお + え 場 な 止 + 訴 項並 定 を 違 前 措 会 略 め え 合 の び 提 を 反 τ 条 置 ح 規 は に 起 に の し 同 読 τ ۲ 定 同 す を 契 前 読 準 条 規 み 公 命 約 第 条 み あ 用 に 条 第 定 る 会 替 正 ず 条 八 替 る す 違 第 六 は こ 社 え 取 の る。 ح る 項 章 規 え の 反 七 項 が τ 引 る は、 が の 第 し 項 合 こ 定 に 第 委 ح ح 削 \_ ŧ て に + で 併 に お 用 員 \_ が 節 の の 슷 お き 除 違 ١J 五 し す 会 そ 共 場 で 反 ۲ 社 ١J τ 条 た る に は の 同 τ 場 き 規 す す 合 が 読 の 場 共 る 他定 る る 新 に 読み 合 合 第 当 お 同 す 設 み 替 にを + 行 第 該 る 為 分 い新 替 え お 含 五 て設 え 項 行 手 が 割 τ いむ 条 為 続 又 分 τ 準 及 τ 第 あ 準 は 割 用 び は を に る 前 排 従 ۲ 吸 項 又 用 す 第 及 項

除 いき

す

る当

た該

め

に

は

公

正

行

為 取

の引

収中はす

分

割

の併分十

無

効無を条

合 収 第

の割

効

吸る場項

る三

合

を

含

む

れ

6

の

五

第

合 び

併 第 同

の

無 項 第

効の四

の

五

規項

定に

条

一|で|け| て 場頃 徴 場 役 拒 者 品 商 は 事 が は 対 し 当 さ 当 τ あ た ょ < 合 金 当 務 絶 に 若 品 役 業 同 役 合 該 じ。 げ る ۲ る は を 同 は 事 対 又 務 뮹 供 事 期 L١ 該 を 該 拒 者 務 は の し き、 る 該 ۲ 百 業 < 通 る 第 含 条 事 玉 事 絶 は 給 役 業 間 の し ۲ ぼ 処 行 知 場 き 七 む 第 業 庫 分 業 政 者 当 は 事 役 同 لح に 同 し 務 者 つ が 分 為 は 又 若 合 条 者 に の 者 令 が 該 役 業 務 ١١ 規 号 た の が て Ξ が に は 第 に の 項 が 納 が で 当 事 務 者 う 定  $\Box$ 同 数 そ  $\equiv$ 年 U 次 を の そ 限 当 最 係 < 七 条 及 付 ۲ 定 該 業 が 供 号 量 年 小 の 商 す に の を る。 初 る の の は 条 第 び 該 数 か す す 売 め 事 者 そ 給 る 規 1 若 供 間 超 品 事 納 条 第 の Д 5 第 業 る 業 に 行 る る が 量 の す 又 に 他 定 に し 給 ۲ え 行 件 付 の 五 第 項 第 八 為 こ を 方 者 供 若 供 る は 対 す 規 < を す る の 規 + 第 ۲ 法 わ を の 条 に 営 に 給 給 役 事 る 定 拒 る ۲ に し た し は 命 + れ つ 定 + 規 + の 係 を を む に 対 < を め 務 供 業 違 内 絶 き U す ず た に 条 八 条 定 条 Ξ る 命 乗 場 ょ 拒 容 ١J し た は に 給 者 反 る し は じ IJ 当 日 て る ょ 第 項 の に の に 行 じ 合 供 内 絶 必 当 行 を に 商 る 算 第 若 四 ょ 五 お 為 な τ は 給 該 容 し 要 該 た 以 為 品 制 又 お 当 次 ۲ 項 Д 課 U 及 る ま に け 得 百 定 同 を な 拒 同 下 又 限 は 11 し に け 該 が の < び 又 条 + 徴 命 で τ つ 制 絶 号 こ は そ れ た 分 し た 商 あ 行 し る で 規 ば か 七 第 令 読 限 事 金 は に しし 額 の た 当 の は 品 の つ 役 た の 為 き 5 条 の 定 第 お み τ な に 売 該 商 そ 又 業 に 条 て 務 事 供 当 が し 第二十 第 な 額 に + 当 替 第 相 業 L١ 5 上 同 た の は 者 規 に ۲ 給 該 品 は な ١J + え て が ょ 該 七 当 額 同 < 条 て な 卸 又 事 供 役 お 者 行 が 定 に 項 る 百 の 命 同 条 す 売 の は 業 給 務 当 す 当 い に L١ の 係 為 な 項 準 条 第 万 審 五 令 じ の る 業 百 商 役 者 に を 該 る τ 該 の 競 る に る 円 が 用 を 係 の 四 決 の に た 額 分 品 務 の 含 同 商 事 商 争 商 お 日 む。 五 号 未 を 規 お 確 す 第 だ の 営 の 又 及 競 る 品 拒 業 品 者 品 か ١J 満受定い定若る U 課 む 三 は び 争 商 の又絶者 ま に 又 に若 てら

												第															
当	付	۲	小	定	当	さ	当	`	は	号	あ	=						=									
該	す	す	売	め	該	か	該	当	`	に	つ	+	が	る	る	知	場		場	同	け	四	١J	定	る	以	で
行	る	る	業	る	事	の	期	該	第	該	て	条	あ	者	命	を	合	第	合	じ	る	項	る	に	ŧ	内	に
為	J	0	を	方	業	ぼ	間	行	八	当	`	の	る	又	令	受	に	匹	に	٥	第	の	場	よ	の	に	お
に	۲	)	営	法	者	つ	が	為	章	す	第	Ξ	者	は	若	け	お	+	限	)	_	規	合	る	に	`	L١
係	を	を	む	に	が	τ	Ξ	を	第	る	+			第	し	た	۱J	七	る	を	条	定	に	命	限	前	て
る	命	乗	場	よ	供	Ξ	年	し	_	ŧ	九	事		六	<	日	て	条	0	受	第	に	限	令	る	条	_
行	じ	じ	合	IJ	給	年	を	た	節	の	条	業		+	は	か	`	第	次	け	九	ょ	る	を	0	の	調
為	な	て	は	算	U	間	超	日	に	こ	の	者		六	J	5	当	_	号	た	項	る	٥	受	次	規	查
に	け	得	百	定	た	۲	え	か	規	限	規	が		条	の	さ	該	項	に	J	第	審	次	け	号	定	開
つ	れ	た	分	U	同	す	る	6	定	る	定	`		第	条	か	事	第	お	۲	_	決	号	た	に	に	始
いり	ば	額	0	た	号	る	۲	当	す	٥	に	次		Д	の	の	業	兀	11	が	号	<b>(</b>	に	IJ	お	ょ	日
て	な	に	_	売	に	0	き	該	る	)	違	の		項	規	ぼ	者	号	7	あ	に	原	お	۲	١J	る	_
第	5	相	`	上	規	)	は	行	手	を	反	各		の	定	IJ	が	に	同	る	係	処	۱J	が	τ	命	٤
七	な	当	卸	額	定	に	`	為	続	U	す	号		規	に	+	当	掲	じ。	者	る	分	て	あ	同	令	11
条	11	す	売	に	す	お	当	が	に	た	る	の		定	ょ	年	該	げ	ŭ	(	も	の	同	る	じ。	$\overline{}$	う。
の		る	業	百	る	け	該	な	従	٢	行	١١		に	る	以	違	る	)	当	の	全	じ。	者		第	
_	た	額	を	分	商	る	行	<	11	き	為	ず		ょ	命	内	反	処		該	に	部		(	)	_	
第	だ	の	営	0	品		為	な	`	は		れ		る	令	に	行	分		審	限	を	)	当	若	条	か
_	ſ	課	む	Ξ	又	当	が	る	当	`	第	か		審	を	\ 	為	が		決	る。	取	又	該	U	第	5
項	``	徴	場	(	は	該	な	日	該	公	=	に		決	受	前	に	行		が		IJ	は	命	<	九	table
若	当	金	合	当	役	行	<	ま	事	正	条	該		を	け	条	つ	わ		確	次	消	第	令	は	項	か
Ų	該	を	は	該	務	為	な	で	業	取	第	当		受	た	の	11	れ		定	号 ·	す	六	が	IJ	第	の
<	事	国	百	事	о Э	に	る	の	者	引	九	す		け		規	て	な		U	に	場	+	確	6		ぼ
は	業	庫	分	業	政	お	日	期	に	委	項	る		た	۲	定	事	か		7	お	合	六	定	条	号	ı)
第	者	に	の	者	令	11	か	間	対	員	第	者		<u></u>	が	に	前	つ.		<i>ا</i> ا	11	に	条	U	g :	に	+
四	が	納	_	が	で	て	5	$\overline{}$	U	会	=	で		٢	あ	ょ	通	た		る	て	お	第	τ	規	係	年

							第																				
当	さ	当	`	は	号	あ	_						_									_	未	を	規	場	項
該	か	該	当	`	に	つ	+	IJ	が	に	知	場	,	お	۲	=	決	号	た	に	に	,	満	受	定	合	若
事	の	期	該	第	該	τ	条	ح	あ	ょ	を	合	第	١J	が	号	(	に	٦	お	ょ	調	で	け	に	に	し
業	ぼ	間	行	八	当	`	の	が	る	る	受	に	兀	τ	あ	に	原	お	۲	١١	る	查	あ	た	ょ	限	<
者	つ	が	為	章	す	第	四	あ	者	命	け	お	+	同	る	係	処	١١	が	τ	命	開	る	۲	る	る	は
が	τ	Ξ	を	第	る	+		る	又	令	た	١١	七	じ	者	る	分	τ	あ	同	令	始	۲	き	通	٥	次
供	Ξ	年	L	_	も	九	事	者	は	若	日	τ	条	0	$\overline{}$	ŧ	の	同	る	じ	(	日	き	`	知	$\overline{}$	条
給	年	を	た	節	の	条	業		第	L	か	`	第	)	当	$\boldsymbol{\sigma}$	全	じ	者	٥	第	か	は	又	若	`	の
し	間	超	日	に	に	の	者		六	<	5	当	_		該	に	部	٥	$\overline{}$	)	_	5	`	は	し	第	規
た	۲	え	か	規	限	規	が		+	は	さ	該	項		審	限	を	)	当	若	条	さ	そ	J	<	七	定
同	す	る	6	定	る	定	`		六	IJ	か	事	第		決	る	取	又	該	U	第	か	0	の	は	条	に
号	る	۲	当	す	٥	に	次		条	の	の	業	匹		が	0	IJ	は	命	<	九	$\boldsymbol{\sigma}$	納	条	第	の	ょ
に	٥	き	該	る	)	違	の		第	条	ぼ	者	号		確	次	消	第	令	は	項	ぼ	付	の	五	=	る
規	)	は	行	手	を	反	各		兀	の	IJ	が	に		定	号	す	六	が	J	第	IJ	を	規	+	第	命
定	に	`	為	続	し	す	号		項	規	+	当	掲		し	に	場	+	確	の	_	+	命	定	-	+	令
す	お	当	が	に	た	る	の		$\boldsymbol{\sigma}$	定	年	該	げ		τ	お	合	六	定	条	号	年	ず	に	条	八	$\overline{}$
る	け	該	な	従	۲	行	11		規	こ	以	違	る		11	11	に	条	し	の	に	以	る	ょ	第	項	当
商	る	行	<	11	き	為	ず		定	よ	内	反	処		る	τ	お	第	て	規	係	内	IJ.	る	=	若	該
品	`	為	な	`	は	)	れ		に	る	に	行	分		場	同	け	兀	11	定	る	に	٤	課	項	し	命
又	当	が	る	当	`	第	か		ょ	命	`	為	が		合	じ	る	項	る	に	も	`	が	徴	の	<	令
は	該	な	日	該	公	_	に		る	令	第	に	行		に	0	第	の	場	ょ	$\boldsymbol{\sigma}$	第	で	金	規	は	が
役	行	<	ま	事	正	条	該		審	を	=	つ	わ		限	(	_	規	合	る	に	_	き	の	定	第	確
務	為	な	で	業	取	第	当		決	受	+	١J	れ		る	を	条	定	に	命	限	+	な	額	に	=	定
の	に	る	0	者	引	九	す		を	け	条	τ	な		0	受	第	に	限	令	る	条	١١	が	ょ	+	し
政	お	日	期	に	委	項	る		受	た	の	事	か		次	け	九	ょ	る。	を		0		百	る	-	て
令	۲١	か	間	対	員	第	者		け	IJ	規	前	7		号	た	項	る		受	次	規		万	審	項	61
で	τ	6	$\widehat{}$	し	会	Ξ	で		た	٢	定	通	た		に	こ	第	審	次	け	号	定		円	決	の	る

			第	1																							
は	号	あ	- 5						=	ĺ								—	満	受	定	項	当	付	ح	小	定
`	に	っ	+	٦	が	に	知	場		お	۲	$\equiv$	決	号	た	に	に		で	け	に	の	該	す	す	売	め
第	該	7	条	ع	あ	ያ :	を	合	第	61	が	号	(	に	נו !	おお	٦ ا	調	あ	た	ょ	規	行	る	る	業	る
八	当	`	の	が	る	る	受	に	四四	7	あ	に	原	お	ے	11	る	查	る	٢	る	定	為	IJ	0	を	方
章	す	第	五	あ	者	命	け	お	+	同	る		処	11	が	7	命	開	ح	き	通	に	に	ح	)	営	法
第	る	+		る	又	令	た	11	七	じじ	者	る	分	7	ぁ	同	令	始	₹	`	知	ょ	係	を	を	む	に
_	ŧ	九	事	者	は	若	日	7	条	٥	$\overline{}$	ŧ	の	同	る	じ	, (	日	は	又	若	る	る	命	乗	場	ょ
節	の	条	業		第	l	か	`	第	$\overline{}$	当	<sub>O</sub>	全	じ	者	۰	第	か	`	は	U	命	行	じ	じ	合	IJ
に	に	の	者		六	<	6	当	_	I	該	に	部	0	)	)	_	6	そ	ت	<	令	為	な	τ	は	算
規	限	規	が		+	は	さ	該	項		審	限	を	)	当	若	条	さ	の	の	は	`	に	け	得	百	定
定	る	定	`		六	IJ	か	事	第		決	る	取	又	該	b	第	か	納	条	第	同	つ	れ	た	分	し
す	0	に	次		条	の	Ø	業	四		が	0	IJ	は	命	<	九	Ø	付	の	五	条	١١	ば	額	の	た
る	)	違	の		第	条	ぼ	者	号		確	次	消	第	令	は	項	ぼ	を	規	+	第	τ	な	に	_	売
手	を	反	各		兀	の	IJ	が	に		定	号	す	六	が	IJ	第	IJ	命	定	_	+	第	6	相	`	上
続	し	す	号		項	規	+	当	掲		し	に	場	+	確	の	Ξ	+	ず	に	条	八	七	な	当	卸	額
に	た	る	の		の	定	年	該	げ		て	お	合	六	定	条	号	年	る	ょ	第	項	条	11	す	売	に
従	۲	行	١١		規	に	以	違	る		L١	١١	に	条	L	の	に	以	IJ	る	=	若	の	0	る	業	百
١J	き	為	ず		定	ょ	内	反	処		る	τ	お	第	τ	規	係	内	٢	課	項	し	_	た	額	を	分
`	は	$\overline{}$	れ		に	る	に	行	分		場	同	け	兀	11	定	る	に	が	徴	の	<	第	だ	の	営	の
当	`	第	か		ょ	命	`	為	が		合	じ	る	項	る	に	ŧ	`	で	金	規	は	_	U	課	む	Ξ
該	公	_	に		る	令	第	に	行		に	0	第	の	場	ょ	の	第	き	の	定	第	項	`	徴	場	$\overline{}$
事	正	条	該		審	を	_	つ	わ		限	)	_	規	合	る	に	_	な	額	に	=	若	当	金	合	当
業	取	第	当		決	受	+	١J	れ		る	を	条	定	に	命	限	+	11	が	ょ	+	U	該	を	は	該
者	引	九	す		を	け	条	て	な		۰	受	第	に	限	令	る	条	Ů	百	る	_	<	事	玉	百	事
に	委	項	る		受	た	Ø	事	か		次	け	九	よ	る	を	٥	Ø		万	審	項	は	業	庫	分	業
対	員	第	者		け	IJ	規	前	つ		号	た	項	る	0	受	次	規		円	決	の	第	者	に	の	者
U	会	匹	で		た	۲	定	通	た		に	J	第	審	次	け	号	定		未	を	規	兀	が	納	-	が
									'			'•		'										'			

					_									-	۲	き	通	に	に	۲	)	営	法	当	さ	当	`
こ	が	に	知	場	'	お	۲	匹	決	号	た	に	に		き	`	知	ょ	係	を	を	む	に	該	か	該	当
۲	あ	አ	を	合	第	١١	が	号	$\overline{}$	に	IJ	お	ょ	調	は	又	若	る	る	命	乗	場	ょ	事	の	期	該
が	る	る	受	に	兀	τ	あ	に	原	お	۲	١١	る	查	`	は	U	命	行	じ	じ	合	IJ	業	ぼ	間	行
あ	者	命	け	お	+	同	る	係	処	١١	が	τ	命	開	そ	IJ	<	令	為	な	τ	は	算	者	つ	が	為
る	又	令	た	١١	七	じ	者	る	分	τ	あ	同	令	始	の	$\boldsymbol{\sigma}$	は	`	に	け	得	百	定	が	τ	Ξ	を
者	は	若	日	τ	条	٥	)	ŧ	の	同	る	じ	(	日	納	条	第	同	つ	れ	た	分	し	供	Ξ	年	し
ļ	第	L	か	`	第	)	当	の	全	じ	者	0	第	か	付	$\boldsymbol{\sigma}$	五	条	11	ば	額	$\boldsymbol{\sigma}$	た	給	年	を	た
	六	<	6	当	_		該	に	部	0	(	)	_	6	を	規	+	第	τ	な	に	_	売	U	間	超	日
	+	は	さ	該	項		審	限	を	)	当	若	条	さ	命	定	_	+	第	6	相	`	上	た	۲	え	か
	六	IJ	か	事	第		決	る	取	又	該	L	第	か	ず	に	条	八	七	な	当	卸	額	同	す	る	5
	条	の	の	業	兀		が	0	IJ	は	命	<	九	の	る	ょ	第	項	条	١١	す	売	に	号	る	۲	当
	第	条	ぼ	者	号		確	次	消	第	令	は	項	ぼ	٦	る	_	若	の	٥	る	業	百	に	0	き	該
	兀	の	IJ	が	に		定	号	す	六	が	IJ	第	IJ	۲	課	項	U	_	た	額	を	分	規	)	は	行
	項	規	+	当	掲		L	に	場	+	確	の	兀	+	が	徴	の	<	第	だ	$\boldsymbol{\sigma}$	宫	の	定	に	`	為
	の	定	年	該	げ		τ	お	合	六	定	条	号	年	で	金	規	は	_	U	課	む	Ξ	す	お	当	が
	規	に	以	違	る		١١	١١	に	条	L	の	に	以	き	の	定	第	項	`	徴	場	$\overline{}$	る	け	該	な
	定	ょ	内	反	処		る	τ	お	第	τ	規	係	内	な	額	に	_	若	当	金	合	当	商	る	行	<
	に	る	に	行	分		場	同	け	兀	11	定	る	に	11	が	ょ	+	し	該	を	は	該	品	`	為	な
	ょ	命	`	為	が		合	じ	る	項	る	に	ŧ	`	٥	百	る	_	<	事	玉	百	事	の	当	が	る
	る	令	第	に	行		に	0	第	の	場	ょ	の	第		万	審	項	は	業	庫	分	業	政	該	な	日
	審	を	_	つ	わ		限	)	_	規	合	る	に	_		円	決	の	第	者	に	$\boldsymbol{\sigma}$	者	令	行	<	ま
	決	受	+	١١	れ		る	を	条	定	に	命	限	+		未	を	規	四	が	納	_	が	で	為	な	で
	を	け	条	τ	な		0	受	第	に	限	令	る	条		満	受	定	項	当	付	۲	小	定	に	る	の
	受	た	$\boldsymbol{\sigma}$	事	か		次	け	九	ょ	る	を	0	の		で	け	に	の	該	す	す	売	め	お	日	期
	け	IJ	規	前	つ		号	た	項	る	0	受	次	規		あ	た	ょ	規	行	る	る	業	る	١١	か	間
	た	٢	定	通	た		に	IJ	第	審	次	け	号	定		る	۲	る	定	為	IJ	0	を	方	て	5	

											第																第
$\overline{}$	6	٦	第	九	は	6		七	違	第	_	۲	命	乗	算	の	た	行	は	政	年	を	た	節	の	=	
第	第	第	_	項	Г	第	+	条	反	_	+	き	じ	じ	定	そ	購	為	役	令	間	超	日	に	に	条	+
_	_	_	+	ま	IJ	九	条	の	行	+	条	は	な	て	b	れ	λ	の	務	で	۲	え	か	規	限	第	条
項	+	項	条	で	れ	項	の	_	為	七	の	`	け	得	た	ぞ	額	相	の	定	す	る	5	定	る	九	の
に	条	`	の	`	5	ŧ	_	第	が	項	七	そ	れ	た	売	れ	۲	手	供	め	る	۲	当	す	٥	項	六
お	の	第	_	第	_	で	か	_	行	の		$\sigma$	ば	額	上	の	L	方	給	る	0	き	該	る	)	第	
١J	六	_	か	+	ح	`	6	+	ゎ	規	第	糾	な	に	額	相	`	۲	を	方	)	は	行	手	を	五	事
τ	ŧ	項	6	_	`	第	第	_	れ	定	七	付	5	相	又	手	当	の	受	法	に	`	為	続	U	号	業
読	で	又	第	項	同	+	_	項	た	は	条	を	な	当	は	方	該	間	け	に	お	当	が	に	た	に	者
み	_	は	_	`	条	_	+	中	場	`	の	슮	l1	す	購	ح	行	に	る	ょ	け	該	な	従	۲	該	が
替	ح	第	+	第	第	項	条	Г	合	第	_	す	•	る	λ	の	為	お	相	IJ	る	行	<	۱J	₹	当	` \
え	`	兀	条	+	_	`	の	第	に	_	第	る	た	額	額	間	の	け	手	算	`	為	な	`	は	す	第
τ	Г	項	の	_	+	第	六	_	準	+	_	J	だ	の	の	に	相	る	方	定	当	が	る	当	`	る	+
準	並	_	六	項	Ξ	+	ŧ	項	用	条	+	ع	し	課	合	お	手	政	に	U	該	な	日	該	公	ŧ	九
用	び	ح	ŧ	又	項	_	で	又	す	の	_	が	`	徴	計	け	方	令	対	た	行	<	ŧ	事	正	の	条
す	に	あ	で	は	中	項	_	は	る	_	項	で	そ	金	額	る	が	で	す	売	為	な	で	業	取	で	の
る	当	る	_	第	Г	又	ح	第	٥	か	か	き	の	を	۲	政	複	定	る	上	の	る	の	者	引	あ	規
場	該	の	۲	+	第	は	`	四	٦	6	5	な	額	国	す	令	数	め	ŧ	額	相	日	期	に	委	つ	定
合	法	は	`	九	_	第	٦	項	の	前	第	l I	が	庫	る	で	あ	る	の	(	手	か	間	対	員	τ	に
を	人	٦	同	項	項	+	第	_	場	条	_	C	百	に	0	定	る	方	で	当	方	5	)	し	会	`	違
含	が	第	条	_	`	九	_	۲	合	ま	+		万	納	)	め	場	法	あ	該	ح	さ	当	`	は	継	反
む	受	_	第	ح	第	項	項	あ	に	で	五		円	付	に	る	合	に	る	行	の	か	該	当	`	続	す
0	け	+	_	あ	兀	_	`	る	お	に	項		未	す	百	方	は	ょ	場	為	間	の	期	該	第	し	る
)	た	条	+	る	項	ح	第	の	١١	規	⇟		満	る	分	法	当	IJ	合	が	に	ぼ	間	行	八	τ	行
及	第	の	四	Ø	か	あ	兀	は	τ	定	で		で	ت	の	に	該	算	は	商	お	つ	が	為	章	す	為
び	_		項	は	5	る	項	Г	`	す	及		あ	ح	_	ょ	行	定	当	品	け	τ	Ξ	を	第	る	<u> </u>
第	項	か	中	П	第	Ø	か	第	第	る	び		る	を	を	IJ	為	し	該	又	る	$\equiv$	年	し	_	ŧ	第
Į.			,	ı l	n l	ı l		n l	,	,	ı l	l)		1	ji		n l			l	ı l	n l			l	,	1

兀 項 け 特 | け | 特 対 項 9 中 第 す 前 継 受の 並 た 併 項 る は 連 五 定 た 定 規 る 各 子 け 項 び 項 た に 第 法 通 受 + 他 事 他 事 規 定 当 前 は ۲ の 項 項 会 た か 中 に 存 び 知 の あ け 業 τ 規 こ 定 中 + の 業 の 該 社 命 が あ 5 第 る 続 合 次 並 規 た 項 る 特 承 特 承 定 の す 第 項 ۲ 等 令 第 第 条 の し 併 項 び 定 特 の 定 継 定 継 ۲ に 項 る ۲ 及 あ が 等 + の た は に に に に 定 ۲ は 事 子 事 子 ょ 特 当 ぁ 項 び る 受 +項 七 違 ょ お 第 ょ 条 又 業 業 事 会 会 る 該 第 け る 第 次 定 る に の ۲ 条 に 反 は は IJ 五 の しし 社 承 業 第 承 社 兀 命 項 事 お の は た あ の 第 お 行 合 設 + 命 τ +\_ + 承 受 継 等 継 等 項 令 に 業 ۲ は ١١ 命 IJ 六 か ١J 為 合 併 立 令 子 子 継 け に に 中 を お τ 条 第 令 ま 項 τ 併 さ 条 承 5 に 命 子 \_ + 会 対 슷 受 た 対 読 の 及 又 第 ۲ れ 第 条 11 継 第 等 で 読 後 ょ 令 第 会 社 特 の 社 当 け τ 子 特 び は 存 IJ た + し U み み 等 社 定 等 等 会 定 +替 か 続 設 法 八 七 該 た 読 条 ۲ \_ ۲ 第 + 替 項 等 事 に ۲ こ ۲ こ 事 他 社 事 条 え 5 の 違 兀 え 立 لح 項 み あ 条 前 人 の 業 お 連 の 連 の 業 の 替 等 業 の τ 第 七 る 反 項 の τ 各 さ が しし 規 及 第 準 承 帯 条 項 特 え の 行 違 準 項 又 う 定 い 帯 者 を 承 に 六 れ し び 継 +の τ 継 か 用 お 用 τ の に 定 ١١ は 為 反 ۲ ま 及 は た た に 第 + 子 規 う。 τ て 規 子 及 行 び 読 対 事 準 5 す 条 11 ぁ で す 合 法 違 ょ 条 会 み 定 定 し 業 用 会 第 る の τ 違 び 為 る る 次 併 人 反 は る + ۲ の 社 社 場 六 当 が 替 ۲ に 承 す 以 読 反 及 ح 項 行 審 に の 前 に 七 等」 + 行 え ょ あ ۲ 継 る 等 合 ま み 該 び 受 項 ょ 下 は ょ 為 合 決 τ 場 に る る る あ 子 同 を で 替 特 当 同 項 ۲ IJ け 及 併 条 為 の ۲ 準 お 第 命 の 命 る 슷 合 じ 第 の 含 え 定 該 第 条 及 あ 設 た び 後 以 規 \_ + ۲ ٤ 用 令 社 て 事 法 び 11 あ 令 は の を 六 む 第 る 立 命 当 存 下 定 ¬ , て る す + を を は 等 含 ま 準 業 人 + 次 の さ 令 該 続 こ に とむ に 五 で 用 ¬ 承 が 条十 項はれ る 等 合し の ょ

第 第 第 つ 反 項 等 第団第一つ条 体になに為 そはる者に る み + 限 取 た第 は あ は ょ た 行 ۲ 引 つ き つ 略 項 の 条 場 六 略 る し 侵 害 兀 日 え 五 が 制 τ す は の 構 第 合 項 被 た 害 て 条 期 実 う。 て  $\overline{\phantom{a}}$ ۲ で 審 成 に に 害 限 は 事 の る れ そ 間 行 準 き 決 事 号 あ 規 前 者 及を 業 第 停 お そ に の 第 読 期 以 用 な が 業 又 つ 定 条 に び し 当 者 Ξ 止 そ の ょ 利 八 み 間 下 す の 確 は す 第 該 利 IJ 益 l١ 者 τ 対 条 又 れ 条 替 の  $\overline{\phantom{a}}$ 終 る こ 定 第 は る 八 玉 に 規 又 第 は が 益 著 を え 第 了 第 の は 対 排 定 条 際 六 予 あ を b 侵 五 る し 第 し 兀 項 号 た す 第 除 に 損 の 不 的 条 六 防 る 侵 い 害 号 も + た 項 に る 事 害 損 さ 後 の 五 措 ょ 害 規 公 協 の 条 を 又 の 日 に お 五 業 + 置 請 す 害 で も 規 る 賠 定正 定規 又 れ は ۲ 規 L١ 項 な の 償にな又定 求 者 る 第 定 条 命 損 は を す ۲ 定 τ に け を の違取はに第 す 若 事 生 又 十 る に 第 令 害 ぁ す 同 規 れ 除違 賠 責 反 引 国 違 + る し 業 じ は 九 る る じ 定 ば く反。ま 項 排 償 め す 方 際反 九 こ < 者 侵 条 す の 違 す る ۲ に 除 法 的 す 条 は 若 又 害 の に の は 反 る 裁 が は る 規 措 を 事 さ 請 任 行 契 る の し 規 行 特  $\overline{\phantom{a}}$ 判 行 定 為 業 < 生 置 求 ず 自 約 行 規 で れ 定 当 ۲ 定 為 上 又 為 す 命 権 る を 5 に 為 定 き 者 は ず る に 該 に 事 は を る 令 し 用 お を る 団 事 る お に 違 は 同 行 つ 業 が 業 第 納 体 お そ れ し た 11 II 反 し 違 為 しし 条 承 者 それ を 六 た 付 さ 事 た τ た 反 に す 第 が τ 第 継 +事 れが 主 事 命れ四 業 事 す 対 団 る な は 子 体があ行 業令な十 業 不 業 張 六 者 る し < +会 す 条者へか九 団 者 当 者 行 又あ る 為 な 違 七 社 第 第 第 主 + 事 つ条 な に 為 対団れが る に + 張 た 第 + 者 限 取 あ を 体 が + 六 あ行 し 略 す 六 寸 る 引 つ 又 る為 条 者 場 略 し あ 兀 条 五 る 第 体 制 τ そ る 者 4 合 項 条 た は に 第 条 条 こ 兀  $\overline{\phantom{a}}$ 体 に に は 限 は 事 の 侵 ۲ は ょ ۲ 項 の 項 あ 規 及 を 業 第 侵 害 き つ 第 前 の 構 第 定 当 者 害 す は が つ 条 び し Ξ こて 八 被 で 審 成 τ す 害 第 該へ 条 の る れ そ の 条 き 決 る 玉 第 お 事 号 は 規 者 八 又 停 そ にの 第 が 業 排 な 又 定 に 条 は 際 六 第 止 そ の よ利 利 IJ 益 11 確 者 は 第 除 に 対 第 不 的 条 六 又 れ 項 定 に 第 協の は が 益 著 五 措 ょ 公 条 を 第 項 対 + 置 正 定規 又 予 あ を し 侵 し る 五 た す号条命 損のな又定は 防 る 侵 い害 号 損 るの 害規取はに第 事 害 損 後 第 令 害 を さ 又 賠 定 引 で も 規 賠 国違 + 請業 す 害 れ は 項 排 な の 定 償 償 に方 際 求 者 る を 第 反 九 け を に 除 違 す す 若 事 生 又 十 に の の 法 的 条 業 じ 除 違 規 る は れ 措 請 責 反 を 契 の る し 九 <u>‹</u> ば 反 定 置 す 自 約 行 規 こ < 者 侵 求 め す す る 命 権 に 5 に 為 定 ۲ は 若 又 害 **ത** 裁 る る 令 行用お を が 事 し は さ 任 に 規 は  $\overline{\phantom{a}}$ 行 判 納 為いい 業 < 生 れ が ず し 違 で 定 る。 又 為 を た き は ず る 上 付 さ 第 た τ 反 者 に は し 事 を 命 れ 兀 事 す る 寸 事 る お 違 第 令 + 業 不 業 る 体 業 お そ れ し な た 反 当 を六たへか九 者 者 行 に者そ れ

第 第 - | ら | 報 兀 第 五 切 け あ | 行 た 引 の しし て IJ る な ち 定 に 法 付 +ت ع 提 読 措 裁 な 報 当 当 す 当しい 正 ۲ 支 員 令 秘 遂 Ξ う。 命 判 項 しり が 該 密 該 る 供 取 障 会 条 置 我 該 認 行 条 み を の 二 当 令 の こ 外 外 情 引 替 第 が 所 が ۲ 外 を め を に の 執 の ځ え 七 ۲ 又 規 そ 玉 玉 し 玉 報 玉 行 委 5 及 該 資 職 行 ۲ か τ 条 5 は 定 の 競 ۲ τ に 競 う 員 れ ぼ 情 す 務 に す の ١J 5 準 の 裁 同 に 対 る 公 れ に 争 提 お 提 争 会 る 報 る に 職 う。 第二十 用 場 当 判 当 じ 供 当 際 は ۲ 相 正 な ょ 務 L١ 供 の ŕ 第 す け 官 IJ 局 程 す τ に 局 合 そ 提 認 当 局 取 の る \_ 外 れ の 提 遂 に 度 る 相 が は の 供 め す そ 引 は、 条 場 項 ば 供 前 当 次 玉 を る る 以 行 行 お の も 他 の 委 こ の な う さ に 我 情 職 員 合  $\overline{\phantom{a}}$ に 11 秘 の 項 す 公 競 行 も 下 て、 同 5 刑 文 六 れ 資 掲 争 の が う 報 務 会 を 密 に の る 正 の こ 書 ま 当 含 条 な 事 る す 規 取 げ 限 玉 の の つ 情 に の は に でむ 第二 い 手 情 る 保 ١١ 定 引 る 局 IJ の ۲ 提 限 こ 条 前 報 ょ の 続 報 目 項 持 τ の 事 に で 利 が 供 る。 の に に 委 こ つ 規 項 項 に が ょ 提 対 な 益 を 法 お に 的 の 員 の τ 定 若 こ 及 使 つ 規 当 供 を を 次 律 以 担 IJ 会 い 行 しし 法 し ح に し び 用 定 保 提 確 侵 項 に τ L١ 外 該 を に 前 の う 律 ょ れ < 第 さ τ の に さ 外 供 行 対 認 項 害 法 こ に 規 に る を 八 れ 目 ょ 玉 す うこと に す 律 ۲ 定 外 相 は は ħ し お し 命 が 当 行 IJ 規 る す 玉 第 条 な 的 τ の る な の しし い、以以の日に 外 提 る L١ で い 法 情 前 け 定 お 適 で て 競 す 使 供 が そ き 同 公 ょ 玉 る 令 報 項 れ す 正 争 る じ。 る。 う に 用 す こ で に ば る れ な 正 当 外 に の さる き|規 徴下はお 適お ょ う な 情 が 執 取 局 玉 第

課 以い五 徴 下 τ + 金 読 納 納 み 付 付 替 第 命 命 え 七 令 令 τ 条 書 \_ 準 の ۲ 用 に は しし す 第 う。 る 場 項 納  $\overline{\phantom{a}}$ 付 合 は、 同 す を べ 含 条 第 二 き 文む 課 書 徴 に 項 金 ょ の 及 つ の 規 び τ 定第 額 及 こにハ び れ ょ 条 そ を る の の 行 命 Ξ い令 に 計

算

第 はて五 「にび礎金 刑 判 決 第 記 第 に で に 兀 用 名 六 課 付 お 処 事 + 項す 条 押 徴 い当 略 す 件 の る 印 九 金 令 て 該 る に 規 場 第 し 条 に 命 納 確 つ 定 合 七 な 第係に じ 付 定 しし に を け \_ る 条 は 5 れ項違 命 裁 τ 含 ょ れ 令 判 IJ ば の反納 む に 当 た が 公 第 な 規 行 付 罰 係 あ 該 正 次 5 定 為 す 金 る つ 納 に 取 項 項 な 並 ベ 課た 額 付 引 及 よびき L١  $\overline{\phantom{a}}$ る 徴 ۲ 命 委 に課 び 同 = 金 き 令 員 第 合納 徴 条 は を 会 第 議期 金 の 額 受 が項 限の に \_ を 公け 納に 項 出 を 額 に 正 た 付 お に 席 記 及 相 そ 取 者 命い お し 載 び 当 の 引 に 今 た そ τ し しり す 額 委 を 対 同 τ 委 の か 員 行 員 委 計 じ 読 金 5 会 つ が 員 算 み 罰 こ長の た 替 金後又え れ及基

きを 令 控 裁 審 の は 超 に 除 え 係 し こ た な る 額 の い 課 限 ۲ 徴 に IJ き 金 変 で 更 の な又 し 額 合いは が な 当 当 け 該 該 れ 変 罰 ば 更 金 な 後額らの ののな 額 い分の が分 百 のた だ \_ 万 円 に L 未 相 当 当 満 ۲ 該る す な る 納 る 金 付 額 当 は と額命を該

を で 取 前 IJ 当 項 た 該 さ 第 だ 七 U 条 書 場れ の の ば 場 な 第 5 に いな 項 お しし 又 しし は τ 第 は 兀 項 公 の 正 規 取 定 引 に 委 員 ょ る 会 納 は 付 命 審 令決

に て の 判 と四 定 は の 定 す さ 求 同 規 項 消 に る れ ょ に 条 公 定 本 金 た る 対 第 正 に 文な 額 額 納 す 取 ょ のけ 引 を か 付 る項 る 控 5 審 又 委 合 命 納 第 令 決 は 員 付 に 除 し に に 第 会 命 お 項 お 兀 令 た 係 は 項 額 本 る しし に て に 文 課 の 第 τ 係 変 に 徴 規 当 る 金当 更 規 項審 該 定 す 定 該 に 本判 第 の る す 額 同 文 手 ょ 七 る を 条 続 も る の 条 罰 当 納規 の 第 が の ۲ 金 該 付 定終 す 額 審 項 命 に了 第 の 判 る 又 令 か し は 手 に か て 項 分 続 第 係 わい 又 を 兀 らな の る は 経 項審ずい第

> こ長の れ及 基 に び一礎 第 記 名 六 課 押 +徴 印九金 条 し に 第 係 な \_ け る れ項違 ば の反 な 規 行 5 定為 なに 並 しし ょ び る に 合 納 議 期 に限 出を 席記 載 し **♣** し、 た 委

> > 員 委

が員

(略)

5

第

万一 だ に 正た 付て 五 円 に 相 そ 取 し 者 命 + 未 相 当 の 引 に 令 用 当 当 満 す 額 委 対 を す لح す 該 る か 員 行 る な る 納 金 6 会 つ 場 第 金 付 額 当 る は罰 た 合 七 ۲ 額 命 を 該 金 後 を 条 控 き を 令 裁 の 含 審 の に は 超 除 判 決 刑 同む で、、 係 え し に に 第 ح な る た お 処 事 のい課 額 い当 す 件の 頂 限 ۲ 徴に て 該 る に規  $\overline{\phantom{a}}$ き、 金 変 命 納 確 IJ つ定 同 で の 更 じ付 定 いに 条 な又額 し 5 命 裁 τ ょ 第 は がなれ 令 判 IJ L١ 当 け 当 に が た 当 公 項 該該れ 罰 係 あ 該 正 に 变 罰 ば 金 る つ 納 取 お 更 金 な 額 課 た 付 引 ١J 後 額 5 徴 ے の 命 て = のな 金 き 員 の 令 い 分 額 のは を 会 み が 分 の 額 受 が 替 百 のたー を公け納え

で、、 前 当 項 該 た 納 だ 付 し 書 命 令 の を 場 取 合 IJ に 消 お さい なて け は ħ ば公 な 正 取 5 な 引 L١ 委 員 会 は 審 決

を決定が に 経にに 終 第 相 了 τ お か 当 決 か 項 い し す 定 τ わ τ 本 る さ 5 しし 文 金 ず れ 当 な の 額 た ١١ 場 該 額 納 ۲ を 当 合 控 か 付 きに 該 除 5 命 納 は お 同 し 令 付 L١ て、 項 に た 命 公 額 本 令 係 正 当 に 文る に 取 変 に 課係 引 該 更 規 徴る 委 納 す 定 金審 員 付 る す の 判 会 命 も る 額 の は 令 ത 罰 を 請 に ۲ 金 当 求 同 係 額 す 項 該 に る る。 対 の 審 本 審 判 す 判 文 分 る の 手 手 の続審規 続

(略)

第 , ک 準 七 なと 項 第 す 当 第 + ょ 条 該 + る IJ の 五 の る 場 第 七 +原 七 条 合 七 に き 処 条 の を 条 お は 分 又 = 公 含 の は 第 の ١١ 正 む。 時 第 取 て \_ 項 第 + 読 引 決 に お 九 み 委 で 項 ١J 条 第 若 替 員 + そ τ の U え 会 同 < 既 規 τ は の 五 は 準 旨 に定条 条 当 第 第 用 第 を に の 兀 す 七 明 該 違  $\equiv$ 項 項 5 行 反 第 る 条 又 為 す に 場 の か は る が 項 お 合 に 第二十 11 を 第 な 行 τ 含 な < 為 第 + な が +読 む け 条 つ 六 条 み 五 れ あ の τ IJ 条 替 項 ば え の しり 第 な

> 6 る か

て|規|第

第 六 分 係 業又 + る は のに に 次 六 限 違 の 第 者 つ 第 を 付 条 に い四 る 反 各 除 命 号 + 対 τ 行 号 < 令 略 す の 九 為 の の に 略 る 排 条 の l١ 以 規 係 略  $\overline{\phantom{a}}$ 第 ず 定 も 除 第 不 下 る  $\equiv$ 存 措 七 ħ に の 項 在 号 か の 違 に 置 限 命 の を の に 項 反 手 規 主 場 令 該 に す る 張 当 合 定 お る に 当 す に す に い 行 お が る る 該 ょ あ τ 為 確 納 IJ こ つ 場 同 を τ 定付 納 ۲ τ 合 じ が は に し 付 た 命 被  $\overline{\phantom{a}}$ で は た 令 命 事 又 当 ۲ を 令 き 業 き。 受 に な 該 当 は 者 け い 認 該 そ 第 係 4 定納 た る の 体 八

六 Ξ 六 条 略

+

略

略

のは第 条 第 部 時 第 第 六 を 公 + 項 条 取 決 に 正 項 IJ お 九 取 で 条 11 第 第 消 引 そ て の +第 八 す 委 既 規 + 場 員 の 五 条 に 定 条 第 合 会 \_ 当 の 条 を に に は 明 該 違 = 項 第 お 第 行 反 \_ 5 11 前 \_ か 為 す 項 第 7 項 る が に 項 九. ത な行 当 第 条 規 < 為 + 第 な 第 該 定 な + け が Ξ 原 に つ 項 れ あ 六 条 処 ょ ば τ IJ 条 若 分 IJ 第 な しし 原 第 U の る +< 5 か 時 処 ۲ 項 兀 な つ は ŧ 分 認 条 第 で L١ の め 当 \_ 第 に 全 項 る 該 第 第 + 部 ح 原 七 + Ξ 又 処 条 五 第 条 き は は分又条

項

第 条 取

+

条 八 す 委

第 条 場 員

項

第

+ 第

Ξ

条 項 当

第 し 原

+ < 処 ょ

条

+

五 第

第

\_ 第 条

項

第 項

第部

を

IJ 取

合

に

11

τ

若 該

四は分

第

+

条 Ξ 又

の 原

時

ま 分

で

に

第 部

正

会

は

前

項

の

規

定

に

IJ

処

の

全

は

略

六

第 消 引

第

九 お

条

第 五 +

第

五

に 納 つ 第 部 に は 事 号付 Д 分 係 業 L١ 又 命 + る は て に 次 者 令 九 の 限 違 の を 第 に 排 条 る 反 各 除 係 除 第 行 号 < 号 る 措 七 為 の の 審 項 の 置 い以 規 判  $\overline{\phantom{a}}$ 第 ず 命 の不 下 定 手 Ξ 令 規 存 n こ に が 定 在 号 か の 違 に 確 に を の に 項 反 お ょ 主 場 定 該 に す しし IJ 張 合 当 お る て す い行 た 納 す に ۲ 付 る あ る τ 為 被 場 命 ت つ 同 き を て 合 令 ۲ じ し 人 が に は に た で は  $\overline{\phantom{a}}$ 事 第 係 又 る き 業 な 該 当 は 違 者 条 認 該 反 い そ 団 第 行 定納 の 体 に付代の項

係 命理構第 る 令 人 成

に付

係

る

者 違

۲ 反

同 行

為

代

命 理 構

令人成

部には事

の 条

第

号

第 ᅵ を が の 金 執対は第一 七 1) なて る 付 令 付 又 れ に ら セ 킾 第 加 あ 公 ۲ 命 の 公 +項 た つ 九 正 条 算 条 算 ン 日一の 正 き 令 全 正 な < 当 す 第 ۲ 取はに部取け 九 第 条 取 日 た か納 項 τ + の し 額 第 基 は 時 該 条 第 + 引 +る Ξ たを ま 日 ら 付 引 又引れ に で 条 変 停 行 の + Ξ 委 金 項 金 超 で の が 委 遅づ は委 ば 規 こ の 更 止 為 規 五 条 項 員 額 た 額 えの 翌 前 あ 員 滞 き 員 な 定還 れ 六 す す 定 若 な 期 日 項 条 会 にだ を つ 会 な既部会 5 す 付 裁 5 ま る ベ そい間 に の 判 か の は < に を はな の 第 つ し た す の で ら () () 額 き 納取 こ 決 違 + < 申 所 しし 書 の範 の 日 場 L١ 規 **ത** ح 権 反 第 四は 立 は τ 及 還 井 日 額 の 第 金 付 り第 合 き 定 規 ۲ 数そを が す 第 び 付 内 컢 さ 消 の 条 τ 準 銭 六 も を に 定 -項<sub>|</sub> で を る ににれ還 項 + 行 に 緊 用 第 す 日 で れし 除 の ょ に <u>‹</u> 命 使 疑 第 項 兀 べお応 ぞ 付 か が き ょ 急 す の 還 たた 六 る ょ じ 若い第 + きいじれす 5 付 金 場 条 る IJ の る 項 金 あ 納 る し の 十 五 第 必 金て そ る起 額 し 額 合 第 付 課 の る 又 < あ 六 条 + 第 要 規 額政その場算 な でに は ۲ 徴 を 命 は に令の還合 は る 条 第 条 Ξ が け お項 令 金 定 し 還 き そ 슰 第 第条 で 金 付に τ れ還いの 遅 行 あ は 加 付 に の のは 社 項 る 額 ば付 滞 の 為 算 定 す τ 規 第 基 納 項 第 命 の を項 ۲ 前 し め にた 当 月 る なす 定 な 五 ブ 付 令 役 し 第 六 認 な る 年 め 該 を 5 ベ取 に < + 項 場 き を + 割七の 員 τ 条 なき 消 を 第 第 め け 金経 ょ 既 の 合 命 · = + いも 取 の しり 五 る 規 れ 合 支 額過 し IJ 条 に じ に 金 ば を IJ 業 る 七条 一 第 ۲ 定 払 の す は の 前納 銭 第 納 た な 乗 五 決 納 務 条の条 る当 がの付 で 四 消 者 八 き に 付 場 のに又二第条は ょ 5 じパ定付日該 あ 納 命 還 頃 さ 合 第 す す 定 条 第 七 なて Ιを 金 七 に い計 セし 公 + る の 条 公 +額 同 違 第 項正 算 ン た 決 の 条 条 正 ع 1 権 第 取 日 納 の 反 の 取 ۲ 項 が の す 第引 + た を ま 付 引 + で を 行 る項 九 委 金 超 で が Ξ 使 疑 条 えの き 命 第 員 額 あ じ 若 ١١ 第 + 第 会 を な 期 つ 同 裁 そ し の + の 判 い間 た は 上 < 項 又 あ 六 条 申 所 の 範 の 日 日の は は る 条 若 立 還 井 前 そ 숲 行 第 第 付 内 数 翌 し て の 社 為 + < 緊 にに日 に す の べお応か 命 のを項 兀 は よ 急 金 令 役 第 きいじら し 条 IJ の 額 を 員 て 第 必 金 て そ を 第 項 第 取 の い 十 要 額 政その 還 IJ 業 七 +  $\equiv$ が 令 の 還 る に 付 消 務 条 五 で 金 者 第 条 あ 加 付 す の に又 条 + る 算 定 額 の る は 第 執 対 条 第 لح し め にた 場 行 第 第六 な る 年め 若 し 認 +割七のに を 項 け \_ 条 < 当 九 項 る 合 れ 支は \_ 第 ば を は 時 該 条 第 ۲ 払 変 停 の+ 第 乗 五 当 行 八 な 決 更止為規五十 じパ定該

きは、この限りでない。 者においてその提出を拒むことについて正当な理由があると 書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持 、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため必要な 、出事者に対し、当該侵害行為について立証するため必要な がいては、当事者の申立てにより	よつてこれを行う。 第七十二条 第二条第九項第六号の規定による指定は、告示に	なければならない。 意見を求め、これらの意見を十分に考慮した上で、これをし業を営む事業者の意見を聴き、かつ、公聴会を開いて一般のするときは、当該特定の取引方法を用いる事業者と同種の事の取引方法を第二条第九項第六号の規定により指定しようと第七十一条 公正取引委員会は、特定の事業分野における特定	と認める条件を付することができる。おいて、謄写した事件記録の使用目的を制限し、その他適当れば、事件記録の閲覧又は謄写を拒むことができない。れば、事件記録の閲覧又は謄写を拒むことができない。場合において、公正取引委員会は、第三者の利益を害するお場合において、公正取引委員会は、第三者の利益を害するお	またでは、などは、などは、などは、などによりしたである。この書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。この置命令書、課徴金納付命令書、審判開始決定書若しくは審結が開始された後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は排除十条の十五 利害関係人は、公正取引委員会に対し、審判(略)
	これを行う。 第七十二条 第二条第九項の規定による指定は、告示によつて	ばならない。 求め、これらの意見を十分に考慮した上で、これをしなけれむ事業者の意見を聴き、かつ、公聴会を開いて一般の意見をきは、当該特定の取引方法を用いる事業者と同種の事業を営の取引方法を第二条第九項の規定により指定しようとすると第七十一条 公正取引委員会は、特定の事業分野における特定		決書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。措置命令書、課徴金納付命令書、審判開始決定書若しくは審手続が開始された後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は排除第七十条の十五 利害関係人は、公正取引委員会に対し、審判(略)

											第															
の	事	旨	の	の	訟	た	次	第	業	止	八	め	予		る   訟	人	は	者	し	る		11	`	持	う	'
閲	者	を	規	目	代	場	に	六	秘	又	+	必	防	前	° 代	そ	当	等	て	正	裁	٥	何	者	か	裁
読	等	命	定	的	理	合	掲	項	密	は	Ξ	要	に	Ξ	理		事	$\overline{}$	そ	当	判		人	に	の	判
又	`	ず	こ	以	人	に	げ	に	)	予	条	な	関	項	人		者	当	の	な	所		ŧ	そ	判	所
は	訴	る	よ	外	又	は	る	規	不	防	の	検	す	の	又		の	事	意	理	は		`	$\boldsymbol{\sigma}$	断	は
同	訟	٦	る	の	は	`	事	定	正	に	五	証	る	規	IJ		代	者	見	由	`		そ	提	を	`
号	代	۲	命	目	補	当	由	す	競	関		の	訴	定	補		理	$\overline{}$	を	が	前		の	示	す	前
に	理	が	令	的	佐	事	の	る	争	す	裁	目	訟	は	佐	者	人	法	聴	あ	項		提	を	る	項
規	人	で	を	で	人	者	١١	営	防	る	判	的	に	`	人	を	$\overline{}$	人	<	る	の		示	さ	た	た
定	又	き	受	使	に	の	ず	業	止	訴	所	の	お	第	اتا	l l l	訴	で	こ	か	場		さ	t	め	だ
す	は	る	け	用	対	申	れ	秘	法	訟	は	提	け	_	<b>対</b>	う	訟	あ	۲	ど	合		れ	る	必	し
る	補	0	た	U	し	立	に	密	)	に	`	示	る	+	L	°	代	る	が	う	に		た	J	要	書
証	佐	た	者	`	`	て	も	を	平	お	第	に	当	四	,	次	理	場	必	か	お		書	٢	が	に
拠	人	だ	以	又	当	に	該	い	成	11	_	つ	該	条	<u> </u>		人	合	要	に	١١		類	が	あ	規
の	が	U	外	は	該	ょ	当	う	五	7	+	١١	侵	の	諺		及	に	で	つ	7		の	で	る	定
取	第	`	0	当	営	IJ	す	0	年	`	四	7	害	規	書		び	あ	あ	١١	`		開	き	۲	す
調	_	そ	者	該	業	`	る	以	法	そ	条	準	行	定	類		補	つ	る	て	第		示	る	認	る
ベ	号	の	に	営	秘	決	こ	下	律	0	0	用	為	に	を		佐	て	۲	前	_		を	0	め	正
若	に	申	開	業	密	定	۲	同	第	当	規	<u>ਰ</u> -	に	ょ	開		人	は	認	項	項		求	IJ	る	当
し	規	立	示	秘	を	で	に	じ。	四	事	定	る。	つ	る	示	: L1	を	`	め	後	た		め	の	۲	な
<	定	て	U	密	当	`	つ	0	+	者	IJ	·	11	侵	す	て	除	そ	る	段	だ		る	場	き	理
は	す	の	τ	に	該	当	き	)	七	が	ょ		7	害	3	同	\ \ •	の	۲	の	U		٦	合	は	由
開	る	時	は	係	訴	事	疎	に	号	保	る		立	の	2	じ。		代	き	書	書		۲	に	_	が
示	準	ま	な	る	訟	者	明	7	) :	有	侵		証	停	٤		)	表	は、	類	に		が	お	書	あ
以	備	で	5	こ	の	等	が	١١	第	す	害		す	止	か		l .`	者		を	規		で	١J	類	る
外	書	に	な	の	追		あ	て、	_	る	0		る	又	7		使		当	開	定		き	7	0	か
の	面	当	11	項	行	訴	つ	`	条	営	停		た	は	ਣੇ	訴	用	又	事	示	す		な	は	所	ど

→ だった。			A-A-			1		ĺ																			
この限りでない。    この限りでない。  この限りでない。  この限りでない。  この限りでない。  おり開示された書類を含む。) の内容に当事者の保有する営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で制定による命令を受けた者に送達しなければなられた時から、効力を生ずるおと。  秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。  秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。  秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。  があり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開を記事は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。  がおり、対力を生ずる。  できることができる。  おいできる。  でもの申立てを却下した裁判に対しては、即時を受けた者は、訴訟記録の存する裁判に対しては、即時を発受けた者は、訴訟記録の存する裁判に対しては、即時を発送がらればるらない。  ないできる。  でもの申立てを却下した裁判に対しては、即時を発した者は、訴訟記録の存する裁判に対しては、即時を発送した。  ないの神立でをが発した者に対する決定を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する。  ないの神立でを対しては、即時を発送した者に対する決定を発送を受けた者に対する決定を受けた者に対する決定を発送を受けた者に対する決定を発送を受けた者に対する決定を発送を受けた者に対する決定を発送を受けた者に対する決定を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を	<b></b> -		第	Д_	ı		i .	++	i .		i	_	i							_	i				I		ابدا
表										=	٠.,	_	_			.,	 	عددا		_	٠,٠			ابدا	_		方
別所がない場合にあつては、秘密保持命令を発した場合にあつては、秘密保持命令を受けるべき者を受けるべき者を受けるべき者に対する必要があること。   保持命令が発せられた場合には、その決定書を必要があることができる。  保持命令が発せられた場合には、その決定書を受けた者に送達しなければならない。   の規定に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそと、次に掲げる事由に該当する事業   秘密保持命令は、秘密保持命令を受けるべき者を受けた者に送達しなければならない。   の規定に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそとにより、当時に対けた者に送達しなければならない。   の規定に表ができる。   の方では、秘密保持命令を受けた者には、その決定書を秘密が記載となるべき営業秘密が開示されることにより、当事者の保持命令は、秘密保持命令を受けた者には、その決定書を秘密を持合では、秘密保持命令を受けた者には、その決定書を秘密を持合でもは、訴訟記録の存する裁判に対しては、即時に対した者は、訴訟記録の存する裁判に対しては、即時に対した者は、訴訟記録の存する裁判に対しては、即時に対した者は、訴訟記録の存する裁判に対しては、即時に対した者は、訴訟記録の存する裁判に対しては、即時に対しては、訴訟記録の存する。   という。   の方でを受けた者は、訴訟記録の存する裁判に対しては、即時に対しては、即時に対した者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する。   という。   の決定書を秘密保持命令を発した者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する。   という。   の決定書を秘密保持命令を発した者は、訴訟記録の存する表別の表別に対しては、即時に対しては、即時に対しては、即時に対しては、即時に対しては、即時に対しては、別の規定と対しては、別の規定と対しては、別の規定と対しては、別の規定と対しては、別の規定と対しては、別の規定と対しまするには、対した者は、対しないはないは、対しないは、対しないはないはないないは、対しないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはな										.,			ı <b>-</b>														法
利所がない場合にあつては、秘密保持命令を発した者に、 を受けた者に送達しなければならない。 は、次に掲げる事由に該当する事実 に提出され、若しくは提出され、又は既に取り調べらいされた書類を含む。)の内容に当事者の保有する。 に提出され、若しくは現り調べられるべき営業秘密が開示されることにより、当年を受けた者に送達しなければならない。 は、次に掲げる事由に該当する事実 による命令が発せられた場合には、その決定書を秘密が開示された書類を含む。)の内容に当事者の保有するお子においるできる。 で受けた者に送達しなければならない。 なことができる。 できる。 では、秘密保持命令の申立てをした者に対する決定は、その決定書を秘密がよければならない。 の申立てを受けた者に対する決定を受けた者に対する決定を受けた者は、訴訟記録の存する裁判に対しては、即時に対しては、即時に対しては、部との存する裁判に対しては、即時に対した者は、訴訟記録の存する裁判に対しては、即時に対した者に対する決定を発した者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する表別に対しては、即時に対しては、即時に対しては、即時に対しては、の申立てをした者という。														-													に
がない。																	נו		n								ょ
ない。 され、若しくは提出されるべき準備書面に当され、若しくは提出されるべき証拠(前条第三項の規定 ができる。 )の内容に当事者の保有す ができる。 か発せられた場があること。 か発せられた場があること。 た者に送達しなければならない。 かの申立てを却下した裁判に対しては、の申立てを切ければならない。 か密保持命令を受けた者に対する。 たおによる命令の申立てを切ければならない。 かの申立てを切ければならない。 た者には、その決定書を秘密が開示されることにより、当事者の保有する。 たおに送達しなければならない。 た者に対する。 たおには、その決定書を秘密保持命令を受けた者に対する。 たりにより、当事者の保有す ができる。 ができる。 ができる。 がの申立てをがおいるべきに対ければならない。 はほん ができる。 が変に 持命令を受けた者に対する 決定 を発した は、 ができる。 に がってを が 密保持命令を 受けた者に対する が できる。 が 密保持命令を 受けた者に対する か の 申立てを した者 又は 秘密保持命令を発した は、 即時に 対 の 保持命令を発した の 申立てを した者 又は 秘密保持命令を の 申立てを した者 又は 秘密保持命令を発した の 中立てを した者 又は 秘密保持命令を発した の 申立てを した者 又は 秘密保持命令を発した の 中立てを した者 又は 秘密保持命令を発しまする に が できる。 か の 中立 で と で が の 中立 で と で が 密 に が で きる。 か の 中立 で と で が 密 に が で きる。 か の 中立 で と で が 密 に が で きる。 か の 中立 で と で が 密 に が で きる。 か の 中立 で と で が 密 に が で きる。 か の 中立 で と で が 密 に が の 中立 で と で が 密 に が の 中立 で と で が 密 に が 密 に が の 中立 で と で が 密 に が の 中立 で と で が 密 に が の 中立 で と で が 密 に が 密 に が 密 に が 密 に が 密 に が 密 に が の 中立 で と が 密 に が 密 に が 密 に が 密 に が 密 に が 密 に が 密 に が 密 に が 密 に が の 中立 で と が 密 に が の 中立 で と で が 密 に が 密 で の か の で と で が の の で に が の で と で が の で に が の で と で が の で に が の で に が の で を で が の で に が の で を や で が の で に が の で で が の で に が の で で が の で が の で で で が の で で が の で で が の で で が の で で が の で で で が の で が の で で が の で で が の で で が の で で が の で で が の で で が の で で が の で で が の で が の で が の で で が の で が の で が の で が の で が の で が の で が の で が の で が の で が の で が の で が の で が の で が の で が の で が の の で が の で が の											美						,								-		IJ
い。 営業秘密が記載され、又は既に取り調べらに掲げる事由に該当するため当該営業秘密の使用又は開てきる。 できる。			六																								当
場合にあつては、秘密保持命令を発した おいられるべき者 を受けるべき者 を受けるべき者 を受けるべき者 の対象となるべき営業秘密が開示されることにより、当 あること。 がら、効力を生ずる。 で保持命令を受けた者には、その決定書を秘密の使用又は開 がら、効力を生ずる。 で保持命令を受けた者には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に対する決定 を受けた者に対する決定 を発した者という。 で保持命令を受けた者に対する決定 を発した者という。 を発した者という。 を発した者という。 を発した者という。 を発した者のは、の存する裁判に対しては、即時 を発した者の決定書を秘密保持命令を発した。 が密保持命令を発した者のは、の方する裁判に対しては、即時 を発した者という。																							-				該
場合にあつては、秘密は開示されるべき準備書面に当事和密は記録の存する裁判に対しては、即時に対ける事項を出載した書面でしなければならない。 対象となるべき営業秘密が開示されることにより、当事者の保持命令の申立てを却下した裁判に対した書面でしなければならない。 対方を生ずる。 に送達しなければならない。 対方を生ずる。 に対する事由に該当する事実 秘密を特定するには、その決定書を秘密の申立てをした者に対するお子に対する表別に対した者に対するお子に対する表別に対した者に対するお子に対する表別に対した者に対する決定を発した者に対するに対応を発した者に対するに対応を発した者に対する表別に対しては、即時を発した者に対する表別に対しては、即時に対応を発した者に対する表別に対しては、即時に対応を発した者に対応を発した者に対するに対応を発した者に対応を発した者に対応を発した者に対応を発した者に対するに対応を発売した者に対するに対応を発売を発した者に対応に取り調べらに対応を発売した者に対応を発売した者に対応を発売した者に対応を発売した者に対応を発売した者に対応に対応に対応に対応に対応に対応を対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応を対応を対応を対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対応に対	-																								-	-	営
にあつては、秘密保持命令」という。 事由に該当する事実 事由に該当する事実 事由に該当する事実 事由に該当する事実 事由に該当する事実 を含む。)の内容に当事者の保有するため当該営業秘密の使用又は既に取り調べら が記載した書面でしなければならない。 でを受けた者に対っるおそ でを受けた者に対するおそ でを受けた者に対するおそ でを受けた者に対するおそ でを受けた者に対するおそ にあつては、秘密保持命令」という。 を登りた者に対するおそ でを受けた者に対するおそ を受けた者に対するおそ を発した。 の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録のの存する裁判所(訴訟記録のの時)で				₹ -																						Ĭ	業
あつては、秘密保持命令を発した者に対する。 おつては、秘密保持命令を生ずる。 おつては、秘密保持命令」という。 おの事業活動に支障を生ずるおそには、その決定書を秘密の使用又は既に取り調べらは、その決定書をが開示されることにより、当事者の保有するお子に対した者に対する。 を却下した裁判に対した書面でしなければならない。 を却下した裁判に対した書面でしなければならない。 をおってをした者に対する事実 は、その決定書を秘密の使用又は既に取り調べらにより、当事者の保有するお子に対した者に対するお子に対しては、即時に対しては、即時に対しては、即時に対した者に対する決定を発した。				3		5																					秘
□ は提出され、又は既に取り調べらに、				· ·		l .`										令											密
は提出されるべき準備書面に当 は提出されるべき準備書面に当 が開示されるでき準備書面に当 を受ければならない。 では、その決定書を受けた者に対する事実 の存する裁判に対しては、その決定書を が開示されることにより、の目的以外の目的で がおい。 がおい。 でする裁判に対しては、その決定書を を受けた者に対する。 に対した。 に対した。 に対する。 に対する。 に対した。 にがし、 にがした。 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 にがしが、 に																$\bigcirc$											を
では、秘密保持の追行の目的以外の目的に対する。 お当該営業秘密の追行の目的以外の目的以外の目的以外の目的以外の目的以外の目的以外の目的以外の目的以外		録	令																								取
本、					下											下				訟		0					得
W 密 保	は		申										者									)		さ			し
密裁りらは表になののの <t< td=""><td>`</td><td></td><td>立</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>き</td><td></td><td></td><td>載</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>証</td><td>れ</td><td>さ</td><td></td><td>`</td></t<>	`		立									き			載								証	れ	さ		`
密     村     大     は     大     は     な     で     は     な     で     は     な     で     は     な     で     で     は     な     で<																			さ	行			拠	`			又
持所に対しい。決定をいる。     面ののをとしい外のでとしい外のでといり、対応ををいる。       会訴又は対する。     なとりののはまれる。       を記述しる。     なとのはののはのの調面をはいる。       がはまままままままままままままままままままままままままままままままままままま			を			ľ	け													の							は
命 ( ) 者 ( ) 日 ( )			し					な	そ	実						-							-				保
命 ( ) 者		所			対			-								-	密										有
を 訟 は は す 書 定 な と 用 ず よ の の 項 り 書 い ひ い い 又 る り 目 保 の 調 面 た り 録 密 即 決 秘 る れ う は お 、 的 有 規 べ に 場 た の 保 時 定 密 に ば 。 開 そ 当 で す 定 ら 当 を お た の 保 時 定 密 に ば 。 開 そ 当 で す 定 ら 当 を お た の は か で す に よ か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か	命																			以							し
発記 秘     、 る を す けい 又 る り 目 保 の 調 面 た り 録 密 即 決 秘 る れ う はお、的 有 規 べ に 歩 の 保 時 定 密 に ば 。 開 そ 当 で す 定 ら 当 台																_			Ŀ	外		者		取	備		て
し録密     即決     秘     る     れう     はお、的     有規べに     均       たの保     時定     密     に     ば。     開き当で     す定ら当			は													۲				の			項	-	書		11
	発	記	秘		`		る					す			け		又	る		目				調	面		た
た の 保    時    定    密    に    は    開 そ 当 で    す 定 ら 当    6	し	録	密		即				秘			る				-				的			規	ベ			場
裁  存  持     抗   書   保   足    な  ぐ   示  れ  該  使    る  に  れ  事    に		の													ば	٥							定	5			合
	裁	存	持		抗		書		保			足			な	$\overline{}$	示	れ	該	使		る	に	れ	事		は

											第								l									
つ	た	[	の	<	記	L١	求	L١	つ	密	八		b	対	に	に	て	l	を		`		し	合		の	れ	判
た	日	前	請	0	官	7	が	7	ŧ	保	+		な	し	係	当	`	裁	生	秘	即	秘	な	に	秘	申	を	所
者	か	項	求	第	は	秘	あ	`	) (	持	$\stackrel{\cdot}{\equiv}$		け	``	る	該	秘	判	じ	密	時	密	け	は	密	立	欠	
に	5	o O	が	Ξ	``	密	ij	当	民	,	条		れ	直	秘	秘	密	所	な	保	抗	保	ħ	``	保	て	<	に
対		場	あ	項	同	保	`	事	事	令	の		ば	ち	密	密	保	は	١١	持	告	持	ば	そ	持	を	Ŀ	対
す	週	合	2	に	項	持	か	者	訴	が	七		な	ı	保	保	持	``	۰	命	を	命	な	の	命	す	至	U
る	間	に	た	お	o o	命	つ	か	訟	取			5	`	持	持	命	秘		令	す	令	6	決	令	る	7	`
秘	を	お	旨	١١	申	令	`	6	法	IJ	秘	1	な	秘	命	命	令	密		を	る	の	な	定	の	ت	た	前
密	経	L١	を	て	立	を	そ	同	第	消	密		١J	密	令	令	の	保		取	IJ	取	١١	書	取	۲	IJ	条
保	過	τ	通	同	て	受	の	項	九	さ	保		0	保	を	が	取	持		IJ	۲	消	0	を	消	が	ح	第
持	す	`	知	じ	を	け	請	に	+	れ	持		Į.	持	受	発	消	命		消	が	b		そ	し	で	を	_
命	る	裁	U	٥	し	τ	求	規	_	た	命			命	け	せ	し	令		す	で	の		の	の	き	理	項
令	日	判	な	)	た	١١	の	定	条	訴	令			令	τ	5	の	を		裁	き	申		申	申	る	由	に
の	ま	所	け	に	当	な	手	す	第	訟	が			を	١١	れ	申	取		判	る	立		立	立	٥	۲	規
申	で	書	れ	対	事	١J	続	る	_	を	発			取	る	た	立	IJ		は	0	τ		τ	τ		U	定
立	の	記	ば	し	者	者	を	秘	項	除	t			IJ	者	訴	て	消		`		に		を	に		τ	す
て	間	官	な	`	$\overline{}$	で	行	密	の	<	6			消	が	訟	を	す		確		つ		U	つ		`	る
が	<u> </u>	は	5	そ	そ	あ	つ	記	決	٥	れ			す	あ	に	し	裁		定		11		た	11		秘	要
そ	そ	`	な	の	の	る	た	載	定	)	た			裁	る	お	た	判		U		τ		者	τ		密	件
の	の	同	١,	請	請	۲	者	部	が	に	訴			判	۲	١١	者	を		な		の		及	の		保	を
日	請	項	0	求	求	き	が	分	あ	係	訟			を	き	τ	又	し		け		裁		び	裁		持	欠
ま	求	の		後	を	は	当	$\boldsymbol{\sigma}$	7	る	)			U	は	当	は	た		れ		判		相	判		命	<
で	の	請		直	し	`	該	閲	た	訴	す			た	`	該	相	場		ば		に		手	が		令	こ
に	手	求		ち	た	裁	訴	覧	場	訟	ベ			目	そ	営	手	合		そ		対		方	あ		の	٤
さ	続	が		に	者	判	訟	等	合	記	τ			を	の	業	方	に		の		U		に	つ		取	又
れ	を	あ		`	を	所	に	Ø	に	録	の			通	者	秘	以	お		効		τ		送	た		消	は
た	行	つ		そ	除	書	お	請	お	に	秘			知	に	密	外	11		力		は		達	場		U	こ

三 (略)	(略)	(略) (略) を求めることができる。 に規定する違反行為によつて生じた損害の額について、意見に規定する違反行為によつて生じた損害の額について、意見提起されたときは、裁判所は、公正取引委員会に対し、同条第八十四条 第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えが	用しない。  「用しない。  「用しない。 「用しないるい。 「用しないるい。 「用しないるいるいるいるい。 「用しないるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる
三 (略)	(略) おける競争を実質的に制限したもの ニ 第八条第一項第一号の規定に違反して一定の取引分野に 一 (略)	(略) て、意見を求めなければならない。 し、同条に規定する違反行為に因つて生じた損害の額につい起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対第八十四条 第二十五条の規定による損害賠償に関する訴が提	

		第		第
五四第第	三  二  記 記 虚   載 第 載 第 偽	一 円 九 以 十     第 下 一		万 き を 若 九 円 第 所 し 十 以 十 有 く 一
十 五 条	を 十 を 九 の し 条 し 条 記	九の条系罰の		下 七 し は 条 の 条 た 所
条 第 八 二 項	た第た第載届二届七を	四に		罰の者 有第 金規又し十
二 項 の 規	出頃出頃しまの書のため規を規を規を規を規を	項 処 次 の す の 規 る 各		に 定 は 、 一 処 に こ 若 条 す 違 れ し 第
規 定 定 に	提 定 提 定 告 出 に 出 に 書	定 に の		る 反 ら く 一 。 し の は 項
定違反し	し 違し違を た反たし 者 し者し出	違 い 反 ず し れ		た 規 同 の 者 定 条 規 は に 第 定
し て て 株	て て し 届 た	て か 報 に		`   よ   二   に ー   る   項   違
届式のを取	出 出 者 を を せ せ	告 書 3 ま		年 禁 の 反 以 止 規 し 下 若 定 て
せ得ずを、	ずずず、	書を提出せずる者は、		の し に 株 懲 く 違 式
又た	又又ははは	9		役 は 反 を 又 制 し 取
は 者 虚 偽	虚 虚 偽 偽 の の	<ul><li>、 二</li><li>ス 百</li><li>は 万</li></ul>		は 限 て 得 二 に 株 し 百 つ 式 、
五	mı –ı	第 二  一 円 九		
第	四  三  を ° 記 虚 し ン 第 載 第 偽	ず 以 十第 、第 下 一	五 四 三	' 役 十 育 又 ー
十 五 2	た の 十 を 九 の 報 規 条 し 条 記	九 又 八 の 条 条 は 条 罰 の 第 虚 第 金 二	定   各   者   十   十   有   十   し   -  に   号   四   三   し   一   た   剣	<u> </u>
条 第 二 項	書に二届六を	第     虚     第     金     二       五     偽     二     に       項     の     項     処     次	反 掲 前 第 又 第 '-	育 百 次 - 万 の 頁 円 各
$\overline{}$	提 反 (書 の た 出 し 同 を 規 報	の 記 か す の	た る の 項 同 項 者 規 規 の 条 の 目	が 以 号
同 条 第	して 条 提 定 告た 報 第 出 に 書者 告 四 し 違 を	にし四 の	に に 定 二定 共	D の い 見 罰 ず E 金 れ
四 項	書 項 た 反 提を に 者 し 出	違 た項い反 届まずし 出でれ	る 反 違 の 違 に 禁 し 反 規 反 道	こ に か
に お い	提 お て し 出 い 届 た せ て 出 者	て書の報を規定かに報を提定該	又 株 て にて し	皇 処 に 該 当 る。 よ る 。 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま
て 読	ず│準│ を 、用│ せ	書出し違 を 提た 反 る	限 取 の し を ュ	ま ま ま な 者
み 替 え	19. 5	出者し者	つ し 位 株 得 耳	式 者 を は 又 手
て 準	偽 合 は の を 虚	` 出 二	第 又 兼 を 、 し 十 は ね 所 若	年 以 ス な
用 す	記 含 偽 載 む の	、 出 二       又 を 百       は せ 万	七 所 た 有し 3	ス 下 の

役又は百万円以下の罰金に処する。第九十三条 第三十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲	の規定に違反して合併による 第十五条の三角の記載をして合併による 第十五条の三角の記載をして合併による 第十五条の三角の記載をして合併による 第十五条の三角の記載をして合併による 第十五条の三角の記載をして合併による 第二十三条の三角の記載をして合併による 第二十三角をした届出書をしておいて読 をした者 をした者 をした者 をした者 をした者 をした者 をした者 をしたる をしたる をしたる をしたる をしたる をしたる をしたる をしたる	の記載をした畐出書を提出した者
役又は十万円以下の罰金に処する。第九十三条 第三十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲	第十五条の二第二項及び第三項(これらの規定を同条第十五条の二第二項及び第三項(これらの規定を同条第十五条の二第二項及び第三項(これらの規定を同条第五項の規定に違反して合併による設立又は第十六条第二項(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者第十六条第二項(同条第五項において読み替えて準用する第十六条第六項において読み替えて準用する第十二条の規定に違反して第十六条第一項第一号又は第二号当する行為をした者	│ る場合を含む。 )の規定に違反して畐出をせず、又は虚為│

九 役 + 若 Л 条 し < の は 五 百 秘 万 密 円 保 以持 下 命 の 令 罰 に 金 違 に 反 処 し た し 者 又 は は こ 五 れ 年 を 以 併 下 科 の

す|懲 前 項 の 罪 は 告 訴 が な け ħ

L١ ば 公 訴 を 提 起 す る ح ۲ が で き

適 す 項 る の は 日 本 玉 外 に お L١ て 同 項 の 罪 を 犯 し た 者 に も

第 る を τ 九 罰 罰 金 す 次 の 五 刑 る の 他 を ほ 各 の 科 か 号 従 法 す に 業 人 掲 者 る そ の げ の が 代 法 る 表 規そ 人 者 又 定 の 又 は の法 は 違 人 法 人 に反又人 対 行 は 若 為 人 し τ を の < も し 業 は た 務 人 当 ۲ 又 の 該き は代 各 は財 理 号 産 人 に行に 定 為 関 使 め 者 し 用 第

略

の 規 < 反 第 定 は 九 し +た に 第 場 違 Ξ 条 合 反 項 第 を す の Ξ る 除 規 号 < 行 定  $\overline{\phantom{a}}$ 為 に 第 の 七 ょ る 差 条 止 Ξ 命 第 め 令 億 円 を 項 以 第 又 命 下 ず Ξ は の る 条 第 罰 部 又 八 金 分 は 条 刑 に第 の 限八 る。 条 第 第 項 に号若

ず は 第 る 条 九 第 第 部 又 八 + 九 分 は 条 条 +に 第 の 第 限 八 号 、 る 条 第 条 第 の 項 第 又 に 号 若 は 違 の し 号 反 規 < 第 若 九 し 定 は し 十 た 第 に < 四 場 違 Ξ は 条 合 反 項 第 す の Ξ に 限 뮹 各 る 規 本 る 行 定  $\overline{\phantom{a}}$ 条 為 に 第 の ょ 七 の る 罰 差 条 金 第 止 命 第 刑九め令 \_ 十をへ 項

ーのげの 法 体 規 に 定 で 対 の が し 違 そ ١J τ 反 の 4 行 4 体 も 為 体 の 当 を の 代 該 し 業 表 各 た 務 ۲ 号 又 に は き 管 定 は 財 理 め 人、 産 る 行に 罰 為 関 代 金 者 し 理 刑 を て を 罰 科 す 次 使 す る の 用 る ほ 各 人 か 号 そ に の そ 掲 他

の

従 法

の 寸

務

又

産

し 理

て

に

そ 掲 他

で

代

者、

管

理

使

用

の

規

定

違 そ しし

行 寸 体

為 体 の

۲

きは

は財

行に

略

る を τ 人 九 罰 罰 そ + 金 次 す の 五 刑 の る 他 を ほ 各 の 従 法 科 か 묵 す に 業 人 る そ 掲 者 の の げ が 代 法 る 表 規そ 人 又 定 の又 は の法は 人 違 人 法 に反又人 対 行 は 若 為 人 し τ を の < し 業 も は た 務 人 当 ۲ 又の 該 き は代 は財理 各 産人、 号 行に に 定 為 関 使 者 し 用

略

+ 第 第 又 第一し 止 < 兀 九  $\equiv$ は 第 め 第 九 条 + を 条 第 に号 は 九 命 又 八 +違 の 第 + 条 ず は 条 条 反 規 Ξ 条 各 本 第 の 第 し 定 項 第 る 第 条 部 八 た に の 号 場 号 の Ξ 分 条 第 違 規 罰 号 合 に 第 反 定  $\overline{\phantom{a}}$ 金 限 項 第 二 を す を に 第 る項 刑 除 除 る 若 ょ 七 **<** <u>\</u> 第 号 行 る条 し < 為 若 命第 に 号は し の 令 差 項 違 の 第 <  $\overline{\phantom{a}}$ 規 第 反 Ξ は Ξ 止 第 又 億 め  $\equiv$ 九 し 定 頂 第 は た に の Ξ 円 を 条 + 第 場 違 規 号 以 命 又 八 条 合 反 定 ず 下 は 条 す 第 の に に の る 第 の 限 る ょ 七 罰 部 八 又 る 行 る 条 金 分 条 第 は 為 刑 命 第 に 第 第 の 令 限 項 九 差へ項 る項若

- のげ 略

に

対 の が な

τ 反

当 を の

該 し 業 表

各 た

号

に

定

め

る

罰 為 関 代

金 者

刑 を

を 罰

科 す 次

す

る

る の

ほ 各 人

か 号 そ

第九十五条の二 第八十九条第一項第一号、第九十条第一号若	ついての時効の期間による。人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪に	第三項の規定により前条第一項の違反行為につき法人又は	る。	者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法の規定を準用す	行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑	第二項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟	効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。	き法人若しくは人又は団体に罰金刑を科する場合における時	第一項又は第二項の規定により第八十九条の違反行為につ	を科する。	対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑	反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に	の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項の違	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他			十四条善各本条の罰金刑	命ずる部分に限る。)に違反した場合に限る。)又は第九	第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の差止めを	又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令(	三 第九十条第一号、第二号若しくは第三号(第七条第一項	違反した場合を除く。) 三億円以下の罰金刑	の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。)に	による命令(第三条又は第八条第一	二 第九十条第三号(第七条第一項又は第八条の二第一項若
第九十五条の二 第八十九条第一項第一号、第九十条第一号若				とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法の規定を準用する。	為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者	前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行									罰金刑	る。)、第九十一条の二第一号又は第九十四条 各本条の	第九十一条第四号若しくは第五号(第四号に係る部分に限	止めを命ずる部分に限る。)に違反した場合に限る。)、	第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為の差	又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令(	三 第九十条第一号、第二号若しくは第三号(第七条第一項	。)に違反した場合を除く。) 三億円以下の罰金刑	に違反する行為の差止めを命ずる部分に限	の規定による命令(第三条又は第八条第一	二 第九十条第三号(第七条第一項又は第八条の二第一項若

の合つ又 代にたはそく 表お当そのは 者け該の違第 に る 法 違 反 対当人反の号 し該へ行計又 て法第為画は も、 人 九 を を 第で 十 知 知 九 事条りり十 各 業 本 第 条 者 - そそ条 の団号ののの 罰 体 又 是 防 違 金 には正止反 刑該第ににが を当三必必あ す号要要つ 科 るのななた す るも違措措場 の反置置合 をがををに 除あ講講お **<** つじぜい たなず ン 場 か

Ξ

τ

科す号要要つし するのななたく るも違措措場は の反置置合第 がをを に三 あ講講お号 つたなずては第 合つ又 九 にたはそ十 お当その一 け該の違条 にる法違反へ 対当人反の第 し該へ行計三 て法第為画号 人九ををを で 十知知除 各 事 条 ון נו 本 業 第 条 者 ーそそ の団号ののの 罰 体 又 是 防 違 には正止反 金 刑該第に にが

を当三必必あ

を 除 **<** の 代 表 者 も

条の八の二 私的独占禁止法第八条第一号及び第四号  第七十二条の	(略)	予定している会社を含む。)	で農林水産省令で定めるもの(当該持株会社になるこ │ 。)で農	禁止法第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう ―― 独占禁止	各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的   五 前各号	(略) ————————————————————————————————————	という。)以外の会社を子会社としてはならない。 象会社」と	合会は、次に掲げる会社(第四項において「子会社対 📗 組合連合会	の四十九 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同 第十一条の四	、略)	° )	〔当該持株会社になることを予定している会社を含む │ もの〔当	号に規定する持株会社をいう。)で主務省令で定める 第一号に	の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項 独占の禁	各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的   七 前各号	(略) ————————————————————————————————————	はならない。 してはな	て「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社   において「	合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第四項 📗 組合連合会	の四十七 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同 第十一条の四	改 正 法
八の二 私的独占禁止法第八条第一項第		している会社を含む。)	林水産省令で定めるもの(当該持株会社に	法第九条第五項第一号に規定する持株会社	に掲げる会社のみを子会社とする持株会社	略)	いう。)以外の会社を子会社としてはならな	は、次に掲げる会社(第四項において「子会	十九 第十条第一項第十号の事業を行う農業			該持株会社になることを予定している会社を	規定する持株会社をいう。)で主務省令で定	止及び公正取引の確保に関する法律第九条第	に掲げる会社のみを子会社とする持株会社	略)	らない。	子会社対象会社」という。)以外の会社を子	は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第	十七 第十条第一項第三号の事業を行う農業	現行

第 る。 七 ٦ 第 の で に 合 い の + = ょ の 七 規 又 τ IJ 場 + l١ は は 定 定 Ξ 不 合 条 は は に 条 当 の 定 適 の 二 十 = は 中 に の 用 農 央 + 対 取 し 事 第 슰 四 引 な 組 価 三第一 七十二 が を 分 ١١ 合 行 引 私 野 法 う た 的 き に 人 条 項 だ 第 上 お が 独 の 七 占 げ ŕ の け 行 八 事 +禁 る る う ت の 業 止 競 不 前 Ξ ۲ に 条 争 公 条 法 た つ 第 ۲ を 正 第 の 二 十 二 だ ١١ 八 な 実 な τ 質 項 U 条 る 取 書 は 第 場 的 引 第 の 第 合 に 方 規 適 号 制 法 号 \_ は 項 限 定 用 及 を の ح を 各 び す 用 し 事 準 な 号 の る 第 い 業 用 及 兀 限 Z ١J る に ۲ す び 号 IJ 場 つ 第 準 な 号 第 七 の る L١ 業 第 ٠, 用 及 兀 限 ٦ る に 兀 + す 号 ۲ 場 つ 号 び Ξ IJ る。 ٦ で に 第 合 ١١ の 条 の の 二 十 七 の ょ 又 規 な τ 規 場 + 定 l١ IJ は は 定 合 Ξ 不 は は 条 に 兀 当 定 適 の 二 十 は、 中 に の 用 農 取 央 私 対 し 事 第 会 価 引 な 的 組 · 三 第 が 独 を 分 合 ١١ 行 占 引 野 法 き に た 人

七十二 う 禁 条 項 第 上 止 の の 七 法 げ 八 事 +第 る の 業 Ξ 八 こ に 条 条 ح た つ の 二 十 二 第 だ ١١ な U τ 項 書 は 場 第 の 第 合 は、 規 適 号 項 定 用 及 を 各 び

だ が

ŕ

公 条

な

行

う

号

お

け

る

競 不 前

を 正 第

実

的 引 第

に 方

制 法

限 を の

す 用 事

۲ 争

る 質 取 項

(報告の徴取及び検査)	(報告の徴取及び検査)
2~5 (略)	2 ~ 5 (略)
六(略)	六 (略)
ホ・ヘ (略)	ホ・ヘ (略)
• (略)	. (略)
かに該当する者のある法人(外国法人を除く。)	かに該当する者のある法人(外国法人を除く。)
を含む。ホ及びへにおいて同じ。)のうちに次のいずれ	を含む。ホ及びへにおいて同じ。)のうちに次のいずれ
じ。)の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主	じ。)の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主
会社をいう。以下この号及び第三十二条の四において同	会社をいう。以下この号及び第三十二条の四において同
年法律第五十四号)第九条第五項第一号に規定する持株	年法律第五十四号)第九条第四項第一号に規定する持株
占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二	占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二
ニ 個人である主要株主(登録申請者が持株会社(私的独	二 個人である主要株主(登録申請者が持株会社(私的独
イ~ハ (略)	イ~ 八 ( 略 )
合にあつては、次のいずれかに該当する者	合にあつては、次のいずれかに該当する者
五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場	五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場
一~四 (略)	——————————————————————————————————————
ているときは、その登録を拒否しなければならない。	ているときは、その登録を拒否しなければならない。
記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠け	記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠け
すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは	すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは
ずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付	ずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付
第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のい	第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のい
(登録の拒否)	(登録の拒否)
現行	改 正 法
一条関係)	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)(附則第二十

第 2 融 該 等 件 会 の < 財 条 숲 す 金 関 必 五 商 た 該 人 託 い 行 こ 社 子 に る 融 を 金 提 産 を て 社 要 品 さ 取 融 登 **ത** 若 特 出 あ に 受 同 兀 子 商 除 ۲ か 六 品 検 関 引 業 定 つ け じ 私 以 < 取 つ せ 取 商 録 查 し を の 項 会 品 条 引 略 る 引 業 品 金 務 < 法 命 財 τ し た 第 的 社 取 下 適 の こ 業 者 取 融 当 若 は 人 じ 産 は 参 者 独 を 引 こ を 当 لح 等 引 機 該 し 当 に 考 に 若 믁 占 l١ 業 の が す で 者 < 等 業 関 子 該 当 又 関 当 ۲ 対 U に の 者 項 る が か う そ あ 内 金 < 規 等 者 で **ത** 5 者 を 特 は 該 は し 該 な L 禁 に **ത** る 嚣 業 当 参 金 当 は 以 لح ㅎ 等 除 定 財 融 金 る 定 止 を お 総 繎 る 務 務 を < 法 産 商 融 該 考 融 ベ 該 当 す 及 下 子 11 株 当 認 理 子 該 る び こ の 職 ٢ き 金 会 τ 主 該 め 大 又 人 の 品 商 商 は 委 숲 に 状 取 品 員 な 品 報 融 金 持 公 の 社 等 金 る 臣 取 子 ۲ 財 託 社 の あ 況 引 取 に る 告 商 融 株 正 条 の 融 は  $\overline{\phantom{a}}$ ベ 引 会 第 産 を ۲ 財 つ 若 業 引 当 若 品 商 取 に 特 議 商 き 受 業 社 に す 産 て し 者 業 該 き し 取 品 引 お 定 決 品 は 公 関 け は < 者 報 者 引 取 を L١ 十 法 権 取 る に 等 金 < の 益 持 関 当 か 等 は 業 引 τ 九 引 又 た は 等 融 告 しし 確 人 の 金 条 過 必 者 株 該 帳 を 又 資 う 保 同 業 融 は し 5 商 者 業 子 登 ۲ 要 に 会 必 金 簿 業 品 は 料 等 者 に じ の 半 者 商 投 な ぁ 社 要 融 書 務 会 取 箵 録 の 等 以 関 丌 しし 数 等 品 箵  $\overline{\phantom{a}}$ 検 つ 類 料 当 業 か 下 す う 又 な 商 の 社 引 金 第 を 取 者 τ ۲ 登 そ 委 融 務 5 保 引 查 は 検 品 ۲ 業 に 該 る Ξ 保 す 項 は 当 查 取 す 者 限 機 子 業 の 法 有 業 に の 託 若 録 護 限 当 該 に 引 他 を る 等 る 関 特 し 務 条 律 る に す 金 者 の 受 < 持 規 該 金 業 の 持 を 定 の に 第 当 る 融 等 た 金 融 当 者 物 け 株 当  $\overline{\phantom{a}}$ 除 法 は 委 お 九 定該 銀 機 め 第 2 融 商 該 等 件 た 숲 該 の < 人 財 託 しり 条 会 す 金 行 関 こ 必 五 3 を 社 子 に る 融 商 金 **ത** 者 提 産 を τ 第 社 等 を れ 要 +品 登 子 さ 取 融 検 の 若 特 出 あ 受 同 商 لح か 六 品 に 五 除  $\overline{\phantom{a}}$ つ 関 せ 引 業 定 け じ 私 以 取 つ 取 商 録 查 し を の 項 会 品 < 条 引 略 る 引 業 品 金 務 < 法 命 財 て し た 第 的 社 取 下 適 の こ 業 者 取 融 当 若 は 人 じ 産 は 参 者 独 を 引 こ を 当 当 考 号 す ۲ 者 等 引 機 該 し に に 若 占 ١١ 業 の が で 関 子 当 又 関 当 対 う 項 る が 等 か 業 < 該 ۲ し に の 者 そ あ 内 特 は 該 は な < 規 等 に の 者 る で の 5 者 を 金 b 該 し 禁 閣 業 等 除 定 財 融 当 参 金 当 は 定 以 を お 総 ع 総 き 業 金 る 止 子 務 務 を < 法 産 融 該 考 融 ベ 該 当 す 及 下 11 株 当 認 理 商 子 る こ 又 **ത** 人 の 品 商 職 ۲ 商 き 金 該 び 会 て 主 該 め 大  $\overline{\phantom{a}}$ に 取 金 持 は 委 会 状 品 員 な 品 報 融 公 の 社 等 金 る 臣 引 取 条 子 ۲ 財 託 社 の あ 況 取 に る 告 商 融 株 正 の 融 は  $\overline{\phantom{a}}$ 当 産 を ۲ 財 つ 若 業 引 ベ 引 若 品 商 숲 取 に 第 特 議 商 き 受 す 産 て 者 業 き 業 取 社 引 お 定 決 は 公 に し 該 品 品 に 関 け る は < 等 者 報 者 < 引 取 を の しし 十法 権 取 金 益 持 関 当 は 業 引 引 金 た は か 等 融 告 等 しし 確 τ 九 人 の 又 過 業 必 者 株 し 該 帳 5 を 商 又 資 者 業 う 保 同 条 融 は 要 に 슾 簿 業 子 品 は 登 料 等 者 に じ の ۲ 半 者 必 金 商 投 な ぁ 社 要 融 書 務 슾 取 箵 録 ത 等 以 関 兀 しし 数 等 品 箵  $\overline{\phantom{a}}$ 類 引 料 当 業 第 検 つ 又 の 社 金 か す う を 取 者 な 商 下 登 務 ۲ Ξ 引 查 て は 検 品 そ 委 ۲ 業 に 融 該 5 こ る 保 保 当 業 ത す 項 に は 查 取 の 託 す 者 限 機 子 若 法 有 録 業 護 当 特 限 該 に 引 他 を る る 関 し 務 条 律 る に す 金 者 の 等 受 < 規 当 該 金 業 の 持 を 定 の に 第 持 る 融 等 た

除法

は委お

九|株

定該

め

金

融

当

者 物

け

当

	:
3	2・3 〜各シ
なることを予定している会社を含む。)	なることを予定している会社を含む。)
をいう。)で厚生労働省令で定めるもの(当該持株会社に	をいう。)で厚生労働省令で定めるもの(当該持株会社に
法律第五十四号)第九条第五項第一号に規定する持株会社	法律第五十四号)第九条第四項第一号に規定する持株会社
占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年	占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年
二 前号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独	二 前号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独
イ・ロ (略)	イ・ロ(略)
一 (略)	一 (略)
う。)以外の会社を子会社としてはならない。	う。)以外の会社を子会社としてはならない。
は、次に掲げる会社(次項において「子会社対象会社」とい	は、次に掲げる会社(次項において「子会社対象会社」とい
下この条及び次条において「共済事業専業組合」という。)	下この条及び次条において「共済事業専業組合」という。)
を行うことができないものとされた共済事業を行う組合(以	を行うことができないものとされた共済事業を行う組合(以
第五十三条の十八 第十条第三項の規定により同項の他の事業	第五十三条の十八 第十条第三項の規定により同項の他の事業
(共済事業専業組合の子会社の範囲等)	(共済事業専業組合の子会社の範囲等)
現行	改正法
十二条関係)	消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)(附則第二

を含む。) を含む。) を含む。) に対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。 第九条第四項第一号に規定する持株会社で農林水産省令で第九条第四項第一号に規定する持株会社を子会社としてはならない。 第九条第四項第一号に規定する持株会社において「子 第一条の三 連合会は、次に掲げる会社(第六項において「子 第一条合む。)	(子会社の範囲等) (子会社の範囲等) (子会社の範囲等) (子会社が象会社」という。)以外の会社を子会社(第九十二子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社(第九十二子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)としてはならない。 第九条第四項第一号に規定する持株会社で主務省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含化を含む。)
を含む。) を含む。) を含む。) を含む。) を含む。) を含む。) を含む。) に規定する持株会社で農林水産省令で が、前各号に掲げる会社のみを子会社とする私的独占禁止法 であるもの(当該持株会社になることを予定している会社 ない。 のみを子会社とする私的独占禁止法 であるもの(当該持株会社になることを予定している会社 でいる会社のみを子会社とする私的独占禁止法 を含む。) のみを子会社とする私的独占禁止法 を含む。) のみを子会社とする私的独占禁止法 を含む。) のみを子会社とする私的独占禁止法	現 行 ( 略) 現 行 ( 略)

協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百	八十三号)(附則第二十二条関係)
改正法	現 行
(信用協同組合の子会社の範囲等)	(信用協同組合の子会社の範囲等)
第四条の二 信用協同組合は、次に掲げる会社(国内の会社に	第四条の二 信用協同組合は、次に掲げる会社 (国内の会社に
限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)以	限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)以
外の会社を子会社としてはならない。	外の会社を子会社としてはならない。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 前二号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的	三 前二号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的
独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二	独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二
年法律第五十四号)第九条第四項第一号 (持株会社)に規	年法律第五十四号)第九条第五項第一号 (持株会社)に規
定する持株会社をいう。以下同じ。)で内閣府令で定める	定する持株会社をいう。以下同じ。)で内閣府令で定める
もの(当該持株会社になることを予定している会社を含む	もの(当該持株会社になることを予定している会社を含む
° )	°
2 6 8 (略)	2

信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)(附則第二十二	· 二条関係)
改 正 法	現行
(信用金庫の子会社の範囲等)	(信用金庫の子会社の範囲等)
第五十四条の二十一 信用金庫は、次に掲げる会社 (国内の会	第五十四条の二十一 信用金庫は、次に掲げる会社 (国内の会
社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。	社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。
)以外の会社を子会社としてはならない。	)以外の会社を子会社としてはならない。
一・二 (略)	一 - 二 ( 略 )
三 前二号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的	三 前二号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的
独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項	独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第五項
第一号(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ	第一号(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ
。)で内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを	。)で内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを
予定している会社を含む。)	予定している会社を含む。)
2 4 8 (略)	2~8 (略)

2~5 (略)	2~ 5 ( 格 )
一~三 (略)	
総理大臣の認可を受けなければならない。	総理大臣の認可を受けなければならない。
する持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣	する持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣
下同じ。)になろうとする会社又は長期信用銀行を子会社と	下同じ。)になろうとする会社又は長期信用銀行を子会社と
条第五項第一号 (持株会社)に規定する持株会社をいう。以	条第四項第一号(持株会社)に規定する持株会社をいう。以
引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九	引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九
用銀行を子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取	用銀行を子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取
第十六条の二の四 次に掲げる取引若しくは行為により長期信	第十六条の二の四 次に掲げる取引若しくは行為により長期信
(長期信用銀行持株会社に係る認可等)	(長期信用銀行持株会社に係る認可等)
現行	改正法
十二条関係)	長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)(附則第二

2 (略)	2 (略)
もの	もの
株会社等」という。)が第四条第一項第四号に該当する	株会社等」という。)が第四条第一項第四号に該当する
られる会社として国土交通省令で定めるもの(以下「持	られる会社として国土交通省令で定めるもの(以下「持
その他の当該会社の経営を実質的に支配していると認め	その他の当該会社の経営を実質的に支配していると認め
号)第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。)	号)第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。)
正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四	正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四
ホ 会社であつて、その持株会社(私的独占の禁止及び公	ホ 会社であつて、その持株会社(私的独占の禁止及び公
イ〜ニ (略)	イ〜ニ(略)
五 申請者が次に掲げる者に該当するものでないこと。	五 申請者が次に掲げる者に該当するものでないこと。
一~四 (略)	—— —— —— —— —— —— —— —— —— —— —— —— ——
ならない。	ならない。
、その申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければ	、その申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければ
第百一条 国土交通大臣は、前条の許可の申請があつたときは	第百一条 国土交通大臣は、前条の許可の申請があつたときは
(許可基準)	(許可基準)
現行	改 正 法
関係)	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)(附則第二十二条

労働金庫法 (昭和二十八年法律第二百二十七号) (附則第二十	- 二条関係)
改正法	現行
(労働金庫の子会社の範囲等)	(労働金庫の子会社の範囲等)
第五十八条の三善労働金庫は、次に掲げる会社 (国内の会社に	第五十八条の三 労働金庫は、次に掲げる会社 (国内の会社に
限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)以	限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)以
外の会社を子会社としてはならない。	外の会社を子会社としてはならない。
一 · 二 (略)	一・二 (略)
三 前二号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的	三 前二号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的
独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項	独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第五項
第一号(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ	第一号(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ
。)で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(当該持株会	。)で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(当該持株会
社になることを予定している会社を含む。)	社になることを予定している会社を含む。)
2	2 4 8 (略)

保険業法(平成七年法律第百五号)(附則第二十二条関係)	
改正法	現行
(定義)	(定義)
第二条 (略)	第二条 (略)
2~ 15 (略)	2~ 15 (略)
16 この法律において「保険持株会社」とは、保険会社を子会	16 この法律において「保険持株会社」とは、保険会社を子会
社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関	社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関
する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第四項第一	する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第五項第一
号(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ。)で	号(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ。)で――
あって、第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立さ	あって、第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立さ
れ、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けてい	れ、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けてい
るものをいう。	るものをいう。
17 27 (略)	17~27(略)

2 1 (略)	2
当 該	1 ( 当該
社をいう。次項において同じ。)で主務省令で定めるもの	社をいう。次項において同じ。)で主務省令で定めるもの
年法律第五十四号)第九条第五項第一号に規定する持株会	年法律第五十四号)第九条第四項第一号に規定する持株会
独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二	独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二
十 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的	十 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的
一~九 (略)	一~九 (略)
対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。	対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。
第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社(以下「子会社	第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社(以下「子会社
(農林中央金庫の子会社の範囲等)	(農林中央金庫の子会社の範囲等)
現行	改 正 法
条関係)	農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)(附則第二十二

3 ~ 8 (略)	3 6 8 (略)
十 (略)	十 (略)
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
かに該当する者のある株式会社	かに該当する者のある株式会社
要株主を含む。次号において同じ。)のうちに次のいずれ	要株主を含む。次号において同じ。)のうちに次のいずれ
。以下同じ。)の子会社であるときは、当該持株会社の主	。以下同じ。)の子会社であるときは、当該持株会社の主
五十四号)第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう	五十四号)第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう
止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第	止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第
九 個人である主要株主(申請者が持株会社(私的独占の禁	九 個人である主要株主(申請者が持株会社(私的独占の禁
一~八 (略)	一~八 (略)
実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。	実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。
げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事	げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事
とき、又は前条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲	とき、又は前条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲
2 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当する	2 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当する
第五条 (略)	第五条 (略)
(免許の基準)	(免許の基準)
現行	改正法
係)	信託業法(平成十六年法律第百五十四号)(附則第二十二条関

2	2
)	)
(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)	(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)
社をいう。次項において同じ。)で主務省令で定めるもの	社をいう。次項において同じ。)で主務省令で定めるもの
年法律第五十四号)第九条第五項第一号に規定する持株会	年法律第五十四号)第九条第四項第一号に規定する持株会
独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二	独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二
八 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的	八 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的
一~七 (略)	一~七 (略)
社としてはならない。	社としてはならない。
条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会	条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会
第三十九条 商工組合中央金庫は、次に掲げる会社 (以下この	第三十九条 商工組合中央金庫は、次に掲げる会社(以下この
(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)	(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)
現行	改正法
附則第二十二条関係)	株式会社商工組合中央金庫法 (平成十九年法律第七十四号)

損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第百九・	十三号)(附則第二十三条関係)
改 正 法	現
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除	(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除
外)	外)
第七条の三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	第七条の三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
(昭和二十二年法律第五十四号)第八条(第一号及び第四号	(昭和二十二年法律第五十四号)第八条第一項(第一号及び
に係る部分に限る。)の規定は、料率団体が第七条の二第一	第四号に係る部分に限る。)の規定は、料率団体が前条第一
項(第二号に係る部分に限る。)の規定に基づいて行う行為――	項(第二号に係る部分に限る。)の規定に基づいて行う行為――
には、適用しない。ただし、一定の取引分野における競争を	には、適用しない。ただし、一定の取引分野における競争を
実質的に制限することにより保険契約者又は被保険者の利益	実質的に制限することにより保険契約者又は被保険者の利益
を不当に害することとなるときは、この限りでない。	を不当に害することとなるときは、この限りでない。

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)(附	則第二十四条関係)
改 正 法	現行
(私的独占禁止法の適用除外)	(私的独占禁止法の適用除外)
第七十五条の二 私的独占禁止法第八条第一号及び第四号の規	第七十五条の二 私的独占禁止法第八条第一項第一号及び第四
定は、中央会が行う第七十四条第一項各号及び前条第一項各	号の規定は、中央会が行う第七十四条第一項各号及び前条第
号の事業については、適用しない。ただし、不公正な取引方	一項各号の事業については、適用しない。ただし、不公正な
法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に	取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実
制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合	質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとな
は、この限りでない。	る場合は、この限りでない。

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十	十二年法律第百二十七号)(附則第二十四条関係)
改正法	現行
(公正取引委員会への通知)	(公正取引委員会への通知)
第十条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体	第十条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体
の長(以下「各省各庁の長等」という。)は、それぞれ国、	の長(以下「各省各庁の長等」という。)は、それぞれ国、
特殊法人等又は地方公共団体(以下「国等」という。)が発	特殊法人等又は地方公共団体(以下「国等」という。)が発
注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び	注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び
公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号	公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号
)第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があると疑	)第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為があ
うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その	ると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し
事実を通知しなければならない。	、その事実を通知しなければならない。

改正法	現
(定義)	(定義)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体	4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体
又は特定法人(以下「国等」という。)が入札、競り売りそ	又は特定法人(以下「国等」という。)が入札、競り売りそ
の他競争により相手方を選定する方法(以下「入札等」とい	の他競争により相手方を選定する方法(以下「入札等」とい
う。)により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関	う。)により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関
し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同	し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同
して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事	して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事
業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を	業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を
行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保	行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保
に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第	に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第
八条第一号の規定に違反する行為をいう。	八条第一項第一号の規定に違反する行為をいう。
5 (略)	5 (略)

一号)(附則第二十四条関係) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第百

	用しない。
業者のその勧告に係る行為については、適用しない。	ときに限り、親事業者のその勧告に係る行為については、適
合において、親事業者がその勧告に従つたときに限り、親事	よる勧告をした場合において、親事業者がその勧告に従つた
員会が前条第一項から第三項までの規定による勧告をした場	定は、公正取引委員会が前条第一項から第三項までの規定に
和二十二年法律第五十四号)第二十条の規定は、公正取引委	和二十二年法律第五十四号)第二十条及び第二十条の六の規
第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭	第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)	(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)
現行	改 正 法
附則第二十五条関係)	下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第百二十号)。

改正法	現行
(定義等)	(定義等)
第二条 (略)	第二条 (略)
2~ 11 (略)	2~11 (略)
12 この法律において「持株会社」とは、私的独占の禁止及び	12 この法律において「持株会社」とは、私的独占の禁止及び
公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号	公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号
)第九条第四項第一号(持株会社)に規定する持株会社をい	)第九条第五項第一号(持株会社)に規定する持株会社をい
う。	う。
13~16(略)	13~16(略)
(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等)――――――――――――――――――――――――――――――――――――	(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等)
第三十条 (略)	第三十条 (略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
4 銀行が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫(これらの法	4 銀行が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫(これらの法
人をもつて組織する連合会を含む。以下この章において「信	人をもつて組織する連合会を含む。以下この章において「信
用金庫等」という。)から事業の全部又は一部を譲り受ける	用金庫等」という。)から事業の全部又は一部を譲り受ける
場合においては、当該信用金庫等を会社とみなして、私的独	場合においては、当該信用金庫等を会社とみなして、私的独
占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条(事業の	占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条(営業の――――――――――――――――――――――――――――――――――――
譲受け等の制限)及び同条に係る同法の規定を適用する。	譲受け等の制限)及び同条に係る同法の規定を適用する。

																							7
るのは、「平成十八年一月四日の前日までの期間と平成十八としての事業活動がなくなる日までの期間(当該期間」とあ	。)の規定の適用については、同項本文中「当該行為の実行	占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む	3 前項の場合における新独占禁止法第七条の二第一項(新独	については、なお従前の例による。	についての課徴金の額の計算(売上額に乗ずる率に限る。)	たものであるときは、当該違反行為のうち同日前に係るもの	為が平成十八年一月四日前に開始され、同日以後になくなっ	九条第五項の規定による通知をする場合において当該違反行	十条第六項において読み替えて準用する新独占禁止法第四十	2 前条第二項に規定する違反行為について新独占禁止法第五	については、課徴金の納付を命ずることができない。	たものであるときは、当該違反行為のうち同日前に係るもの	為が平成十八年一月四日前に開始され、同日以後になくなっ	九条第五項の規定による通知をする場合において当該違反行	十条第六項において読み替えて準用する新独占禁止法第四十	第七条及び第八条において「新独占禁止法」という。)第五	止及び公正取引の確保に関する法律(以下この条並びに附則	平成二十一年法律第五十一号)による改正後の私的独占の禁	止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(	第五条 前条第一項に規定する違反行為について私的独占の禁	附則	改正法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正
の前日までの期間と施行日から当該行為の実行としての事業がなくなる日までの期間(当該期間」とあるのは、「施行日		三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用	3 前項の場合における新法第七条の二第一項(新法第八条の	による。	算(売上額に乗ずる率に限る。)については、なお従前の例	反行為のうち施行日前に係るものについての課徴金の額の計	始され、施行日以後になくなったものであるときは、当該違	による通知をする場合において当該違反行為が施行日前に開	項において読み替えて準用する新法第四十九条第五項の規定	2 前条第二項に規定する違反行為について新法第五十条第六					納付を命ずることができない。	該違反行為のうち施行日前に係るものについては、課徴金の	に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、当	規定による通知をする場合において当該違反行為が施行日前	第六項において読み替えて準用する新法第四十九条第五項の	第五条 前条第一項に規定する違反行為について新法第五十条	附則	現行	する法律(平成十七年法律第三十五号)(附則第二十七条関係)

5 6 独 を 令 し す 律 え 零 す 額 う 日 年 ょ の ょ 第 だ 分 6 文 兀 ち 占 IJ な IJ の る 及 ま に 平 平 び **ത** え 係 **ത** 読 止 L١ 計 項 書 金 部 ۲ 規 で 月 額 ۲ 規 項 ۲ 算 項 分 成 第 項 兀 な る み 成 及 か の 定 の 止 しし 課 定 の 替 + び き 5 規 の ۲ 当 の +中 五 の 期 日 及 لح 徴 の 場 え 七 公 た 第 定 場 の 該 金 控 八 + 場 間 か び き 金 適 τ 年 正 又 額 九 合 合 違 除 年 そ 合 ۲ 6 合 ത 額 用 法 は が 項 に 計 が に 当 公 の に 適 取 適 し の 条 を 反 引 当 正 又 額 に お 用 律 当 ま 用 お 額 行 当 た 月 額 第 お 合 該 取 さ 兀 は が つ け 第 の 該 該 で に ゖ 為 該 額 ゖ 算 行 \_ 引 当 当 しし る れ  $\equiv$ 確 控 罰 つ る لح の 罰 日 ۲ 項 る し 為 +す う ۲ の τ 金 第 L١ 金 以 た の 該 該 新 る 保 除 新 あ 本 新 ち こ る 確 変 罰 独 五 に 後 額 + て 独 額 あ 後 る 文 独 期 実 は 同 保 更 金 占 の 号 関 の の は 占 の る に の の 占 間 行 項 日 に 後 額 同 禁 す 額 項 禁 の 係 は 規 禁 ح  $\overline{\phantom{a}}$ 附 当 関 の の 項 止 本 る 分 若 同 止 前 分 は る \_ 定 止 す 文 則 法 ۲ 項 も そ て 額 た 法 の し 法 に の の 法 該 る だ に 第 律 < 係 分 第 あ た 第 控 の の 適 第 合 の ۲ に 法 規 る だ 七 る を に 額 七 算 事 の し 五 五 の は 除 用 律 あ 書 + 定 条 の 相 第 L 条 も 下 L 対 中 に 条 し 業 ത る に 中 す 第 部 は 当 + 書 ത た 応 当 つ た 活 の の 相 る す 中 額 す 条 兀 を る 11 期 の に 該 動 当 項 当 部 項 る  $\neg$ 場 る 違 τ は 第 合 改 第 対 第 間 が を す 計 正 私 第 + 当 部 反 は + 該 の 金 の 応 合 な 改 る 納 頂 額 規 す 的 額 規 九 す に 該 分 行 九 لح < 項 す 正 私 金 付 た 定 る 独 を 定 項 る は 対 の 為 項 な す 的 額 命 だ ۲ に 法 占 超 に た る

部 応 金 の れ 本 る 4 の 罰 日 中 五 た 活 ح ۲ う 金 以 + 第 期 動 す ち そ 間 後 が 額 あ 項 る 条 る 施 の に の な 行 の 係 額 第 の لح < 日 分 は る 場 す な 前 の も ۲ 項 合 る る 控 に の あ 本 に 日 を る 文 お 係 除 に ま し 対 の の け で る 下 も 回 た 応 規 る は の の る 額 す 定 新 期 場 る そ に  $\overline{\phantom{a}}$ **ത** 法 間 当 部 第 対 合 の 適 ۲ 応 に 該 分 額 用 七 を す は 対 の 中 に 条 合 る 金 当 つ 応 の 算 零 す 該 部 額 ŀ١ 分 円 る 違 τ 第 た 部 ۲ の 反 は + 期 金 ۲ 分 行 兀 間 当 の \_ 為 こ 頂 額 該 金 控 の れ 本 ۲ ത 違 額 除 う 5 文 該 ち 合 が し の 及 合 反 当 び 計 行 た 施 規 算 第 為 該 額 行|定

5 年 正 又 額 5 規 取 は が 第 法 定 第 引 当 当 律 六 の 第 該 該 項 の 項 適 Ξ 確 控 罰 ま 用 の + 保 除 金 で 場 に 五 に 後 額 合 つ 号 関 の の 第 L١ に す 額 八 て お は 附 る 分 項 け 則 法 ۲ 若 る の 第 律 あ \_ し 同 新 る に < 五 の 項 法 条 相 の は た 第 当 第 部 は 第 だ 七 兀 を す 九 し 条 項 改 る 項 書 の の 私 金 の 中 正 規 す 的 額 規 第 る 独 第 定 を 定 + に 法 占 超 に 兀 ょ 律 の え ょ 項 項 IJ 禁 な IJ た 平 読 止 L١ 計 第 だ み 成 及 ۲ 算 兀 し + び 書 替 き 項 え 七 公 た かしの

て

適

用

さ

れ

る

こ

の

項

本

文

に

規

定

す

る

合

計

額

۲

す

る

6 平 止 しし 課 定 成 及 ۲ 徴 の 第 + び き 金 適 七 項 公 の 用 年 正 又 額 に の 法 取 は が つ 場 当 当 律 引 しし 合 第 の 該 該 て に は 確 変 罰 お +保 更 け 金 五 後 額 同 に る 号 関 の の 項 新 す 額 た 法 る 附 だ 第 分 則 法 ۲ の し 五 第 律 書 + あ の 中 五 る に 条 ത 相 条 第 部 は 当 当 第 兀 す を 該 頂 改 る 納 頂 私 金 付 ന 正 た 規 す 額 命 だ 的 定 る 独 を 令 に 法 占 超 に 書 ょ 律 の え 係 の 1) る 規

る

法

律

平

成

+

七

年

法

律

第

Ξ

+

五

号

附

則

第

五

条

第

兀

項

の

規

各ノノ	ト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第七条 (略)	第七条 (略)
	(審決及び納付命令に関する経過措置)
、同条第六項の規定を適用する。	
一項の規定による命令であって確定しているものとみな	
る場合に限る。)は、当該命令又は審決を新法第七条の	
による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定し	
ている場合に限る。 )又は旧法第五十四条の二第一項の	
ことなく旧法第四十八条の二第五項に規定する期間を経	
があるとき(当該命令についての審判手続の開始を請求	
)に、旧法第七条の二第一項の規定による命令を受けた	
第五項の規定による通知を受けた日からさかのぼり十年	
第五十条第六項において読み替えて準用する新法第四十	
れなかったときは、当該事業者が当該違反行為について	
最初に行われた日からさかのぼり十年以内(当該処分が	
四号に掲げる処分又は新法第百二条第一項に規定する処	
定する違反行為に係る事件について新法第四十七条第一	
る場合において、当該事業者が、同条第一項又は第二項	
て準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を	
第六条 新法第七条の二第一項(同条第二項において読み	第六条 削除
(審決及び納付命令に関する経過措置)	
	7
大気でする言名 言る者とて従身でするこのエスでは夫気では名言名」とでは	上する。 ::::::::::::::::::::::::::::::::::::

3 第 平 第 条 八 部 号 +お 項 し 五 に しし 当 項 ょ 頂 て 成 第 条 分 て に 旧 第 第 IJ こ 規 該 + 頂 の に 新 て 若 法 限 新 審 八 項 Ξ 独 確 れ 定 第 に 旧 Ξ 号 兀 独 決 年 規 若 法 の る 占 号 定 に 当 す < 占 を 定 し 第 規 及 禁 し 従 該 る は + 禁 月 す < 兀 定 び 止 第 た わ 審 措 第 八 新 + 第 置 独 兀 る を 並 法 九 排 な 決 止 は 条 + 占 日 措 第 適 び 第 を 項 法 八 除 11 を 第 号 第 禁 以 置 用 に 九 措 ۲ 受 命 の 兀 条 九 止 後 を 項 第 す 第  $\overline{\phantom{a}}$ +条 置 き け ず 規 項 + 法 兀 る 五 新 る に の 条 命 は 定 命 た 項 七 ず 第 令 に の お 規 項 独 第 者 も 第 規 九 ۲ 当 が ょ 条 L١ る 定 占 Ξ の 五 第 号 + 該 平 る + の 定 て も に 第 禁 み を 規 九 に 審 成 審 に こ の ょ 五 止 五 な 除 Ξ 定 ょ を る + + 法 係 条 し 決 +**<** 決 条 れ Ξ を る に 除 審 五 第 る 第 τ を 八 の  $\overline{\phantom{a}}$ 違 条 九 年 旧  $\equiv$ 適 排 < 決 条 部 新 + 項 が 法 又 用 除 反 の の 分 新 独 す 措 し 旧 Ξ 条 に 第 独 占 月 確 第 は る τ 法 又 第 限 占 禁 匹 定 置 を 並 八 第 る。 号 受 び 禁 止 日 命 しし 第 は Ξ し 条 五 号 に 及 法 令 る け 第 止 以 た の + 八 ۲ 第 び 法 ۲ た 条 五 に の 後 場 四 四 + 九 係 第 規 み き 者 の 第 に 合 第 条 な は が 四 四 +る 第 Ξ 九 定 お に 第 3 第 の 新 施 第 条 八 び Ξ 部 + 置 わ お 項 法 第 に 묵 命 に 項 規 行 分 五 な L١ 旧 日項 第 に 規 定 の に 条 令 τ 若 法 しし 限 規 以 に 項 九 係 第 ۲ ۲ 定 第 を 旧 し る。 当 適 定 後 規 若 法 +る み き す < 兀 用 に に 定 し 第 五 部 項 な は 該 る は + ょ < 兀 第 措 す お す 条 分 し 審 第 八 て、 る る + 当 決 置 る ١١ は の に 条 号 排 τ 措 第 八 Ξ 限 第 該 を を 項 第 る。 除 こ 置 条 の 及 新 受 命 の 兀 審 項 び ず 措 れ を 項 第 規 法 決 け 規 項 第 第 る 置 に 命 の 兀 定 第 を た 定 Ξ 違 ず 規 並 新 者 に 第 命 項 を 九 も 令 る定 適 び 号 号 + 法 が ょ 反 の 五 施 +۲ し も に 第 用 に 及  $\overline{\phantom{a}}$ 条 の を る み τ の ょ す 第 び 新 第 規 除 審 Ξ 五 行 **<** な を る + る Ξ 第 Ξ 定 日 決 条 しし 法 Ξ る 審 項 第 号 以 の U 除 Ξ に て、 九 ۲ 号 後 旧  $\equiv$ < 決 条 ょ の 第 +第 IJ に が 法 又  $\overline{\phantom{a}}$ 新 は 旧  $\equiv$ 九 新 条 九 確 お 確 第 は 法 法 又 +法 第 +定 を 定 L١ 八 第 受 は 五 第 条 第 し て し 五 号 九 九 条 た た 該 け 八 第 条 の + + +に 場 審 た 条 五 の 排 れ 兀 兀 七 第 決 者 の +条 係 除 に 合 第 条

第る九措

従に

第

が四四